

だい き やつしろ し しょう しゃけいかく
第4期八代市障がい者計画

～ともに^{ささ}支えあい ^{じぶん}自分らしく暮らせる ^{こころ}心のかよいあうまち やつしろ

れいわ ^{ねん}ど (2021) ▶▶▶ れいわ ^{ねん}ど (2026)



れいわ ^{ねん} がつ
令和3年3月

くまもとけん やつしろし
熊本県 八代市



やつしろし^{しや}
八代市障がい者サポーター
シンボルマーク

目次

第1章 計画策定にあたって..... 1

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障がい者制度の動向	2
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	6
5	計画策定の体制	6
6	住民参加による計画策定の手法	7
7	計画の進行管理	8

第2章 八代市の障がいのある人の現状..... 9

1	人口構成の推移	9
2	世帯数の推移	10
3	障がい者手帳所持者の状況	10
4	身体障がい者の状況	12
5	知的障がい者の状況	16
6	精神障がい者等の状況	18
7	障害支援区分認定者の状況	21
8	障害福祉サービス支給決定者の状況	22
9	地域生活支援事業利用決定者の状況	22
10	障がい者支援施設の利用状況	23
11	各種手当の支給状況	23

第3章 計画の基本的な考え方..... 24

1	めざす姿	24
2	検証指標	25
3	基本目標	26
4	分野別施策	27
5	施策の体系	29

第4章 分野別施策の展開..... 30

1 地域生活の支援 30

2 保健・医療体制の充実 34

3 療育・教育の充実 37

4 文化・スポーツ・交流活動等の推進 40

5 雇用・就業、経済的自立の支援 44

6 情報の取得・利用の向上 46

7 安全・安心な生活の支援 48

8 生活環境の整備 50

9 差別の解消と権利擁護の推進 53

資料編..... 58

1 八代市障がい者計画等策定・評価委員会委員名簿 58

2 第4期八代市障がい者計画策定庁内部会名簿 59

3 委員会等の実施状況 60

4 市民アンケート結果 61

5 関係団体・事業者アンケート及びヒアリング調査結果 110

6 用語解説 118

「障がい」の表記について

本計画では、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のもの、
 組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「障害」を「障がい」と一部ひらがなで表記しています。

「害」の字は「負」のイメージが強いため、少しでも障がいを理由とした差別
 や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進しようとする観点からです。

だい しょう けいかくさくてい 第1章 計画策定にあたって

1 けいかくさくてい はいけい しゅし 計画策定の背景と趣旨

やつしろし しょうがいしゃ きほんほう もと しょうそんしょうがいしゃけいかく へいせい ねん がつ
八代市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成29年3月
に、平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間とする「第3期八代市障
がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら
共生する社会の実現に向け、障がいのある人が様々な活動に積極的に参加し、
ちいき なか しゃかい いちいん じりつ せいかつ め ぎ しょう しゃしきく
地域の中で、社会の一員として自立して生活できるまちを目指して、障がい者施策
を推進してきました。

くに しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ い か
国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下
「障害者差別解消法」という。）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」
（以下「成年後見制度利用促進法」という。）等を新たに制定し、また、「発達
しょうがいしゃしえんほう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
ほうりつ い か しょうがいしゃそうごうしえんほう どう かいせい ほうれいめん せいび
法律」（以下「障害者総合支援法」という。）等を改正するなど、法令面の整備によ
り障がい者施策を充実させてきました。

しょうがいしゃそうごうしえんほう しょう ひと みずか のぞ ちいきせいかつ いたな
障害者総合支援法では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことがで
きるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障がいのある人の
じゅうどか こうれいか およ かいごしゃ こうれいか ともな おやな あと しえん そうか つづ
重度化・高齢化、及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、増加が続いている
いりょうてき じ ほんたつしょう じ しえん じゅうじつ なんびょうかんじゃ さまざま しょう
医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実、難病患者など様々な障がいのあ
る人への対応の強化が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、本市の障がいのある人の現状と課題を
ふま ぶくし ぶんや かぎ ほけん いりょう きょういく ろうどう ぼうさい おお ぶんや かか
踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関
わりながら、障がいのある人の福祉の向上に向けた施策を総合的かつ計画的に進め
るため、国や県の計画を踏まえて「第4期八代市障がい者計画（以下、「本計画」と
いう。）」を策定することとしました。

2 障がい者制度の動向

国は、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がいのある人など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指すとしています。

また、平成29年6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法・医療法・社会福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法などが見直されました。この改正は、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を行うことを目的としています。

(1) 近年の法制度の動き

■ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（略称「障害者虐待防止法」）の施行（平成23年6月制定、平成24年10月施行）

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」の設置が義務付けられました。

■ 障害者差別解消法の施行（平成25年6月制定、平成28年4月施行）

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮の提供が義務付けられました。

■ 障害者の雇用の促進に関する法律（略称「障害者雇用促進法」）の改正

① 平成25年6月公布、平成28年4月（一部平成30年4月）施行

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から、障がい者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

② 令和元年6月公布、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定されました。

■成年後見制度利用促進法の施行（平成28年4月制定、同年5月施行）

地域住民のニーズに応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定されました。

■発達障害者支援法の改正（平成28年6月制定、施行）

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備（保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性）などが規定されました。

■障害者総合支援法の改正（平成28年6月制定、平成30年4月施行）

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。

■児童福祉法の改正（平成28年6月制定、平成30年4月（一部平成28年6月）施行）

障がい児支援のニーズの多様化（重度の障がい児・医療的ケア児など）にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（略称「障害者文化芸術推進法」）の施行（平成30年6月制定、施行）

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが規定されました。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称「バリアフリー法」）の改正（平成30年5月制定、同年11月（一部平成31年4月）施行）

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨が明記されました。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（略称「読書バリアフリー法」）の施行（令和元年6月制定、施行）

視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことが規定されました。

(2) 障害者計画の策定状況

障害者基本法に規定された「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」の策定状況は次のとおりです。

■国における策定状況

第4次障害者基本計画 計画期間：平成30年度～令和4年度

◆基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

■熊本県における策定状況

第5期熊本県障がい者計画 計画期間：平成27年度～令和2年度

◆計画の目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現



3 計画の位置づけ

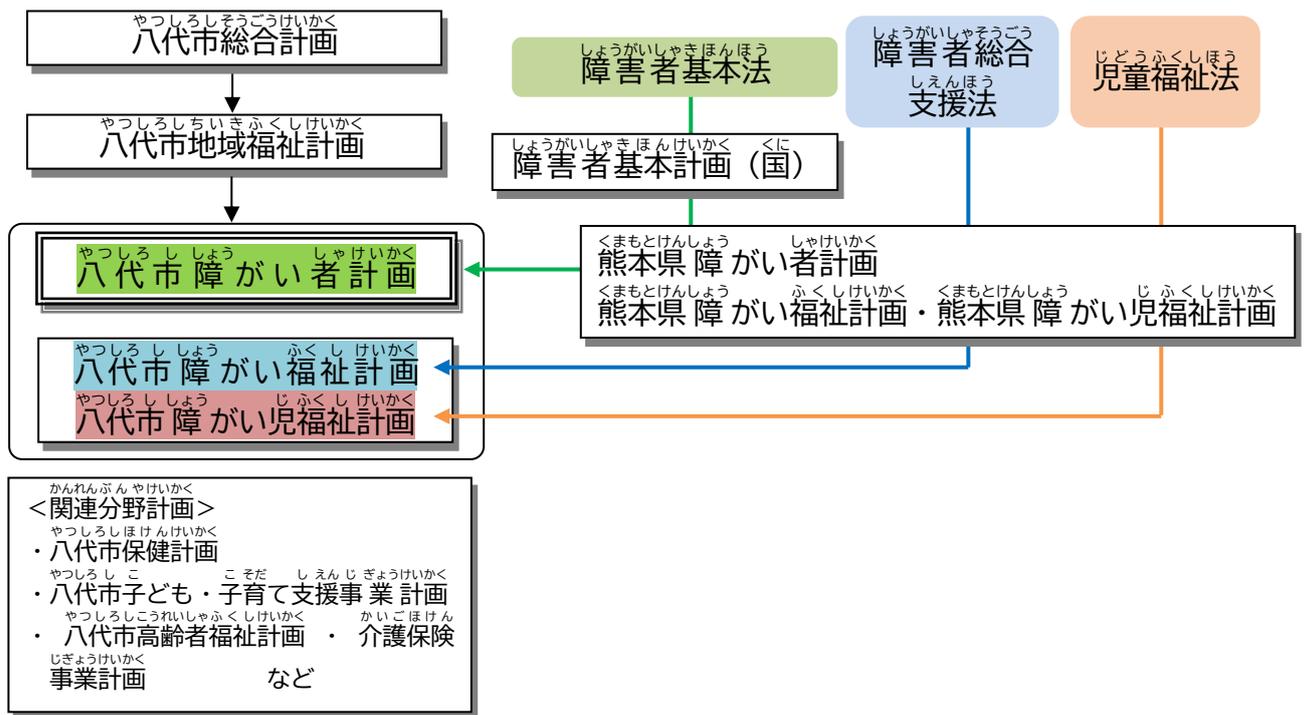
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定したものであり、今後の本市における障がい者施策を推進するための指針となるものです。

国の「障害者基本計画」、熊本県の「熊本県障がい者計画」等を踏まえるとともに、「八代市総合計画」及び関連分野の各計画との整合性を図っています。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す

「八代市障がい福祉計画・八代市障がい児福祉計画」は、本計画の考え方を基本にして策定しています。

◆ 上位・関連計画、根拠法



4 計画の期間

本計画は、障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえるとともに、障がい者計画の障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する障がい福祉計画や障がい児福祉計画と一体となって市の障がい者施策を推進するために、両計画の見直しのサイクルを統一し、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法律や制度などに大幅な変更が生じた場合には、適宜見直しを行います。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者計画	第3期				第4期					
障がい福祉計画			第5期		第6期		第7期			
障がい児福祉計画			第1期		第2期		第3期			

5 計画策定の体制

(1) 策定委員会の開催

八代市障がい者計画等策定・評価委員会設置要綱に基づき、計画策定の中核機関として「八代市障がい者計画等策定・評価委員会」（以下、「計画策定委員会」という。）を設置し、障がい者団体、障がい者福祉施設関係者、関係機関、学識経験者等の意見を広く反映させ、計画を策定しました。

(2) 庁内部会の開催

市庁内の関係課職員で構成する庁内部会で、第3期計画期間における事業の評価・検証、第4期計画策定に向けた拡充策等を協議し、素案を計画策定委員会へ提案しました。

6 住民参加による計画策定の手法

障がいのある人や一般市民、関係団体の意見を計画に反映させるため、アンケート等を行いました。

(1) 障がい者及び一般市民アンケートの実施

計画を策定する上での基礎資料となる身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の日常生活の現状とニーズ、併せて、一般市民の障がいに対する考えなどを把握することを目的として、令和2年6月から7月にかけてアンケートを実施しました。

対象者は、住民基本台帳登載者の中から障がい者手帳所持者等3,000人、一般市民（18歳以上）1,000人を無作為に抽出しており、有効回答率は、障がい者手帳所持者等が60.5%、一般市民が57.8%となりました。

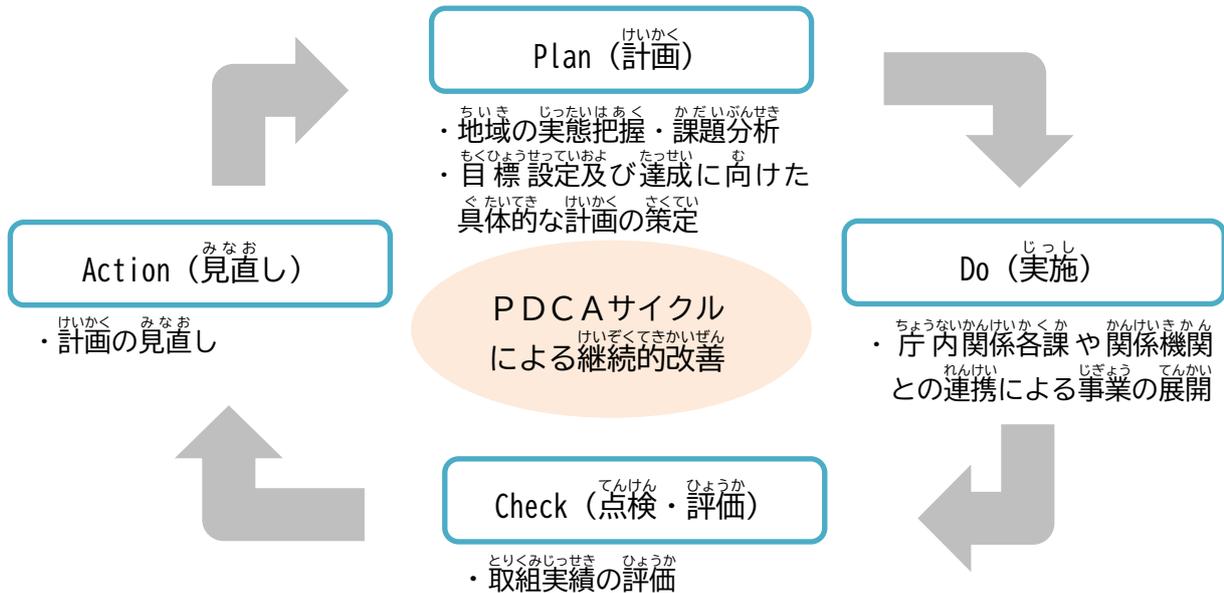
(2) 関係団体等アンケート及びヒアリング調査の実施

令和2年7月に市内51の関係団体等へのアンケートを実施し、40団体から回答がありました。また、回答内容の詳細を確認するため、令和2年8月に8団体へ個別にヒアリング調査を実施しました。

7 計画の進行管理

本計画で定めた事項については、本市のみならず関係機関・団体と連携し、国や県の施策の動向等も注視しながら、定期的に進捗状況の点検及び評価を行います。施策の実績や達成状況等については、計画策定委員会等に報告し毎年検証することで、本計画の効果的な推進を図ります。

必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいきます。



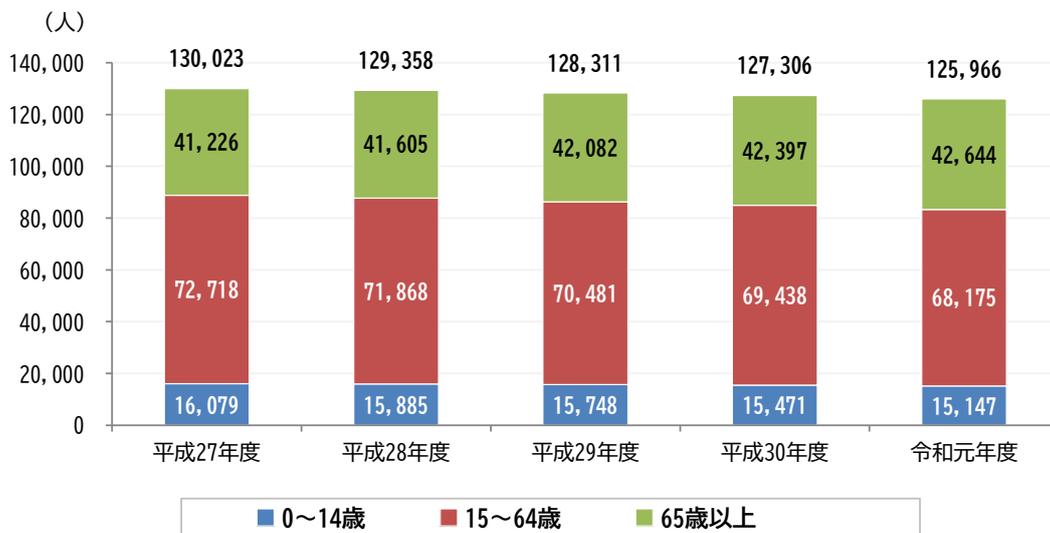
第2章 八代市の障がいのある人の現状

1 人口構成の推移

本市の総人口は、令和元年度末の住民基本台帳によると125,966人となっており、平成27年度と比べ4,057人減少しています。

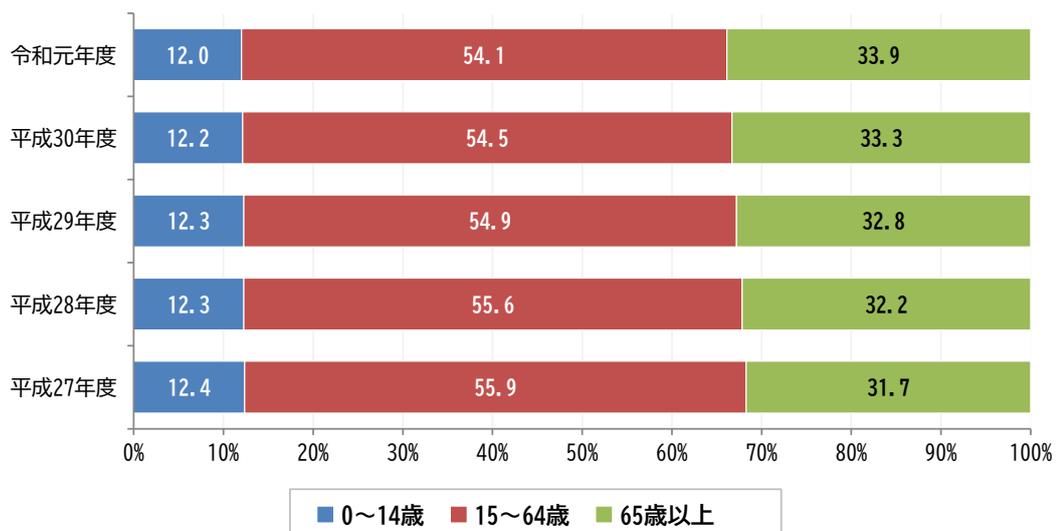
年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



出典：「住民基本台帳」（各年度3月31日現在）

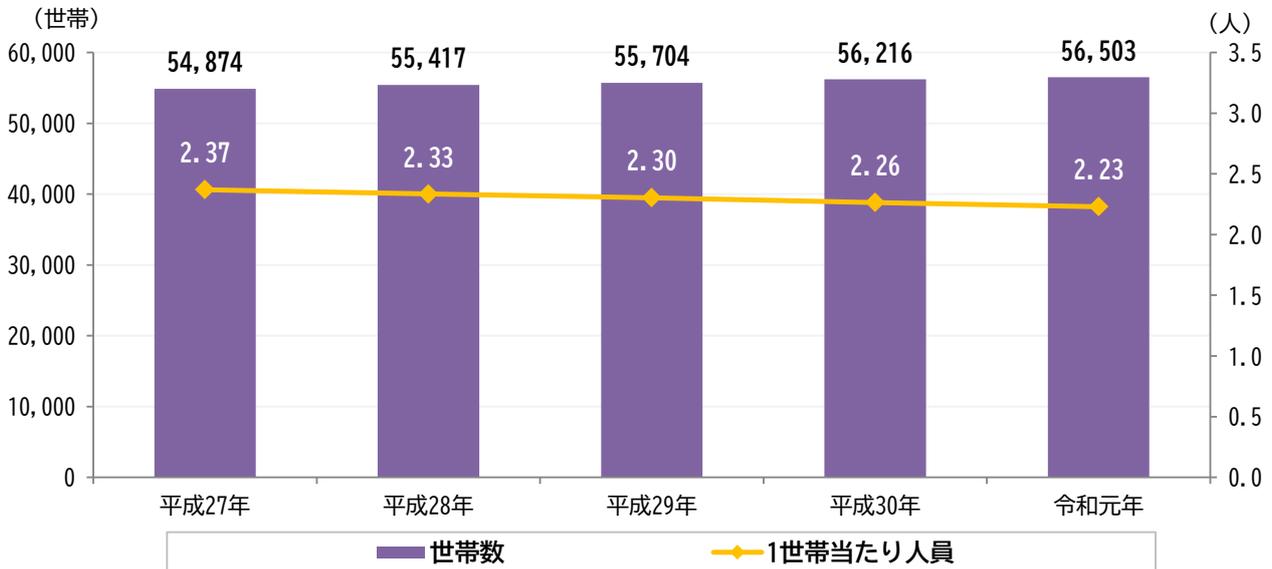
■ 年齢3区分別人口構成比の推移



出典：「住民基本台帳」（各年度3月31日現在）

2 世帯数の推移

総人口は年々減少(p. 9 参照)していますが、世帯数は増加傾向で推移しています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。



出典：「住民登録による八代市の人口及び世帯数」(各年度3月31日現在)

3 障がい者手帳所持者の状況

障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度の9,233人から、令和元年度には9,063人と170人減少しています。

手帳種別別平成27年度と令和元年度を比較すると、「身体障害者手帳所持者」では523人減少しています。一方、「療育手帳所持者」では217人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では136人増加しています。

平成30年度末の障がい者手帳所持者の総人口に占める割合を見ると、本市と県は7%台で、全国と比較するとやや高くなっています。

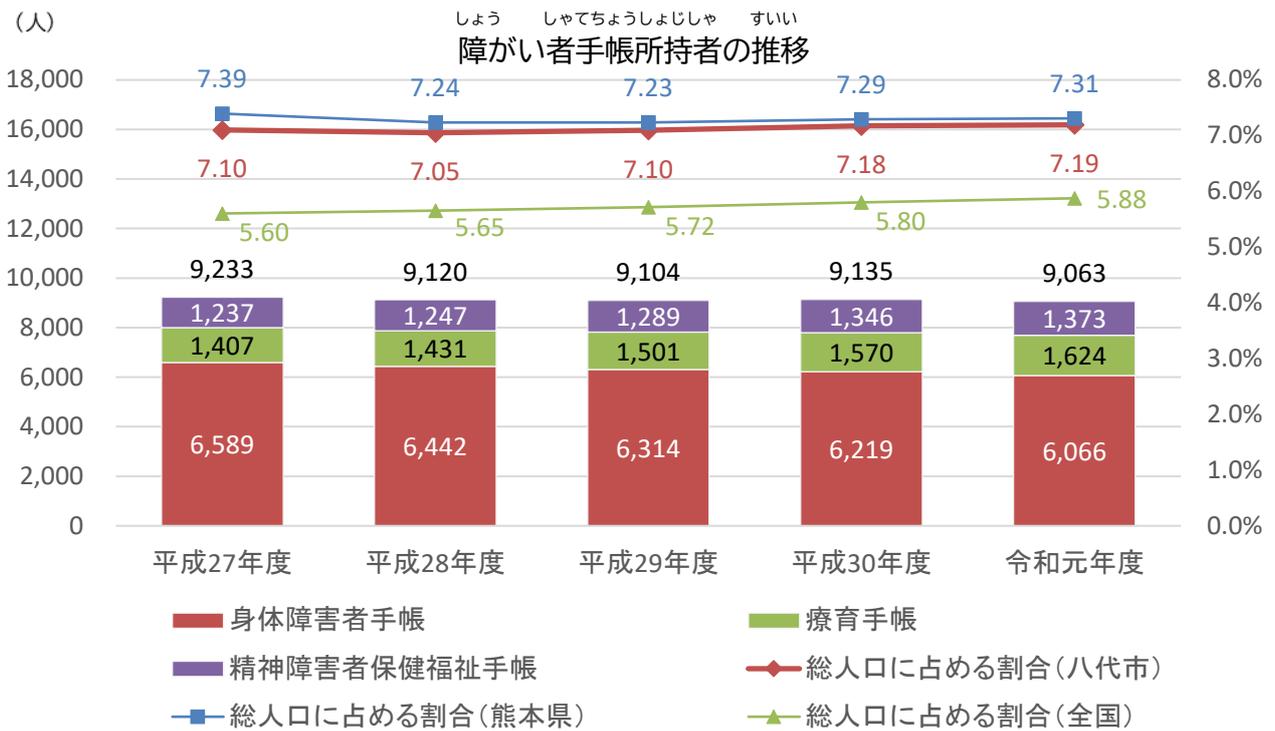
「身体障害者手帳所持者」の比率は減少傾向となっています。一方、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」の比率は増加傾向となっています。

■八代市の障がい者手帳所持者の推移

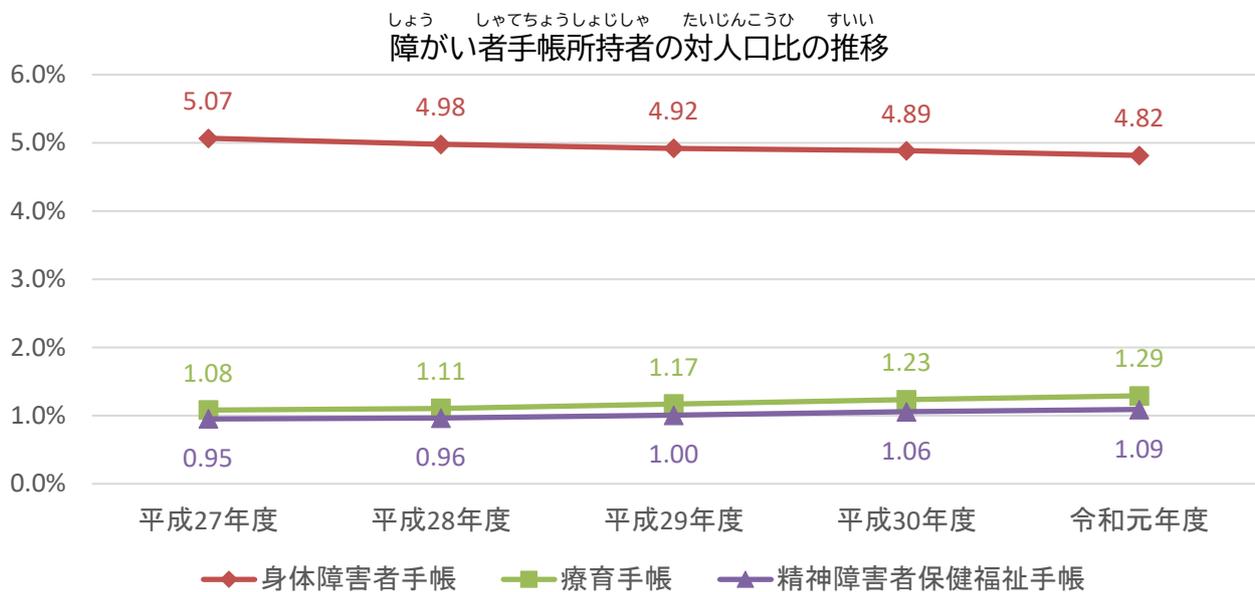
(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体	6,589	6,442	6,314	6,219	6,066
療育	1,407	1,431	1,501	1,570	1,624
精神	1,237	1,247	1,289	1,346	1,373
合計	9,233	9,120	9,104	9,135	9,063

出典：八代市障がい者支援課 (各年度3月31日現在)



出典：八代市：[手帳所持者数] 八代市障がい者支援課 [総人口] 住民登録人口
 全国、熊本県：福祉行政報告例、衛生行政報告例
 (各年度3月31日現在)



出典：[手帳所持者数] 八代市障がい者支援課 (各年度3月31日現在)
 [総人口] 住民登録人口 (各年度3月31日現在)

4 身体障がい者の状況

平成27年度から令和元年度の各年度末時点の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度の6,589人から、令和元年度には6,066人と523人減少しています。

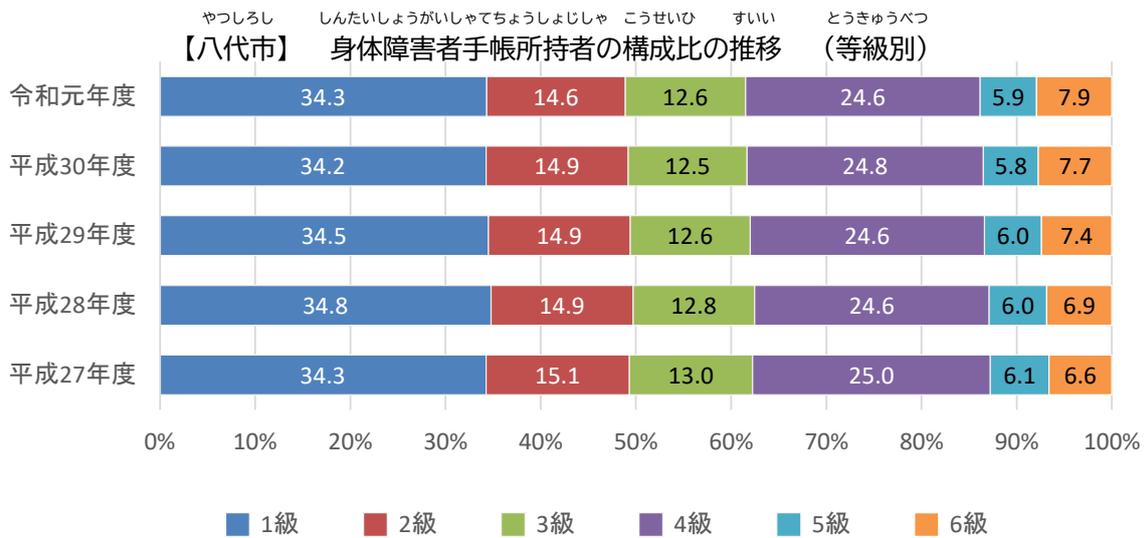
年代別にみると、平成27年度から令和元年度にかけて、「18歳未満」が8人減少、「18歳以上」が515人の減少となっています。障がい種別にみると、「聴覚平衡障がい」は14人の増加、「音声言語障がい」は増減がみられるものの横ばい傾向となり、「視覚障がい」、「肢体不自由」、「内部障がい」は減少傾向となっています。

平成30年度末までの身体障害者手帳所持者の総人口に占める割合の推移をみると、減少傾向にありますが、全国よりも約1%高くなっています。

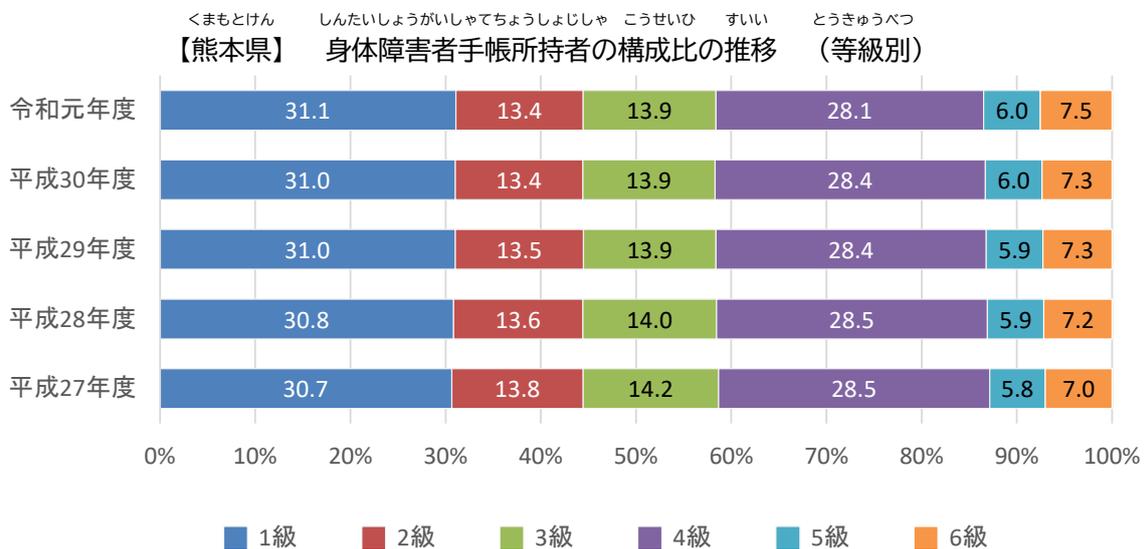
■身体障害者手帳所持者の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
合計		6,589	6,442	6,314	6,219	6,066
年代別	18歳未満	91	86	76	81	83
	18歳以上	6,498	6,356	6,238	6,138	5,983
等級別	1級	2,257	2,241	2,179	2,130	2,083
	2級	992	961	941	929	883
	3級	854	823	795	777	766
	4級	1,645	1,586	1,554	1,544	1,494
	5級	405	389	377	358	360
	6級	436	442	468	481	480
障がい種別	視覚障がい	424	419	421	393	373
	聴覚平衡障がい	700	706	712	723	714
	音声言語障がい	50	43	42	48	50
	肢体不自由	3,332	3,230	3,103	3,008	2,925
	内部障がい	2,083	2,044	2,036	2,047	2,004

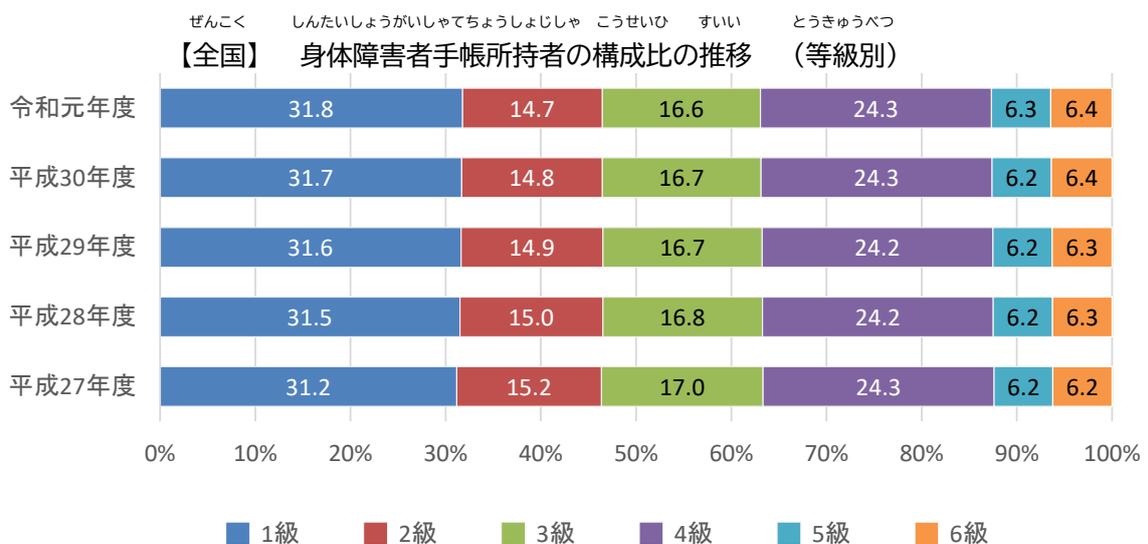
出典：八代市障がい者支援課（各年度3月31日現在）



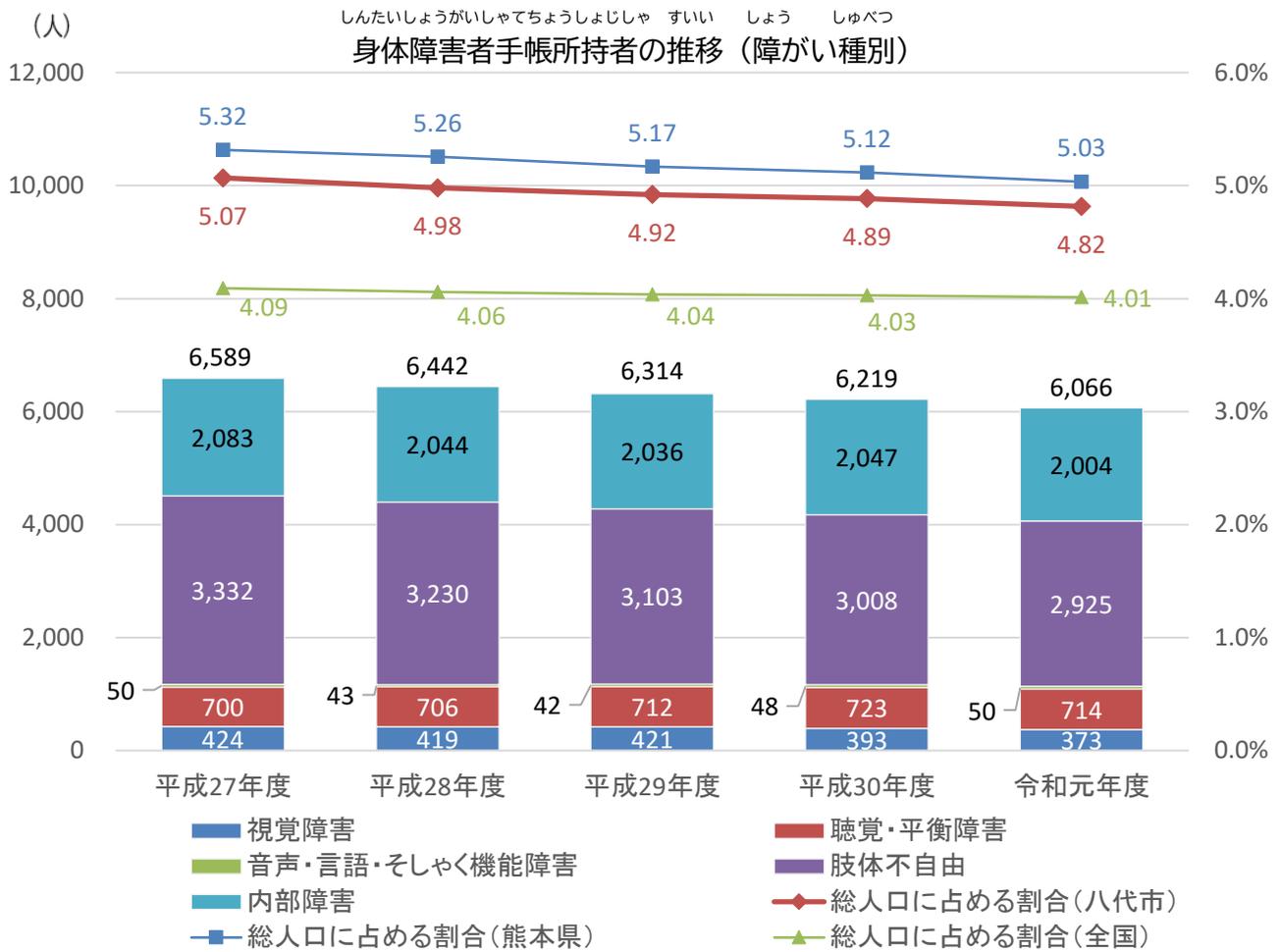
出典：八代市 障がい者支援課 (各年度3月31日現在)



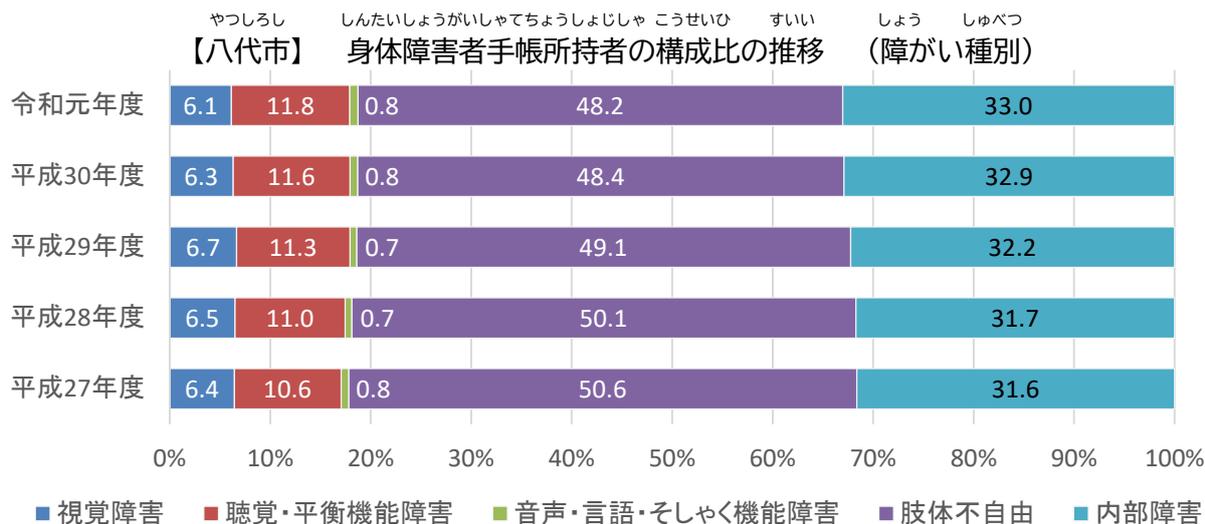
出典：福祉行政報告例、衛生行政報告例 (各年度3月31日現在)



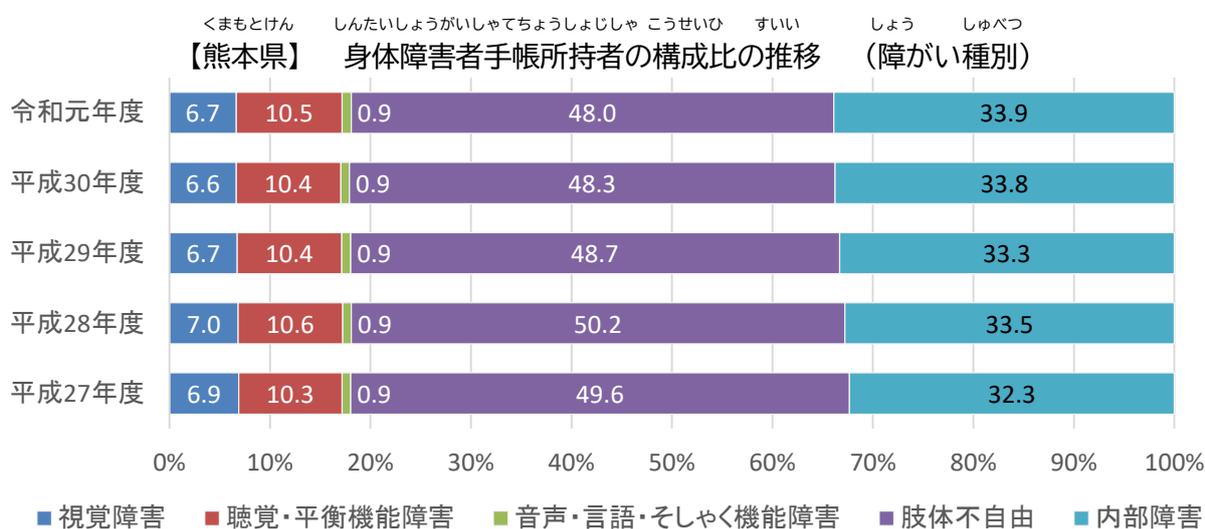
出典：福祉行政報告例、衛生行政報告例 (各年度3月31日現在)



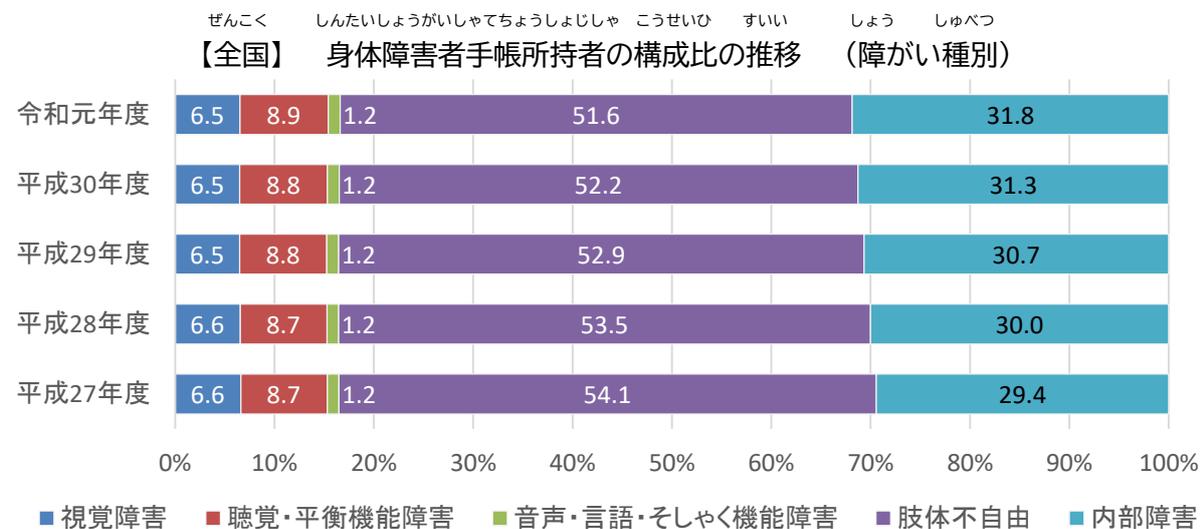
出典：[手帳所持者数] 八代市障がい者支援課[総人口]住民登録人口
 全国、熊本県：福祉行政報告例、衛生行政報告例
 (各年度3月31日現在)



出典：[手帳所持者数] 八代市障がい者支援課[総人口]住民登録人口 (各年度3月31日現在)



出典：福祉行政報告例、衛生行政報告例 (各年度3月31日現在)



出典：福祉行政報告例、衛生行政報告例 (各年度3月31日現在)

5 知的障がい者の状況

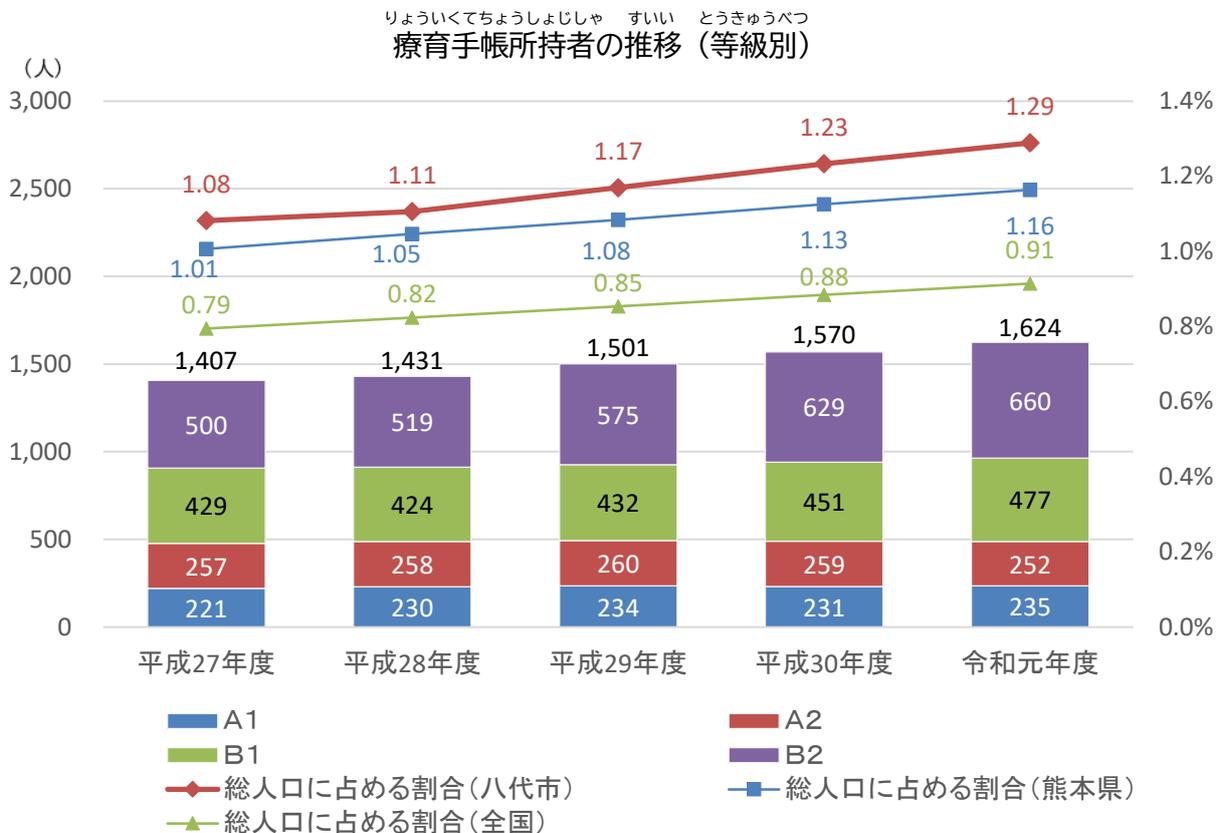
平成27年度から令和元年度の各年度末時点の療育手帳所持者数の推移をみると、平成27年度の1,407人から令和元年度には1,624人と217人増加しています。

年代別にみると、18歳未満が95人の増加、18歳以上が122人の増加となっています。障がい程度別にみると、令和元年度では、「A」が487人、「B」が1,137人となっています。

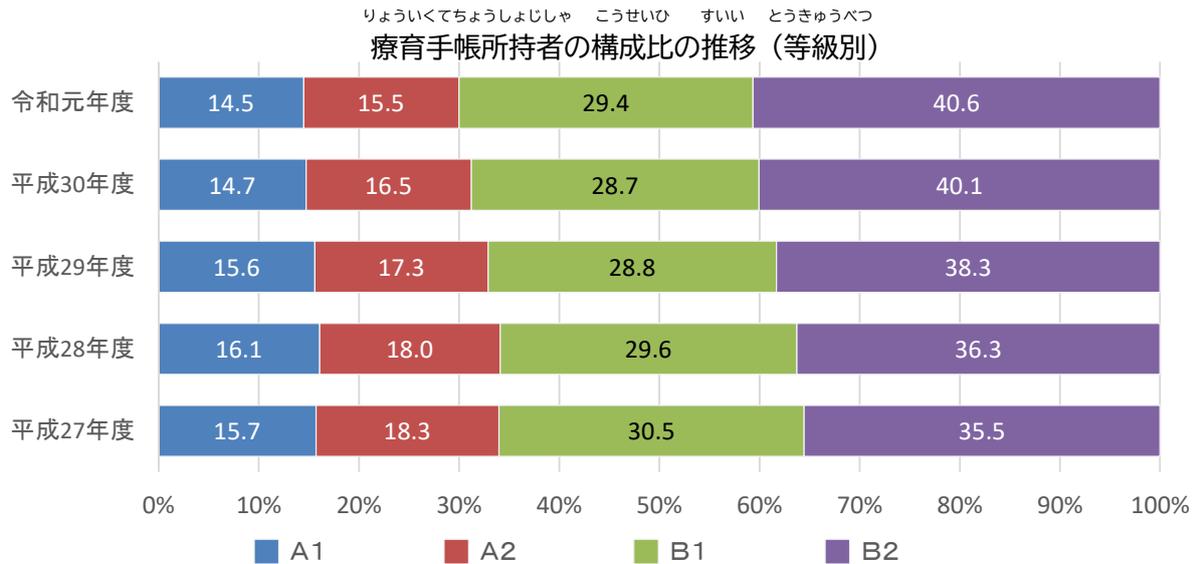
療育手帳所持者の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
合計		1,407	1,431	1,501	1,570	1,624
年代別	18歳未満	421	436	465	494	516
	18歳以上	986	995	1,036	1,076	1,108
等級別	A1	221	230	234	231	235
	A2	257	258	260	259	252
	B1	429	424	432	451	477
	B2	500	519	575	629	660

出典：八代市障がい者支援課（各年度3月31日現在）

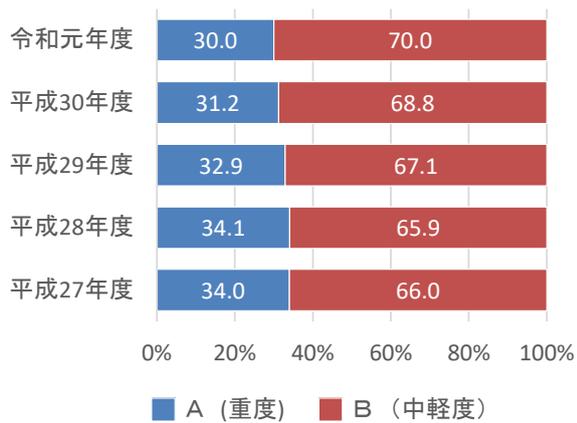


出典：[手帳所持者数] 八代市障がい者支援課[総人口] 住民登録人口
 全国、熊本県：福祉行政報告例、衛生行政報告例
 （各年度3月31日現在）

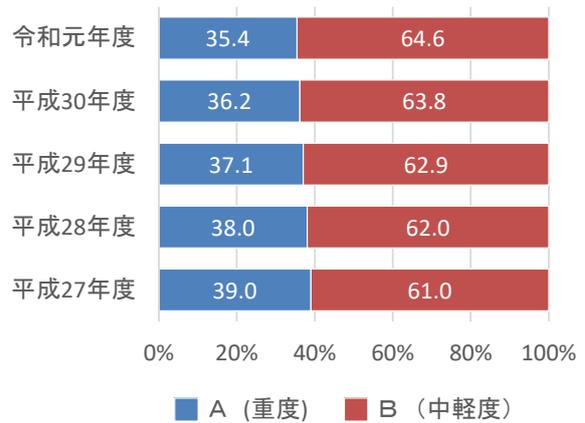


出典：八代市 障がい者支援課（各年度3月31日現在）

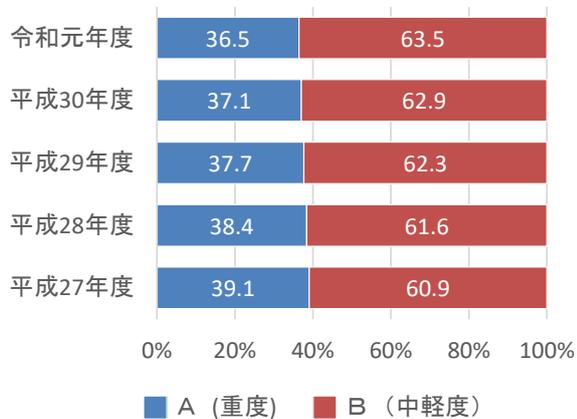
【八代市】療育手帳所持者の構成比の推移（等級別）



【熊本県】療育手帳所持者の構成比の推移（等級別）



【全国】療育手帳所持者の構成比の推移（等級別）



出典：【八代市】障がい者支援課、
【熊本県・全国】福祉行政報告例、衛生行政報告例
（各年度3月31日現在）

6 精神障がい者等の状況

平成27年度から令和元年度の各年度末時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成27年度の1,237人から令和元年度には1,373人と136人増加しています。

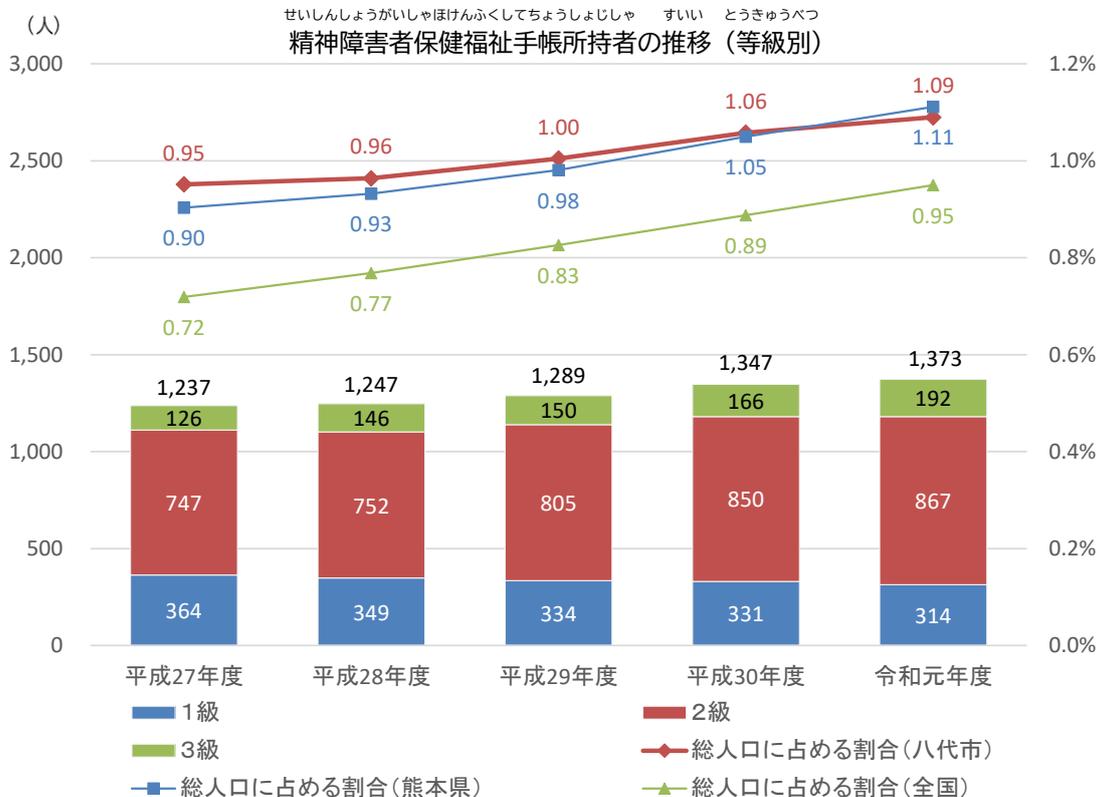
年代別にみると、「18歳未満」は29人、「18歳以上」は107人それぞれ増加しています。障がい程度別にみると、「1級」は50人減少しており、一方「2級」は120人、「3級」は66人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の総人口に占める割合の推移をみると増加傾向にあり、平成30年度までは県、全国よりも高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

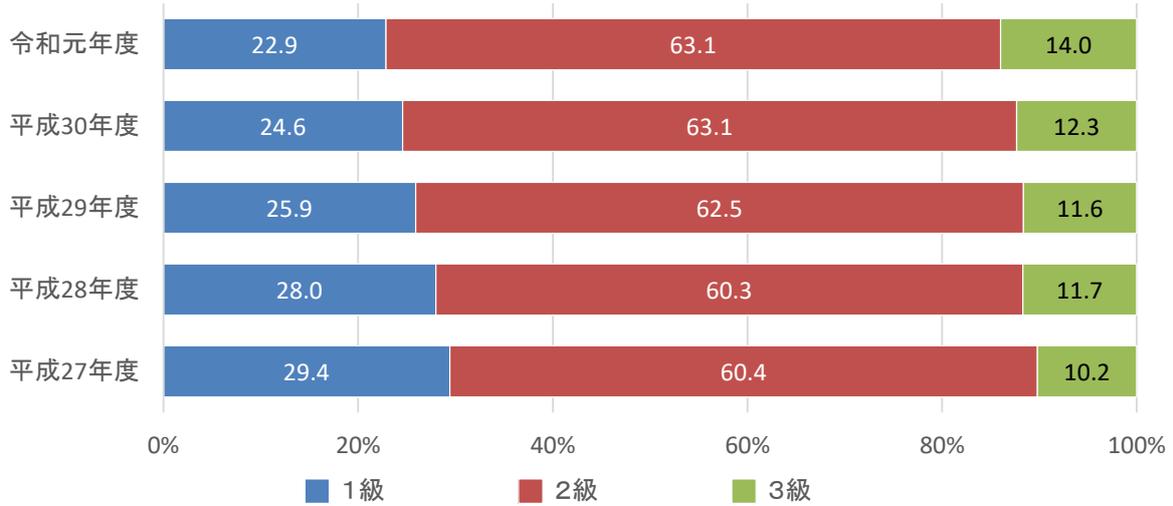
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
合計		1,237	1,247	1,289	1,347	1,373
年代別	18歳未満	47	56	65	74	76
	18歳以上	1,190	1,191	1,224	1,273	1,297
等級別	1級	364	349	334	331	314
	2級	747	752	805	850	867
	3級	126	146	150	166	192

出典：八代市障がい者支援課（各年度3月31日現在）



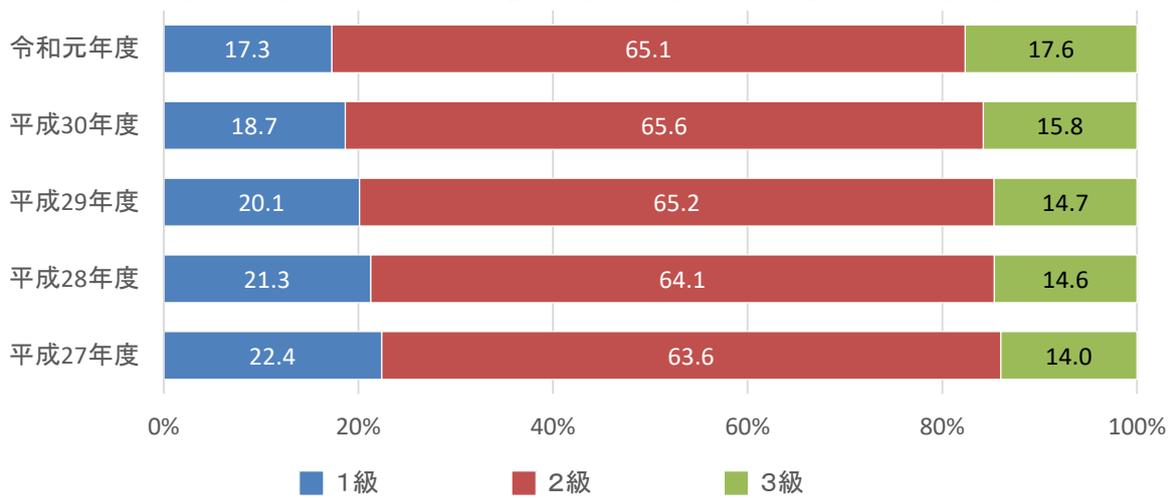
出典：[手帳所持者数] 八代市障がい者支援課[総人口] 住民登録人口
 全国、熊本県：福祉行政報告例、衛生行政報告例
 （各年度3月31日現在）

やつしろし せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃ こうせいひ すいひ どうきゅうべつ
【八代市】 精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移（等級別）



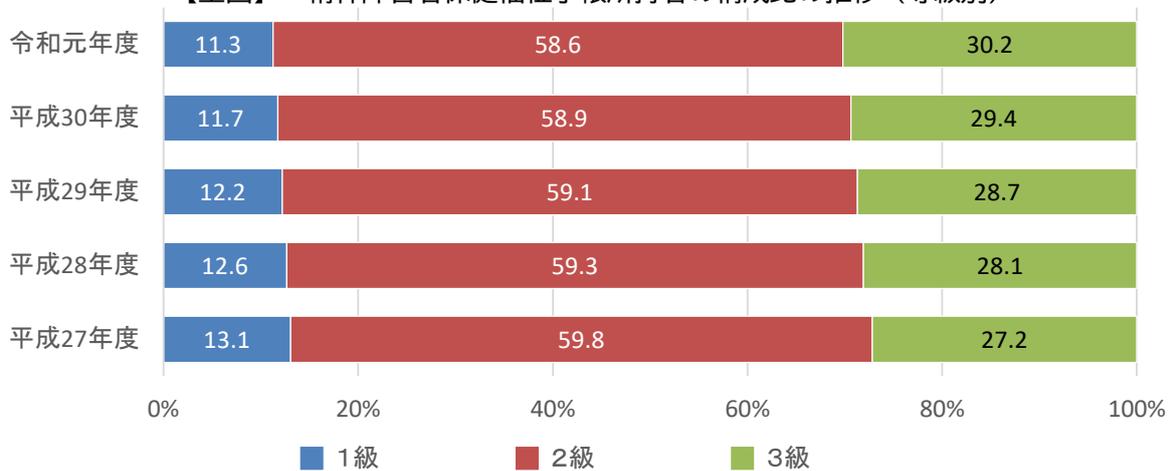
しゅってん やつしろししょう しゃしえんか かくねんど がつ にちげんざい
 出典：八代市 障がい者支援課（各年度3月31日現在）

くまもとけん せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃ こうせいひ すいひ どうきゅうべつ
【熊本県】 精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移（等級別）



しゅってん ふくしぎょうせいほうこくけい えいせいぎょうせいほうこくけい かくねんど がつ にちげんざい
 出典：福祉行政報告例、衛生行政報告例（各年度3月31日現在）

ぜんこく せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃ こうせいひ すいひ どうきゅうべつ
【全国】 精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移（等級別）



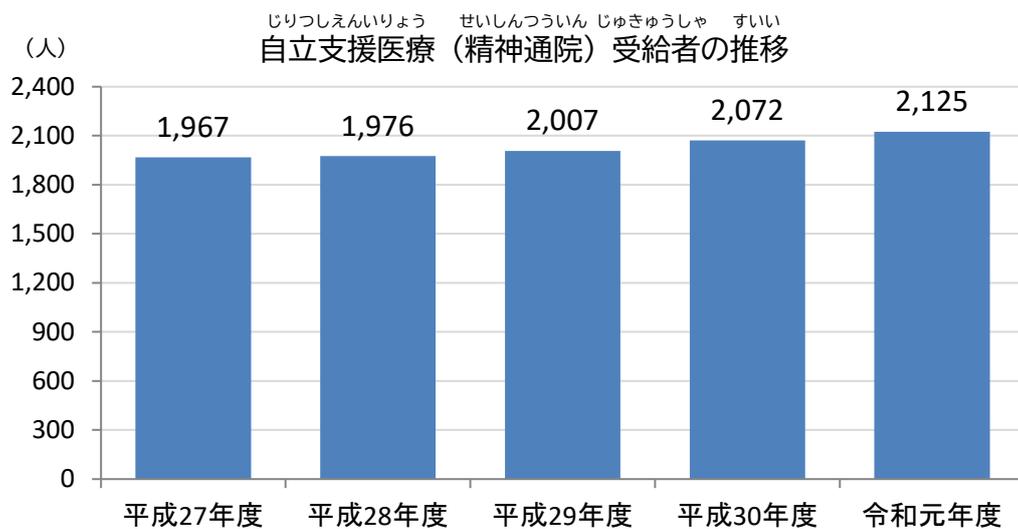
しゅってん ふくしぎょうせいほうこくけい えいせいぎょうせいほうこくけい かくねんど がつ にちげんざい
 出典：福祉行政報告例、衛生行政報告例（各年度3月31日現在）

平成27年度から令和元年度の各事業年度末時点の自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成27年度の1,967人から令和元年度には2,125人となっており、158人増加しています。

■ 自立支援医療（精神通院）受給者の推移 (単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
受給対象者	1,967	1,976	2,007	2,072	2,125

出典：八代市 障がい者支援課（各年度3月31日現在）



出典：八代市 障がい者支援課（各年度3月31日現在）

7 障害支援区分認定者の状況

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっており、令和2年3月31日現在の認定者は636人となっています。

■ 障害支援区分認定の状況 (単位：人)

							合計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体	2	21	45	39	40	119	266
知的	10	45	53	65	65	83	321
精神	7	32	3	3	2	0	47
難病	0	0	0	2	0	0	2
合計	19	98	101	109	107	202	636

* 令和2年3月31日現在

障害福祉サービスのうち、以下のサービスは該当する障害支援区分でなければ受けられません。

また、訓練等給付など障害支援区分認定を必要としないサービスであっても、障害支援区分一次判定を受ける必要があります。

* 障害支援区分とは
<p>障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表すものであり、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるよう6段階に分けられています。</p> <p>障害支援区分認定に関する調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 移動や動作等に関連する項目 (12項目) ② 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 (16項目) ③ 意思疎通等に関連する項目 (6項目) ④ 行動障がいに関連する項目 (34項目) ⑤ 特別な医療に関連する項目 (12項目) <p>認定は、国で定められた認定調査の結果と医師の意見書を基に、医師、専門職等で構成する八代市障害支援区分認定審査会で判定されます。</p>

■ 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上 (通院等介助 (身体介護を伴う) は区分2以上)	生活介護	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
重度訪問介護	区分4以上	療養介護	区分5以上 (対象要件あり)
同行援護	(区分は必須条件ではありません。)	短期入所	区分1以上
行動援護	区分3以上	施設入所支援	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
重度障害者等 包括支援	区分6		

※ 障害支援区分以外にも要件あり。

8 障害福祉サービス支給決定者の状況

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

障害福祉サービス支給決定者数は、横ばい傾向にあります。

■ 障害福祉サービス支給決定者数の推移 (単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人数	1,203	1,222	1,221	1,220	1,222

* 各年度3月31日現在

9 地域生活支援事業利用決定者の状況

地域生活支援事業のうち、日中一時支援事業、移動支援事業及び訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの利用決定を受ける必要があります。

地域生活支援事業利用決定者数は、増加傾向にあります。

■ 地域生活支援事業利用決定者数の推移 (単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計		356	342	365	410	435
日中一時支援事業	日中短期入所	171	155	160	160	167
	障がい児タイムケア	169	171	191	234	253
移動支援事業		7	8	7	10	11
訪問入浴サービス事業		9	8	7	6	4

* 各年度3月31日現在

10 障がい者支援施設の利用状況

障がい者支援施設の利用者は、「生活介護」が367人と最も多く、次いで「就労継続支援B型」が292人、「就労継続支援A型」が291人となっています。

障がい者支援施設の利用者数

(単位：人)

	生活介護	療育介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
利用者	367	57	29	17	291	292

* 令和2年3月31日現在

11 各種手当の支給状況

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当の支給状況は、以下のとおりです。

各種手当の推移（受給者数）

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別障害者手当	129	137	137	130	125
障害児福祉手当	69	75	79	84	80
経過的福祉手当	8	7	6	6	6
特別児童扶養手当	354	388	425	457	460
合計	560	607	647	677	671

* 各年度3月31日現在

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

ともに支えあい 自分らしく暮らせる
心のかよいあうまち やつしろ

「障害者基本法」に基づき、国においては「第4次障害者基本計画」で、熊本県においては「第5期熊本県障がい者計画」で、「共生社会の実現」を目指しています。

本市においてもめざす姿を「ともに支えあい 自分らしく暮らせる 心のかよいあうまち やつしろ」とし、「共生社会の実現」に向けた取組を総合的に推進します。

<参考>

第2次八代市総合計画におけるめざすまちの姿

～ しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 “やつしろ” ～

子どもから高齢者まで、安全で安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、県南地域の中核都市として、南九州における物流・人流の拠点機能をさらに高め、一層魅力あふれる都市として飛躍することを目指します。

基本目標 「誰もがいきいきと暮らせるまち」

施策の大綱 「支え合い健やかに暮らせるまちづくり」



2 けんしょうしひょう 検証指標

ほんけいかく けんしょうしひょう
本計画では、計画のめざす姿の達成状況を検証するため、3つの指標を設定します。

けんしょうしひょう 検証指標①	たんい 単位	きじゅんち 基準値	もくひょうち 目標値
		れいわねんど 令和2年度	れいわねんど 令和8年度
やつしろし しょう 八代市は障がいのある人が住みやす いまちだと思ふ割合 (※「どちらかというに住みやす い」を含む。)	%	56.3	62.0

※基準値は、しょうがいしゃたいしょう
障がい者対象のアンケート結果 (p.107) より

けんしょうしひょう 検証指標②	たんい 単位	きじゅんち 基準値	もくひょうち 目標値
		れいわねんど 令和元年度	れいわねんど 令和8年度
しょう 障がい者サポーター数 (累計)	にん 人	1,287	2,500

けんしょうしひょう 検証指標③	たんい 単位	きじゅんち 基準値	もくひょうち 目標値
		れいわねんど 令和2年度	れいわねんど 令和8年度
にちじょうせいかつ ちいき しょう 日常生活や地域で、障がいのあ る人に対して、むかんしん やへんけん 差別を感じたことがある割合	%	30.7	24.0

※基準値は、しょうがいしゃたいしょう
障がい者対象のアンケート結果 (p.87) より

3 基本目標

本計画では、次の3つの基本目標に基づいて、障がい者施策を推進します。

(1) ともに生きる地域社会の実現

障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、共に支え合
いながら地域で安心して生活できるよう、社会的障壁を取り除き、誰もが住みや
すい地域社会づくりに取り組みます。

(2) 自立と地域生活の確立

障がいのある人の様々な状況のなかでの自立を支えるとともに、地域の中で
充実した生活が続けられるような施策を推進します。

(3) 自己選択・決定と社会参画の推進

障がいのある人が主体的に、自らの選択により意思決定ができ、また、社会
参画が促進されるよう施策の充実を図るとともに、ライフステージに応じた切れ
目のない支援の充実に取り組みます。

4 分野別施策

本計画の目指す姿、基本目標を実現するため、分野別に施策を推進します。

1 地域生活の支援

すべての人がそれぞれの地域でその人らしい生活を送ることができるよう、障がいの特性に配慮し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

2 保健・医療体制の充実

障がいの原因となる疾病の予防等を推進します。

また、障がいのある人に対して、適切な保健サービス等が提供されるよう、保健・医療体制の充実を図ります。

3 療育・教育の充実

乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がい特性やニーズに応じた療育・教育の充実を図ります。

4 文化・スポーツ・交流活動等の推進

文化芸術活動やスポーツを通して、障がいのある人の社会参加や生きがいを促します。

また、障がいのある人も参加しやすい交流活動の場を広げるとともに、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

5 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人の雇用の場の確保や就労の促進に努めるとともに、経済的自立につながるような取組を進めます。



6 情報の取得・利用の向上

障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

また、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションの推進を図ります。

7 安全・安心な生活の支援

障がいのある人もない人も、誰もが安全で安心して生活できるように、災害対策の確立や防犯・安全対策の推進に取り組みます。

8 生活環境の整備

障がいのある人が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう、住宅・建築物、道路・公園等のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人の日常生活における移動・交通手段の確保に取り組みます。

9 差別の解消と権利擁護の推進

障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人の様々な権利を守るとともに、障がいや人権について市民の理解が深まるよう、広報啓発や福祉教育に取り組みます。



5 施策の体系

めざす姿

ともに支えあい 自分らしく暮らせる
心のかよいあうまち やつしろ

基本目標

ともに生きる
地域社会の実現

自立と地域生活の
確立

自己選択・決定と
社会参画の推進

分野別施策

基本施策	施策の内容
1 地域生活の支援	(1) 地域移行・地域定着への支援
	(2) 在宅支援の充実
	(3) 相談支援体制の充実
2 保健・医療体制の充実	(1) 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見
	(2) 保健体制の充実及び医療費等の助成
	(3) 精神保健対策
3 療育・教育の充実	(1) 障がい児の早期療育体制の充実
	(2) 保育・幼児教育の充実
	(3) 学校教育の充実
4 文化・スポーツ・交流活動等の推進	(1) 文化・スポーツの充実
	(2) 交流活動の推進
	(3) ボランティア活動等の推進
5 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 雇用の場の確保
	(2) 就労支援体制の充実
	(3) 経済的自立の支援
6 情報の取得・利用の向上	(1) 情報のバリアフリー推進
	(2) コミュニケーション支援
7 安全・安心な生活の支援	(1) 災害対策の確立
	(2) 防犯・安全対策の推進
8 生活環境の整備	(1) 住宅・建築物の整備
	(2) 道路・公園等の整備
	(3) 移動・交通手段の確保
9 差別の解消と権利擁護の推進	(1) 広報・啓発活動の充実
	(2) 権利擁護の推進
	(3) 福祉教育等の推進
	(4) 行政機関における合理的配慮の推進

だい しょう ぶん やべつし さく てんかい 第4章 分野別施策の展開

1 ちいきせいかつ しえん 地域生活の支援

げんじょう かだい 《現状と課題》

しせつ びょういん ちいきせいかつ いこう えんかつ いこう
施設や病院から地域生活への移行にあたっては、円滑な移行ができるよう、移行
いた しえん いこうご ちいきていちゃく かか しえん こんご ひつよう
に至るまでの支援、移行後の地域定着に係る支援が今後も必要です。

そのため、にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ ひつよう しえん う 受けながら、じどう こうれいしゃ
で、あらゆる世代の人たちが障がいの有無にかかわらず地域社会の一員として健康
せだい ひと しょう う む ちいきしゃかい いちいん けんこう
でいきいきと暮らせるよう、ほけん いりょう ふくし きょういくとう せいど わく
横断的に連携し、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

ほんし しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくし どう えんかつ ていきょう つと
本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努め
ていますが、しゃかいしげん かぎ なか こうれいか かくかぞくか しんこうとう
社会資源が限られている中、高齢化や核家族化の進行等により、サービ
たい たい さら ぞうか たようか よそう
スに対するニーズは更に増加・多様化することが予想されます。

しょう しゃたいしやう さんしやう なん かいじょ ひつよう ひと
障がい者対象のアンケート（p.62参照）では、何らかの介助を必要とする人
は、ぜんてちやうしよじしや やく わり おも かいじょしゃ かぞく ふたん おお
は、全手帳所持者の約3割となっており、主な介助者である家族の負担が大きいこと
がうかがえます。このようなことから、かいじょしゃ かぞく いちじてき しえん
ることに対応するために、ショートステイ等の一時預かり施設の充実や、介助者の
こうれいか たいおう じりつ おやな あと ふあん かいしやう
高齢化への対応、自立と親亡き後の不安の解消のため、グループホームなど住まい
のじゅうじつ はか ひつよう
の充実を図っていく必要があります。

また、だんたいとうちやうさ さんしやう そうだんしえんじぎやうしよ そうだんしえん
専門員の不足により、ニーズがあるのに障害福祉サービスを受けられないという
せんもんいん ふそく しょうがいふくし う
意見がありました。

こんご そうだんたいせい じゅうじつ はか ひつよう
今後、相談体制の充実を図っていく必要があります。

さらに、しょうがいふくし ていきやうたいせい じゅうじつ しょう ふうしじんざい かくほ
障害福祉サービス提供体制の充実のためには、障がい福祉人材の確保
か がくかせませんが、だんたいとうちやうさ さんしやう じんざい かくほ むずか かい
団体が最も多くありました。1つの団体の取組では解決が難しいと思われ
とう もっと おお だんたい とりくみ かいけつ むずか おも
ることから、だんたい はじ かんけいきかん れんけい きやうか はか だんたいとう かつどう しゅうち
ら、団体を始め、関係機関による連携の強化を図るとともに、団体等の活動が周知さ
れるよう、れんけい とりくみ けんどう ひつよう
連携した取組の検討が必要となっています。



《具体的な取組》

(1) 地域移行・地域定着への支援

地域での生活を希望する施設入所者や精神障がい者が円滑に地域生活へ移行、定着できるよう取組を支援します。

施策（事業名等）	取組の内容
①施設入所者の地域移行・地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域での生活を望む障がいのある人の地域生活への移行が円滑に進み、地域での生活が定着するよう、関係機関と連携し必要となる障害福祉サービスの確保や相談支援体制の整備を一体的に進めます。
②精神障がい者の地域移行・地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉の協議の場である障がい者支援協議会の地域移行支援部会を活用し、支援のあり方等を検討するとともに、具体的な数値目標を設定するなど精神障がい者の地域移行や定着支援に取り組みます。 精神科スタッフをはじめとする地域関係者による支援方法等のスキルアップを図り、精神障がい者の地域定着支援に取り組みます。
③障がい者支援協議会を活用したネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> 本市と氷川町との共同による「八代圏域障がい者支援協議会（仮称）」を設立し、障がいのある人のサービス利用が市町を跨ぐ、就労支援、地域移行支援及び障害児通所支援を柱とした取組の強化を図ります。 研修会や事例検討会等の充実により関係者のスキルアップを図ります。

(2) 在宅支援の充実

障がいのある人が住み慣れた家や地域で安心した生活を送ることができるよう、活動の場の確保や必要なサービスの提供を更に進めます。

施策（事業名等）	取組の内容
①障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、引き続き、適正な障害福祉サービスの支給決定と給付に取り組みます。 相談支援専門員による「サービス利用計画」の作成及び「モニタリング評価」の実施など、障がいの特性に合わせた、きめ細かな支援体制の確保に努めます。 障がい者支援協議会の専門部会において、支援員等のスキルアップや情報共有に努め、質の向上を図ります。 在宅生活や療養に必要な居宅介護、短期入所等の介護や身体的または社会的なりハビリ、就労につながる訓練となるよう関係機関との連携を図ります。

し さ く しぎょうめいとう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
②地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加活動や訓練を行う地域活動支援センターの周知・広報を図るとともに、地域活動支援センターの実地調査や意見交換会を行うなど、活動内容の充実等を図り、事業の取組を支援します。
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<ul style="list-style-type: none"> 児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立の支援を行います。 障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対し、「障がい児受入推進事業」や「障がい児受入強化推進事業」を実施し、受入体制の充実を図ります。
④日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息が図られるよう支援します。
⑤ピアカウンセリングの充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるピアカウンセリングの担い手として、障がい者相談員による相談の充実を図ります。
⑥移動支援	<ul style="list-style-type: none"> 外出、余暇活動等の社会参加を支援するため、移動支援事業を継続して実施します。 障がいのある人の生活圏の拡大のため、タクシー、バス、鉄道利用料金助成制度の周知を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

障がいや家族の状況などに応じた、相談しやすい環境づくりに努めます。また、相談窓口の周知・連携を強化するとともに、研修会等の開催により、相談員のスキルアップを図ります。

し さ く しぎょうめいとう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
①相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所のさらなる周知に努めるとともに、体制の整備と機能の充実を図ります。 相談支援事業所間の連携強化、計画相談支援員への支援、事業所支援等は必須であることから、基幹相談支援センターの設置に向け、検討します。
②障がい者支援協議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者支援協議会において、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・活用等を推進します。

し さ く じぎょうめいどう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
③ 障がい者相談員の活用	<ul style="list-style-type: none"> 相談員の確保に努め、地域相談体制を維持します。 障がいのある人の身近な相談員となるよう周知に努めます。 相談に対する対応を的確かつスムーズに行えるよう、相談員のスキルアップ及び連携の強化を図ります。
④ 人権問題に関する相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発センター「人権相談窓口」について周知を行い、人権に関する相談に対応します。 各種相談窓口との連携や相談員研修等への参加による相談員のスキルアップを図り、効果的、効率的な運営を推進します。
⑤ 市民相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内の市民相談室において、障がい者相談や消費生活相談、人権・心配ごと相談、建築相談等を行います。 今後も複雑化・多様化する相談に対応できるよう相談員のスキルアップを図るとともに、より効果的な相談体制の整備・広報を行います。
⑥ 民生委員・児童委員による相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域に密着した相談窓口として、民生委員・児童委員が関係機関と連携し相談支援を行います。 民生委員・児童委員に対する各種研修会や説明会を開催し、障がい福祉に関する制度や障がいへの理解促進を図ります。
⑦ 療育相談員による相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 様々な相談内容に対して柔軟に対応できるように地域療育センター内の療育相談員のスキルアップを図るとともに、タイムリーに相談できる体制づくりを行うなど、引き続き相談体制の充実を図ります。
⑧ 地域包括支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談事業において、障がいのある人や高齢者という制度による区分にかかわらず継続的な支援を実施し、本人、家族、住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介や調整等を行います。
⑨ 市役所における窓口対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 職場内研修会の開催や外部研修への積極的な参加により職員研修を充実し、全庁的な窓口における対応力の向上に努めます。 障がいのある人に関するサービス等の情報を一元化し、職員間の情報の共有によって迅速な対応を図ります。

2 保健・医療体制の充実

《現状と課題》

本市では、各種保健事業の実施を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見及び重症化予防などに努めています。

障がい児の保護者対象のアンケート（p.103参照）において、医療機関の利用にあたって困っていることとして、「専門的な治療を行う医療機関が少なく、診療予約がとりにくい」という回答が多くなっています。

そのため、保健所や近隣市町村と連携した医療情報の収集や情報提供体制の強化、相談体制の充実などにより、保健・医療体制の充実を図っていく必要があります。

《具体的な取組》

(1) 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見

障がいを早期に発見し、早期療育につながるよう乳幼児健診や相談等の母子保健施策、健康教育や障がいの一因となる生活習慣病予防等の充実を図ります。

施策（事業名等）	取組の内容
①生活習慣病予防と疾病の重症化予防（健診・健康相談・健康教育）	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの原因となる疾病の予防や障がいのある人の健康増進のため、健診・健康相談・健康教育の充実を図ります。 受診希望者が安全かつ受けやすい健診体制に努め、医療機関と連携した受診勧奨を行い、特定健診等の受診率向上を目指します。 医療機関と連携した生活習慣病予防及び疾病の重症化予防の推進に努めます。
②妊産婦や新生児の疾病予防、早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診の受診結果において高血圧等の異常所見があった妊婦に対し、生活習慣病予防のための保健指導を更に強化します。 妊産婦及び新生児に対して、家庭訪問による日常生活指導や個別相談・両親学級・育児教室を開催することにより疾病予防や早期発見に努めます。 子育て世代包括支援センターを拠点に、特に妊娠期からの相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携体制の構築を推進します。
③乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> 4カ月・7カ月・1歳6カ月・3歳児健診を実施し、月齢に応じた運動・精神発達の確認と、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、健やかな成長を促すための保健指導の充実を図ります。また、乳幼児健診や精密検査の受診率向上を目指し、未受診者の把握を行うとともに、受診勧奨に努めます。

し さ く じぎょうめいどう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
④乳幼児発達相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の発達相談等が増加傾向にあるため、今後も乳幼児健診等で障がいや発達の遅れを早期発見した乳幼児とその保護者に対し、専門家による発達検査や日常生活等に関する相談・指導の充実を図ります。 関係機関との連携を図り、相談体制の強化に努めます。
⑤学校における健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭等と各学校の健康課題解決に向けて協議及び指導助言を行い、健康教育の充実に努めます。
⑥市民に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー養成講座等については、市民や関係機関スタッフなど対象にあわせて広く周知啓発を図り、こころの健康づくりの推進を図ります。 生活習慣病の発症予防・重症化予防に視点を置き、テーマを工夫した生活習慣病予防講演会を開催します。

(2) 保健体制の充実及び医療費等の助成

保健事業や歯科健診などによる疾病予防の実施や適切な医療を受けることができるように、必要な人へ医療費の負担軽減を行います。

し さ く じぎょうめいどう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
①保健事業による疾病予防	<ul style="list-style-type: none"> 地域の健康問題などを取り入れた疾病予防の教育・相談・訪問等を実施し、健康の維持増進を図ります。
②心身障がい者（児）歯科健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> むし歯の早期予防を図るため、歯科健康教育の充実に努めます。 歯みがき、定期健診の必要性の周知を図ります。
③自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の一部を医療保険及び公費で負担する精神通院医療や心臓手術、透析等の更生医療の給付を行います。
④重度心身障がい者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 重度の障がいのある人の医療費負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成します。

(3) 精神保健対策

精神科医療機関と連携し、サービスと相談体制の充実を図るとともに、専門家による支援体制の整備に努めます。

施策（事業名等）	取組の内容
①精神保健講演会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象とした「こころの健康づくり講演会」を内容等の充実を図りながら継続して実施します。
②三者連絡協議会等関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 県・市・精神科医療機関による三者連絡協議会において、関係機関における課題や情報を共有するとともに、連携強化に取り組みます。
③こころの健康相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> こころの悩みを抱えている人やその人を支える家族・関係者に対して、心理士による個別の相談を実施します。 必要に応じ医学的な診察が必要と思われる人に対しては、医療機関への受診勧奨を行います。



3 療育・教育の充実

《現状と課題》

本市では、地域療育センターを中核とし、関係機関と連携して地域の療育支援体制の充実に取り組んでいます。

障がい児の保護者対象のアンケート（p.105参照）によると、将来の生活や介助者がいなくなるなど、先々における不安や心配を抱えている様子がうかがえます。様々な負担や不安、ストレス等が積み重なることは、虐待につながるおそれもあるため、早期からのきめ細かな支援が重要です。障がいのある子ども一人ひとりの個性を生かしながら将来の自立を見据えて、子ども本人に対する支援のほか、保護者に対しても、第一の療育者として精神的な支援や療育についての指導を行うなど、療育相談支援の充実に努める必要があります。

本市では、特別支援教育の充実に努めています。また、医師や専門家、保護者、関係機関と連携を図りながら、特別支援教育連携協議会等で障がいのある児童・生徒のための教育支援の充実に向けて審議を重ねています。

近年は特別支援学級のニーズが増加傾向にあり、障がいのある児童・生徒の教育環境の場のさらなる充実に努めていく必要があります。

また、障がい児の保護者対象のアンケート（p.106参照）からは、就労への関心の高さがうかがえます。児童・生徒の状況により、進路は様々になりますが、卒業後を見据えた教育支援や進路相談のさらなる充実に努めるよう、関係機関との連携を強化していく必要があります。



《具体的な取組》

(1) 障がい児の早期療育体制の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉等の関係機関の連携、ネットワークの構築を進め、療育体制の充実を図ります。

施策（事業名等）	取組の内容
① 療育に向けた相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診等で何らかの支援が必要とされた乳幼児とその家族に対して、相談や専門機関の対応が必要な場合は連絡調整を図ります。さらに、発達を促す療育が受けられるように支援します。
② 地域療育センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅障がい児等を対象に、相談や必要に応じ医療機関の受診を勧奨するなど、早期療育サービスの充実に努めます。
③ 障害児通所支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の拡充及び質の向上を図ります。 療育を必要とする児童数を適正に見込み、事業所数との需要と供給のバランスを考慮し、総利用定員数（事業所数）の確保に努めます。 事業所間の連携を強化することで包括的支援による療育の提供体制を充実させます。
④ 児童発達支援センターによる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応や療育体制を充実し、地域での療育環境の整備に努めます。 障害児通所支援事業だけでなく、療育相談員が保育所等を訪問し、集団生活への適用のため専門的な支援等に努めます。



(2) 保育・幼児教育の充実

障がいのある子どもが地域の保育所等で安心して過ごせるよう、保育所等の環境を整備します。

施策（事業名等）	取組の内容
① 障がい児保育事業	・特別児童扶養手当の支給対象となっている障がい児を受け入れている保育所に対して、支援を図ります。
② 軽度障がい児保育事業	・軽度障がい児を受け入れている保育所に対して、支援を図ります。

(3) 学校教育の充実

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図るとともに、学校教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。

障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向けた取組を推進します。

施策（事業名等）	取組の内容
① 特別支援教育総合推進事業	・関係機関との連携を強化し、特別支援連携協議会、専門委員会、相談員会などを実施するとともに、学校への巡回相談の実施や研修会の充実も図ります。
② 特別支援教育支援員の配置	・学校の実態を把握した上で、継続して特別支援教育支援員を配置し、支援員の資質向上のための研修の充実や適正な配置の工夫を行います。
③ 特別支援教育就学説明会	・継続して、年2回の就学説明会を実施し、特別支援教育の現状を関係機関及び保護者へ伝えることで、一人ひとりのニーズに合った学びの場での就学へとつなげます。 ・特別支援教育についての情報提供を行うことで、特別支援教育への理解を深める場として充実を図ります。

4 文化・スポーツ・交流活動等の推進

《現状と課題》

本市は、障がい者スポーツ大会の開催やイベント開催時における手話通訳の実施、ボランティア活動の場の提供などを行っています。

障がい者対象のアンケート（p.65参照）によると、約6割の人が過去1年間に地域の活動や行事に参加していません。また、団体等調査（p.115参照）では、障がいのある人も参加しやすい配慮が大切という回答が最も多くありました。

そのため、関係団体等と連携し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

さらに、文化芸術活動やスポーツ活動等が、障がいのある人の生きがいをづくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、交流機会の創出にもつながるように取り組んでいく必要があります。

本市では、イベント開催時の手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいのある人の多様な社会参加や交流活動の推進に努めています。

一般市民対象のアンケート（p.96参照）では、約8割の人が家族以外の障がいのある人と交流がない理由として「接する機会やきっかけがなかった」と回答しましたが、障がい福祉に関心がある人が多いことから、障がいの有無に関わらず交流機会が得られ、地域とのつながりを深められるような環境づくりを推進していく必要があります。

本市では、地域の見守り活動の推進、民生委員・児童委員等との連携により、障がいのある人が地域で安心して生活するための活動の場の提供や地域社会づくりに取り組んでいます。

また、社会福祉協議会と連携してボランティアの育成・支援に取り組んでいます。

一般市民対象のアンケート（p.66、80参照）では、障がいのある人への支援について関心が高いことがうかがえます。障がいのある人への支援に関心が高い人ほどボランティア活動に対する参加意向が高くなる傾向にあるため、障がいのある人等への支援活動に参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。また、自治組織やボランティア、NPO等の団体への活動支援、社会福祉協議会と連携したボランティアの育成や活動支援等に取り組んでいく必要があります。

《具体的な取組》

(1) 文化・スポーツの充実

障がいのある人が文化や芸術、スポーツに親しむことで、それぞれの個性を伸ばし豊かな生活を実現できるような取組を推進します。

施策（事業名等）	取組の内容
①ふれあいフェスタの開催	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体等による音楽発表会や作品展示販売など、障がいのある人の文化の向上を図るとともに、市民の障がいのある人への理解を深める場としてイベントを開催します。
②障がい者スポーツ大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が楽しみながら障がい者スポーツ大会に参加できるように、大会の参加団体や協力団体と連携を図るとともに、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を通じて体力増強と交流が促進できるような場を提供します。
③障がい者用体育器具の活用	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員活用事業と関連性をもった活用を図るなど、より広く周知できる対策を検討し、障がい者用体育器具の有効活用を図ることで、障がいのある人に対するスポーツの充実を目指します。
④スポーツ・レクリエーション指導者の養成	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県障がい者スポーツ指導者協議会等との連携により、スポーツ推進委員の知識・指導技術の向上を更に図るとともに、スポーツ・レクリエーション指導者の養成に取り組みます。
⑤スポーツ推進委員等の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、スポーツ推進委員等の派遣及び派遣制度の周知を行います。 障がいのある人が参加したいスポーツ・レクリエーションに対応できる人材の育成を図ります。
⑥文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 文化行事の開催にあたっては、障がいのある人が鑑賞・参加しやすい配慮に努めます。 文化芸術活動を通じた交流促進に取り組みます。
⑦社会体育、文化施設使用料等の減免	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の社会参加を促進するため、総合体育館や博物館など公共施設の個人利用については使用料の減免を実施します。 利用希望者のニーズに応えた、きめ細やかなサービスの提供と更なる広報に努めます。



(2) 交流活動の推進

障がいのある人たちやその家族同士の交流が深まるとともに、地域の人たちなどとの交流が広がるような機会や場所づくりに努めます。

施策（事業名等）	取組の内容
①障がい者等組織の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体等の自主的活動を支援するとともに、団体等の活動の紹介なども継続して実施します。
②参加しやすい地域活動づくり	<ul style="list-style-type: none"> 概ね小学校単位で設立している21地域協議会が中心となって誰もが参加しやすい地域活動に取り組みます。
③イベント等における障がいのある人の参加支援	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者用の駐車場やトイレの適正利用の啓発、設置場所のわかりやすい表示に努めます。 障がい者施設へのイベント等の周知や車いすの貸出、手話通訳者の配置など、誰もが参加しやすい環境づくりを行います。
④空店舗の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 商店街の空店舗を活用してコミュニティスペースを設置する際、既存のトイレ等を障がいのある人も利用しやすいようにバリアフリー化を推進します。 イベント時の障がいのある人や高齢者のためのトイレや憩いの場としての活用を推進します。
⑤施設の地域展開	<ul style="list-style-type: none"> 地域の既存の社会資源を活用し、各地域で交流活動などが積極的に展開されるよう、事業内容について効果的な周知に努めることにより、施設の取組を支援します。

(3) ボランティア活動等の推進

市民のだれもがボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、市民活動団体の活動が活性化するように取り組みます。

施策（事業名等）	取組の内容
① 障がいのある人を支援する人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座などを行い、障がいのある人の日常生活を支える人材の育成や朗読・点訳ボランティアの確保を支援します。
② 市民活動団体の活動支援等	<ul style="list-style-type: none"> 市民の社会貢献活動への参加の機会を広げ、市民活動団体への支援を行うため、市民活動団体登録制度を実施し、各団体が抱えている課題解決を図ることを目的とした「NPO相談会」等を開催します。
③ ボランティア団体の育成等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の自立と社会参加を促すボランティア団体の育成やボランティアリーダーの養成を支援します。
④ 情報誌と市民活動団体一覧の作成	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体や活動の紹介、NPOやボランティアに関する情報誌の定期的な発行を継続して実施します。 市民活動団体一覧及び概要を作成し、市のホームページへの掲載や問合せに対応します。 登録団体を増やすために、未登録団体の把握に努め登録を促進します。
⑤ 障がい者サポーター養成事業	<ul style="list-style-type: none"> 八代市障がい者サポーター研修会・出前講座を引き続き実施します。 SNSなどを活用し、事業の周知に取り組みます。 サポーターのボランティアとしての活動を促進します。



5 雇用・就業、経済的自立の支援

《現状と課題》

障がい児の保護者対象のアンケート（p.106参照）によると、充実してほしい支援として、「就労支援の充実」や「学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実」が6割程度となっており、潜在的なニーズの高さがうかがえます。国においても、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が含まれるようになり、障がいのある人の就業促進への取組が一層重要となっています。

そのため、企業側の視点に立った障がい者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けて取り組んでいく必要があります。

また、障がい者対象のアンケート（p.68参照）では、障がいに対する職場の理解不足など様々な不安や不満を感じている様子もうかがえます。そのため、就職後に発生する悩みや不安、不満などを一人で抱え込むことのないように、関係機関による支援体制の整備を図る必要があります。

《具体的な取組》

(1) 雇用の場の確保

関係機関が連携し、各種支援策を講じることにより、障がいのある人の雇用の場が確保されるように努めます。

施策（事業名等）	取組の内容
① 障がいのある人の採用と働きやすい環境づくり	・市役所においては、法定雇用率を遵守するため、八代市職員障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある人の積極的な採用及び障がいのある職員が働きやすい職場づくりに努めます。
② 障がい者就労支援セミナー等の開催	・関係機関との連携を図りながら障がい者就労支援セミナー等を開催し、事業者をはじめ関係者の障がいへの理解を深め、障がいのある人の雇用率の向上に取り組めます。
③ 各種助成制度の周知	・障がいのある人の雇用に係る各種助成制度を周知し、その活用を積極的に促進します。
④ 授産製品の販売支援	・庁舎における授産製品の販売を支援することにより、障がいのある人の就業促進を図ります。

(2) 就労支援体制の充実

関係機関が連携し、就労相談や就労移行、また就労が継続できるような支援体制の充実に努めます。

施策（事業名等）	取組の内容
① 就労相談及び就労継続支援	障がいのある人が望む就労となるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、切れ目なく就労に繋がるよう支援します。
② 八代支援学校における就労支援	八代支援学校高等部で就労へ向けての作業学習に取り組めます。 本人のニーズに応じた就労支援を関係機関と連携しながら行います。
③ 八代圏域の就労支援マップ等の活用	障がい者支援協議会の専門部会で、八代圏域の就労支援施設のマップを更新するとともに、障がいのある人等への情報提供に活用します。
④ 就業資格取得支援補助成金制度	ハローワークを通じた求職活動を行っている障がいのある人を含めた失業者に対し、就業する上で有利となる資格の取得に要する費用の一部を助成することにより、就労を支援します。 ハローワークやジョブカフェなどの関係機関と連携して事業PRに努め、幅広く市民に利用されるよう周知活動を展開します。

(3) 経済的自立の支援

障がいのある人の生活安定を図るために、就労による収入の確保や障害福祉サービス利用時の費用負担軽減、各種福祉手当等の周知を行います。

施策（事業名等）	取組の内容
① 障がい者施設等からの優先調達の推進	工賃水準の向上のための取組として、「八代市障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、八代市における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進します。 市民や民間事業者等に対して制度の周知を積極的に行い、優先調達を促します。
② 地域生活支援事業の費用負担軽減	地域生活支援事業については、地域の実情に応じた負担額を設定します。 過剰なサービス利用に繋がらないよう、利用者への適正利用に関する啓発に努めます。
③ 特別支援教育就学奨励費の支給	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童、生徒の保護者等に対し、就学のために必要な経費に相当する奨励費を支給します。
④ 交通機関等の割引制度の支給	障がい者手帳所持者に対する交通機関の割引やNHK放送受信料免除等の割引制度の周知を行います。
⑤ 各種福祉手当制度の周知	特別児童扶養手当等の各種福祉手当制度について、広報誌やホームページなどにおいて、受給要件や手続など制度について分かりやすく周知を行います。

6 情報の取得・利用の向上

《現状と課題》

本市では、市政に関する情報が障がいのある人が入手しやすくなるように市ホームページを改良するなど、障がいのある人のウェブアクセシビリティの向上に努めています。また、市広報誌について、点字や音声により情報提供を行っています。

福祉情報の入手方法や求める内容は、障がいの特性や年齢により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容等について、障がいのある人の視点に立ち、検討していく必要があります。

本市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援事業や、補聴器などの情報・意思疎通支援用具などの給付を行っています。

障がい児の保護者対象のアンケート（p.78参照）からは、災害時などに周囲とのコミュニケーションがとりにくくなることに不安を感じている様子がうかがえます。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障がいのある人とない人とのコミュニケーションが広がるように支援していく必要があります。

《具体的な取組》

(1) 情報のバリアフリー推進

必要な情報を容易に取得できるような方法の普及と、様々な広報手段を活用した情報の提供に努めます。

施策（事業名等）	取組の内容
① 広報誌等による情報提供	・ 障がい福祉に関する各種情報について広報誌やホームページ、SNS等を活用した正確な情報提供を行います。
② ふくしのしおりによる情報提供	・ 障がい福祉の制度内容を集約し、分かりやすく説明したふくしのしおりを配付することで、障がいのある人やその家族が必要とする情報を円滑に取得できるよう支援します。
③ バリアフリーマップの周知強化と情報の充実	・ インターネットで公開しているバリアフリーマップについて、今後も市民への周知を強化するとともに、正しく新しい情報を提供します。
④ 点字・声の広報等発行事業	・ 文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、広報誌を点訳または音声訳によって定期的に提供します。
⑤ 障がいのある人のための図書館サービス	・ 朗読CDや、電子図書及び大活字本、バリアフリー上映会などの充実を図り、障がいのある人の読書活動を支援します。 ・ 「読書バリアフリー法」に基づき、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進します。

(2) コミュニケーション支援

障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成・派遣、用具の給付を行います。

施策（事業名等）	取組の内容
①手話奉仕員養成 研修事業	・聴覚に障がいのある人等との交流を促進するため、日常会話程度の手話表現ができる手話奉仕員の養成に取り組みます。
②意思疎通支援事業	・聴覚、言語等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕者や要約筆記奉仕者等を派遣します。
③コミュニケーション支援用具等の給付	・障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、日常生活用具給付等事業や補装具費支給事業、難聴児補聴器購入費助成事業において、視覚や聴覚などの障がいに対応するコミュニケーション支援用具等を給付します。
④手話通訳者の配置	・市役所総合案内に手話通訳者を配置し、公共機関での意思疎通を支援します。



7 安全・安心な生活の支援

《現状と課題》

本市の災害対策については、避難行動要支援者名簿の作成や、介護や介助が必要な高齢者や障がいのある人等の要配慮者が優先して入所することができる特別避難所の指定等を行っています。

災害時には、障がいのある人が犠牲となるケースもあり、障がい児の保護者対象のアンケート（p.78参照）でも、災害時の投薬や治療、避難所生活等に不安を感じている人が少なくない結果となっています。

そのため、避難誘導や避難所生活のあり方等、様々な障がいのある人の利用を想定した対策を検討していく必要があります。

また、障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう、防犯対策についても強化を図る必要があります。

《具体的な取組》

(1) 災害対策の確立

災害時において、要配慮者の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を進めます。

施策（事業名等）	取組の内容
① 避難所対応の確立	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の避難所において、障がい特性に応じた速やかな支援ができる体制づくりに取り組めます。 特別避難所である「希望の里たいよう」と「八代支援学校」の開設・運営を引き続き実施するとともに、新たな特別避難所の指定についても検討します。
② 避難行動要支援者避難支援計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、要支援者の情報を本人の同意のもと、地域の避難支援等関係者と共有し災害発生時の支援体制を整備するとともに日頃の見守り活動等に活用します。 未同意の要支援者に対して、同意確認取得への取組を継続して行うとともに、市民の本制度への理解促進と活用の周知を図ります。 民生委員・児童委員等の避難支援等関係者の協力のもと、同意者の個別計画の策定・充実を図ります。
③ 情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 消防団や自主防災組織など、地域の事情に精通し、地域住民とのつながりがある人に対して協力を求め、災害発生時の情報伝達体制を整備します。

し さ く しぎょうめいどう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
④防災行政無線等による災害等情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話や屋外スピーカー等による災害情報の伝達や市ホームページ、テレビデータ情報配信サービス「デタポン」及び防災情報等の聞き直しができる電話応答サービスなどの利用を広く市民に周知し、災害時の情報を多様な手段により確実に提供していきます。
⑤地域防災啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の行動等を学習することにより、自分の安全は自分で守るという「自助」意識や地域の安全は地域で守るという「共助」意識の醸成を図ります。 各種事例の紹介などを出前講座や各種情報誌の活用により啓発を行い、引き続き防災意識の向上に取り組みます。

(2) 防犯・安全対策の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、交通安全や消費者トラブル防止等の防犯・安全対策を推進します。

し さ く しぎょうめいどう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
①緊急通報システムの普及推進	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に簡単に連絡や通報ができる緊急通報システム（ブザー、電話、ファクスなど）の普及を推進します。
②交通安全啓発	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室等を開催し、交通マナーについての住民への啓発を図ります。 障がいの種類や年代によって、交通安全教室における教育内容や指導方法を工夫するとともに、指導員のスキルアップに努めます。
③消費者トラブル防止	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の未然防止や消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。



8 生活環境の整備

《現状と課題》

本市では、誰もが安全に安心して生活できるようにバリアフリー・ユニバーサルデザイン^{すいしん つと}の推進に努めています。

しかし、障がい者対象のアンケート（p.73参照）や団体等ヒアリング調査（p.115参照）では、道路などの段差や階段の上り下りに不安を感じていたり、障がいの特性により感じるバリアも様々である様子^{ようす}がうかがえます。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は、障がいのある人の社会参加にもつながるため、今後も継続して環境整備に取り組んでいく必要があります。

本市では、障がいのある人が在宅で安全に生活するために、住宅改修費等の助成を行っています。また、グループホームや施設等への入所支援を行っています。それが地域生活の場として不足している状況が続いています。

障がい者対象のアンケート（p.65参照）では、将来の暮らしの希望については、全体では「家族と暮らしたい」と回答した人が多いものの、グループホームや一人暮らしを希望する声もあります。

そのため、障がいのある人の暮らしの場の選択肢が広がるように、法制度の動向を踏まえ、障がいのある人が望む暮らしの場を確保できるよう取り組んでいく必要があります。

《具体的な取組》

(1) 住宅・建築物の整備

安全かつ快適に利用できる住宅や建築物の整備を図ります。

施策（事業名等）	取組の内容
①バリアフリー法及び熊本県のやさしいまちづくり条例による、建築物のバリアフリー化等の推進	一定規模以上の建築計画についてバリアフリー法と熊本県やさしいまちづくり条例の基準に基づき、だれもが使いやすい建築物とすることを推進します。
②ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業（補助事業）	公共性の高い民間建築物に対し、誰もが使いやすくなる改修工事への補助を行います。
③社会体育施設のバリアフリー化の推進	社会体育施設のバリアフリー化を計画的に推進します。
④市立学校のバリアフリー化の推進	児童、生徒等の状態に合わせた施設のバリアフリー化を推進します。

し さ く じぎょうめいどう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
ちゅうしんしょうてんがい ⑤ 中心商店街におけるユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 中心商店街において、ユニバーサルデザインを取り入れた店舗の新設、改装を行う場合には、チャレンジストア事業として改装費補助を行います。 今後も誰もが安心して使いやすい店舗となるよう、継続的に働きかけていきます。
しえいじゅうたく せいび ⑥ 市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に困窮する高齢者や障がいのある人に配慮した管理運営に努めるとともに、市営住宅の建て替え等の際には、ユニバーサルデザイン化を進めます。 補充入居者の入居待機順位を決定する抽選の際に、高齢者や障がいのある人に対しては、抽選回数を増やす優遇措置を講じます。
しょう しょうじゅうたく かいぞうじよせいじぎょう ⑦ 障がい者住宅改造助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 重度の障がいのある人（身体、知的）が居住する世帯に対して、住宅改造に必要な経費を助成することにより、障がいのある人等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ります。
じゅうたくかいしゅうひ じよせい ⑧ 住宅改修費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営む上で支障がある重度の障がいのある人に、住宅の改修費を助成します。

(2) 道路・公園等の整備

すべての人が安全で円滑に利用できる道路や公園等の整備を図ります。

し さ く じぎょうめいどう 施策（事業名等）	とりくみ ないよう 取組の内容
ほこうくうかん ① 歩行空間バリアフリー化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差解消、勾配緩和等を行い、バリアフリー化に努めます。
かくしゅこうきょうしせつ せいび いじかんり ② 各種公共施設整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 新規の公共施設整備（多目的トイレ・園路）については、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に配慮した整備を心がけるとともに、未整備の公園施設についても、改良を加えることにより、誰もが利用しやすい施設となるよう計画的な整備に努めます。
りょう しょうじゅうたく くうかん せいび ③ 利用しやすい歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設、医療施設の周辺など、障がいのある人の利用が見込まれる歩道については、点字ブロックの設置や車いすがすれ違える幅を確保するなど、より利用しやすい歩行空間の整備に努めます。

(3) 移動・交通手段の確保

交通の利便性や安全性を確保するとともに、障がいのある人の移動、交通手段の確保に努めます。

施策（事業名等）	取組の内容
①自動車運転免許取得・改造助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 条件を満たす障がいのある人の自動車運転免許取得や自動車改造に必要な費用を助成することにより、障がいのある人の移動・交通手段を確保し、社会参加・自立を促進します。
②車いすの無料貸出	<ul style="list-style-type: none"> 病気やケガ等により一時的に車いすを必要とする人に対し、車いすを無料で貸し出します。



9 さべつ かいしょう けんりようご すいしん 差別の解消と権利擁護の推進

《現状と課題》

市内の小中学校では、社会福祉協議会との連携により、「福祉体験学習」や「福祉講演会」を実施しています。また、市民向けにも、障がいのある人に対する理解の促進や交流機会の創出を図るため、講座を開催しています。

しかし、アンケート（p.87、89、91参照）では、障がいがあることで不愉快な思いや経験をしたことがある人が少なくありません。また、市民の障がいや障がいのある人に対する理解も十分であるとはいえない状況です。

そのため、障がいのある人に対する不当な差別や社会的な障壁がなくなるように、相互理解や啓発活動等を継続的に取り組んでいく必要があります。

また、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、成年後見制度利用支援や虐待防止対策に向けた取組を一層強化していく必要があります。

本市では、市職員の福祉意識の向上に取り組むなど、行政サービスの向上に努めています。

サービス利用手続き時の各窓口の連携のあり方や公共施設における案内表示の方法など、引き続きサービス向上に向けて取り組んでいく必要があります。



《具体的な取組》

(1) 広報・啓発活動の充実

広報誌やホームページ、研修会、イベント等により、障がい者を広く市民に理解してもらえるように努めます。また、障がい者差別の解消及び合理的配慮について広報・啓発に取り組めます。

施策（事業名等）	取組の内容
<p>① 広報誌等による 広報・啓発・周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌やホームページ、エフエムやつしろ等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を促すとともに、やさしいまちづくりに関する広報・啓発を行います。特に、障害者週間（12月3日～12月9日）を通じた、障がいのある人に対する理解を促す広報活動の充実を図ります。 ・ 制度改正等の重要な情報は、積極的に周知します。
<p>② 差別の解消及び合理的配慮の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等を活用した差別解消に関する啓発を行うとともに、出前講座等を通じて、障がいの特性に応じた適切な配慮についての理解を深めます。 ・ 障がいのある人への合理的配慮が広がるよう、民間事業者や市民に対する周知を強化し、取り組みを促進します。
<p>③ 人権への理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人権啓発センターだより」等を定期的に発行するとともに、様々な広報媒体や機会を捉えて、人権問題についての正しい理解と人権意識の向上を図ります。 ・ 人権に対する理解を深める機会として、「人権セミナーやつしろ」等の研修会や「人権子ども集会・フェスティバル」等を開催し、人権教育・啓発を推進します。
<p>④ 地域に対する広報・啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの特性及び障がいのある人への必要な配慮について、市民の理解を促進するため、地域向けの出前講座による障がい者サポーター研修を実施するなど、障がいについての理解啓発に取り組めます。

(2) 権利擁護の推進

相談支援事業所や関係機関と連携し、障がいのある人への虐待防止や成年後見制度、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

施策（事業名等）	取組の内容
<p>① 成年後見制度の周知・普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいや精神障がいのある人又は認知症の高齢者で、判断能力が不十分なため日常生活を営むのに支障がある場合、各種手続や日常的な金銭管理等について支援する成年後見制度を利用して頂くため、研修会等の開催やパンフレット等の配布を通じ、制度の周知・普及を図ります。 申立費用や後見人等に報酬を支払えない人に対する「成年後見利用支援事業」の周知も併せて行います。 八代市成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関の設置及び利用促進事業を推進します。 市民を対象とした出前講座を積極的に活用し、成年後見制度の利用促進に努めます。
<p>② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及啓発と利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が十分でない人に対し、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等について支援するため、関係機関と連携し、地域福祉権利擁護事業の普及啓発と利用促進を図ります。 広報誌等を活用して利用促進を図るとともに、市民の協力、参加を促進します。また、地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化します。 生活支援員の研修会等を開催し、多種多様な困難ケースにも対応できるように資質向上を図ります。
<p>③ 障がい者虐待防止事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待について広く通報を受け入れ、相談等に応じるとともに迅速に対応します。 虐待防止の広報・啓発を行い、虐待の防止と早期発見に努めるとともに、虐待のない日常生活や社会生活が営めるよう関係機関との一層の連携を図ります。
<p>④ 差別事案への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市役所において不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供事案が発生した場合は、「八代市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」により対応します。 民間事業所における差別事案の相談があった場合は、関係機関で連携し、状況の確認、差別解消への働きかけを行います。 関係機関により構成する「八代市障がい者差別解消支援地域協議会」を活用して、差別解消に取り組みます。

(3) 福祉教育等の推進

学校や地域における福祉教育の充実を図るとともに、研修会やふれあい・交流の機会を通じて、障がいに対する理解を深めます。

施策（事業名等）	取組の内容
①授業（総合的な学習の時間等）での教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、車いすの乗車体験や障がいのある人を講師に招いての手話の学習など、参加体験型の福祉教育の充実を図ります。
②学校での福祉教育の取組の紹介・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、学校・学級便り等で、学校の福祉教育の取組を紹介するなどの方法により保護者に対して障がいへの理解の啓発を図ります。 ・啓発活動を継続的に行い、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を図ります。
③授業を利用した交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・授業（総合的な学習の時間等）を利用して、福祉施設や特別支援学校と交流します。授業の事例は各校に紹介し、交流内容の充実を図ります。
④市民向け福祉教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター等の関係機関と協力し、市民を対象にした講座を開催し、福祉教育の充実を図ります。
⑤学校における障がいへの理解を深める機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人との交流機会の提供や、障がいへの理解を深める講演や勉強会の開催を検討します。 ・PTA総会や学校便り等を通じて保護者や地域住民に障がいのある子どもに対する理解啓発を行います。



(4) 行政機関における合理的配慮の推進

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等の障がい者理解の促進に努めます。

施策（事業名等）	取組の内容
<p>①市役所における障がいのある人への配慮及び理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市職員等に対する、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、障がい者サポーター研修会等を行い、窓口等において障がいのある人が必要とする配慮の徹底を図ります。
<p>②選挙における配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> 点字による候補者情報の提供等、障がい特性及び障がいのある人の生活実態に応じた情報の提供に努めます。 移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に向けた取組を推進するとともに、障がいのある人等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。
<p>③庁舎の障がい者等用駐車場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎及び各支所において、障がいのある人等のための駐車スペースの確保に努めます。



1 やつしろししょう しゃけいかくとうさくてい ひょうかいいんかいいんめいぼ
八代市 障がい者計画等策定・評価委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

	所属団体等		委員名	備考
医療関係	やつしろしいしかい 八代市医師会	かいちょう 会長	にし ふみあき 西 文明	かいちょう 会長
	やつしろぐんいしかい 八代郡医師会	かいちょう 会長	やすだ しゅういち 保田 周一	
	やつしろしいしかい 八代市医師会	かいいん 会員	みやもと けんしろう 宮本 憲司朗	
学識	なかきゅうしゅうたんきだいがく 中九州短期大学 (経営福祉学科)	きょうじゆ 教授	まつなが ともや 松永 智也	
福祉関係	しゃかいふくしほうじん にっしんかい 社会福祉法人 日新会	りじちよう 理事長	まぶち せいけい 馬渕 惺敬	
	しゃかいふくしほうじん やつしろあいいくかい 社会福祉法人 八代愛育会	やつしろがくえん 八代学園 しせつちよう 施設長	ふるた こうじ 古田 浩二	
	やつしろしもうじんふくしきょうぎかい 八代市盲人福祉協議会	かいちょう 会長	にようけん つよし 如見 剛	
	やつしろし しゃふくしきょうかい 八代市ろう者福祉協会	そうむ 総務	でぐち なほみ 出口 なほみ	
	やつしろて いくせいかい 八代手をつなぐ育成会	かいちょう 会長	みのだ たもつ 蓑田 保	
	やつしろちいき けんこうきぼう かい 八代地域こころの健康希望の会	かいちょう 会長	よしだ じゅんいち 吉田 準一	
	やつしろしみんせいいいん じどういんきょうぎかい 八代市民生委員・児童委員協議会	かいちょう 会長	いなだ たくや 稲田 卓也	ふくかいちょう 副会長
	やつしろし れんらくきょうぎかい 八代市ボランティア連絡協議会	ふくかいちょう 副会長	よしおか きよこ 吉岡 小夜子	
	やつしろししゃかいふくしきょうぎかい 八代市社会福祉協議会	じむきょくちよう 事務局 長	まつもと ひろあき 松本 博昭	
くまもとけんなんぶ しょうがいしゃしゅうぎょう 熊本県南部 障害者就業・ せいかつしえん せい 生活支援センター 結	しゅにんしゅうぎょう 主任就業 しえんいん 支援員	みずの ひろあき 水野 浩章		
行政関係	やつしろこうきょうしよくぎょうあんていじよ 八代公共職業安定所	しちよう 所長	たかしま まさひで 高島 正秀	
	やつしろしりつやつしろしえんがっこう 八代市立八代支援学校	こうちよう 校長	ひがしだ のりあき 東田 倫明	
	けんなんこういきほんぶ ほけんふくしかんきょうぶ 県南広域本部 保健福祉環境部 ふくしか 福祉課	かちよう 課長	おぼた ゆうじ 御幡 優二	

※委嘱期間：令和3年3月31日まで

だい き やつしろ し しょう しゃけいかくさくていちょうないがかいめいぼ
2 第4期八代市 障がい者計画策定庁 内部会名簿

ぶ 名	か 名	び 考
そうむきかくぶ 総務企画部	ききかんりか 危機管理課	
しみんかんきょうぶ 市民環境部	しみんかつどうせいさくか 市民活動政策課	
	じんけんせいさくか 人権政策課	
けいざいぶんかこうりゅうぶ 経済文化交流部	しょうこう こうわんしんこうか 商工・港湾振興課	
	スポーツ しんこうか スポーツ振興課	
けんせつぶ 建設部	どぼくか 土木課	
	けんちくしどうか 建築指導課	
きょういくぶ 教育部	がっこうきょういくか 学校教育課	
けんこうふくしぶ 健康福祉部	けんこうふくしせいさくか 健康福祉政策課	
	ちようじゅしえんか 長寿支援課	
	こども みらいか 子ども未来課	
	けんこうすいしんか 健康推進課	
	しょう しゃしえんか 障がい者支援課	じむきょく 事務局

3 いいんかいとう じっしじょうきょう 委員会等の実施状況

■ やつしろししやう しゃけいかくとうさくてい ひやうかいいんかい 八代市障がい者計画等策定・評価委員会

かいさいび 開催日	ぎ だい 議題
だい かい 第1回 れいわ ねん がつ にち 令和2年6月25日	(1) 「第3期八代市障がい者計画」について ①八代市の障がい者の現状 ②令和元年度「八代市障がい者計画」の主な取組内容の評価と課題 (2) 「第4期八代市障がい者計画」策定のほうほうについて
だい かい 第2回 れいわ ねん がつ にち 令和2年10月27日	(1) アンケート及び関係団体ヒアリング結果について (2) 第4期八代市障がい者計画(素案)について
だい かい 第3回 れいわ ねん がつじょうじゆん 令和3年2月上旬 (書面開催)	(1) 第4期八代市障がい者計画(最終案)について

■ やつしろししやう しゃけいかくさくていちやうないぶかい 八代市障がい者計画策定庁内部会

かいさいび 開催日	ぎ だい 議題
だい かい 第1回 れいわ ねん がつ にち 令和2年9月16日	(1) 障がい者計画策定のほうほうについて (2) 障がい福祉の現状と課題について ①八代市の障がい者の現状 ②アンケート結果について ③関係団体ヒアリング結果について (3) 第3期障がい者計画の取組状況等について (4) 今後のスケジュールについて
だい かい 第2回 れいわ ねん がつ にち 令和2年10月14日	(1) 第4期八代市障がい者計画(素案)について
だい かい 第3回 れいわ ねん がつ げじゆん 令和3年1月下旬 (書面開催)	(1) 第4期八代市障がい者計画(最終案)について

■ パブリックコメント

ぼしゆうきかん 募集期間	がい いう 概要
れいわ ねん がつ にち 令和2年12月16日～ れいわ ねん がつ にち 令和3年1月8日	市ホームページに掲載、市仮設庁舎及び障がい者支援課、各支所で供覧

4 市民アンケート結果

(1) 家族や障がいの状況について

<18歳以上手帳所持者>

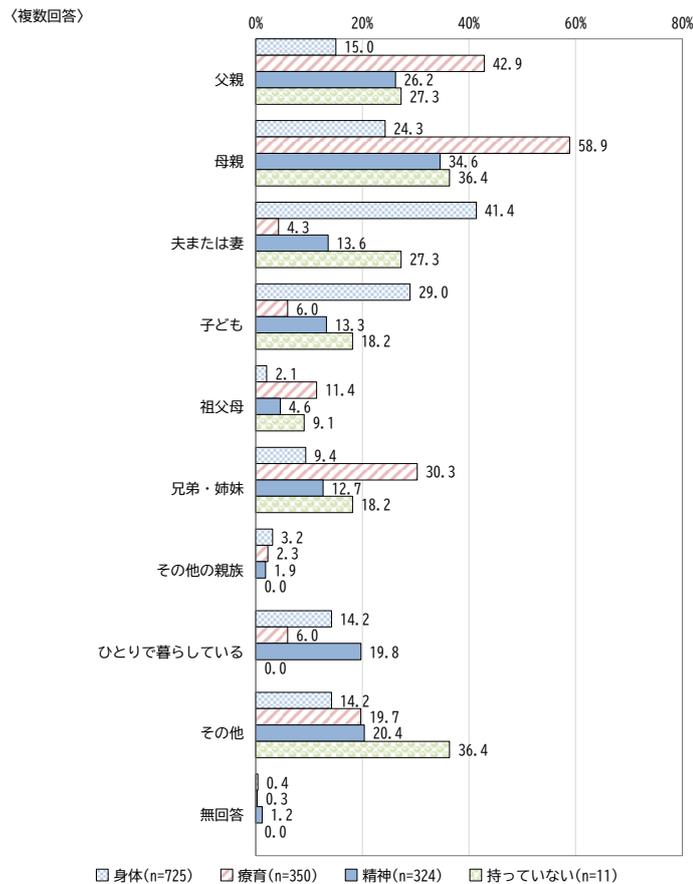
・一緒に暮らしている人

「身体」：「夫または妻」(41.4%)、「子ども」(29.0%)、「母親」(24.3%)

「療育」：「母親」(58.9%)、「父親」(42.9%)、「兄弟・姉妹」(30.3%)

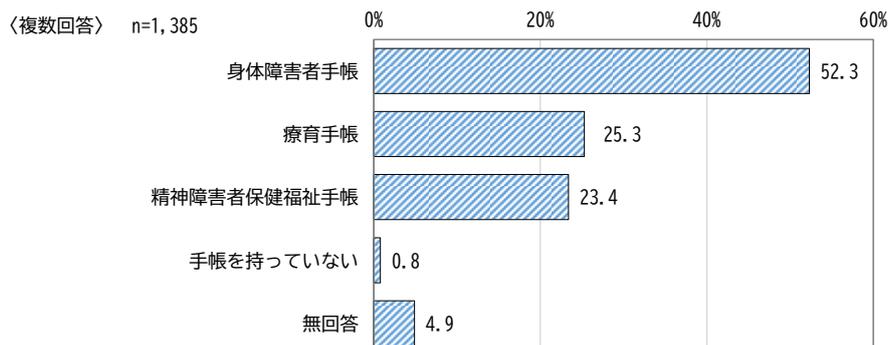
「精神」：「母親」(34.6%)、「父親」(26.2%)、「ひとりで暮らしている」(19.8%)

Q 現在、だれと一緒に暮らしていますか。



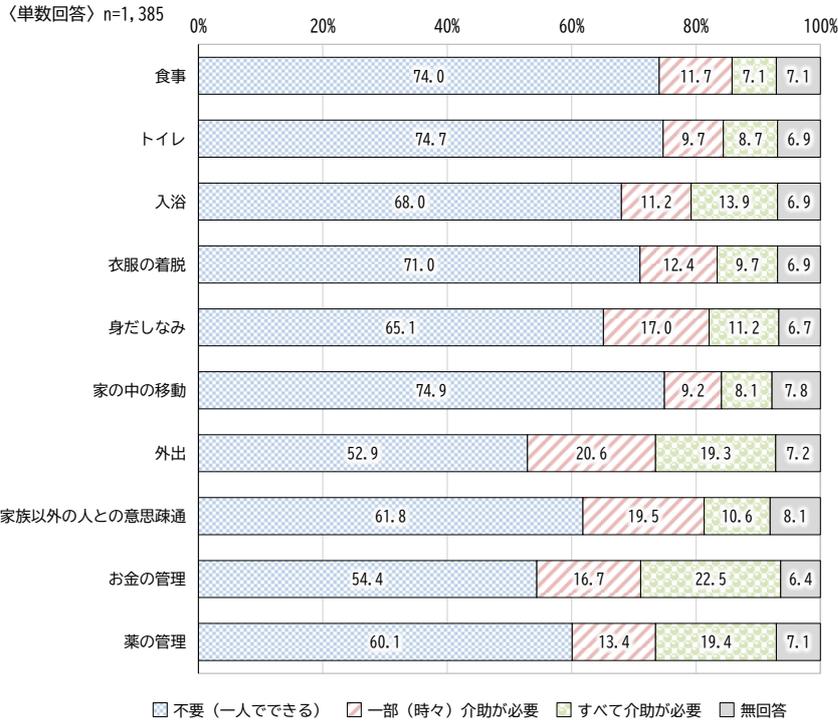
・手帳所持者は、身体障害者手帳所持者が52.3%、療育手帳所持者が25.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者が23.4%となっています。

Q お持ちの障がい者手帳の種類について



- 日常生活で何らかの介助を必要とすることとしては「外出」、「お金の管理」、「薬の管理」が多くなっています。

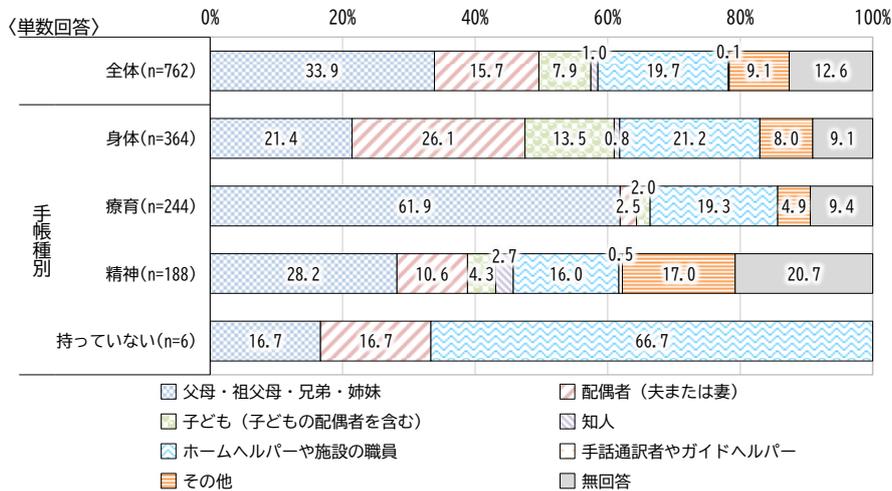
かいじょ
Q 介助について



おも かいじょしゃ
・ 主な介助者

- 「身体」：「配偶者」(26.1%)、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」(21.4%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(21.2%)
- 「療育」：「父母・祖父母・兄弟・姉妹」(61.9%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(19.3%)
- 「精神」：「父母・祖父母・兄弟・姉妹」(28.2%)、「その他」(17.0%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(16.0%)

おも かいじょしゃ
Q 主な介助者は、どなたですか。

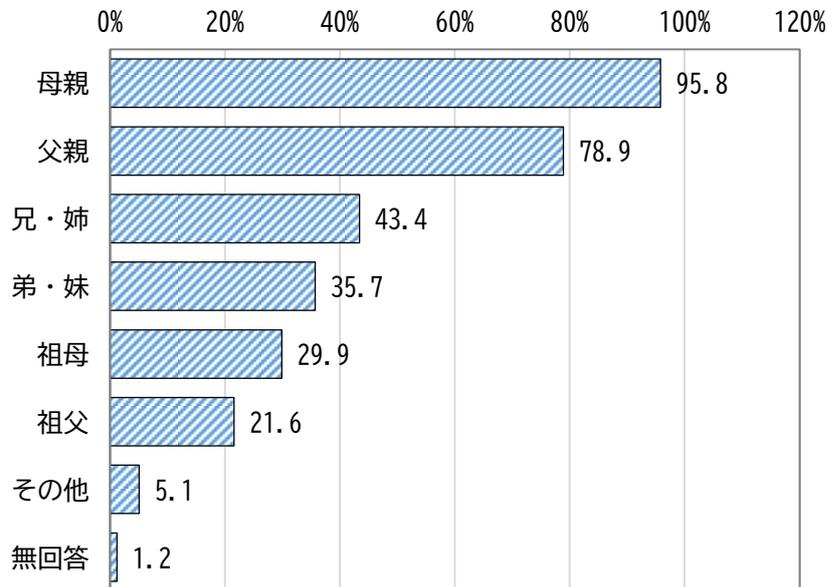


< 障がい児の保護者 >

・一緒に暮らしている人は、「母親」(95.8%)、「父親」(78.9%)、「兄・姉」(43.4%)、「弟・妹」(35.7%)となっています。

Q お子さんと一緒に暮らしている人

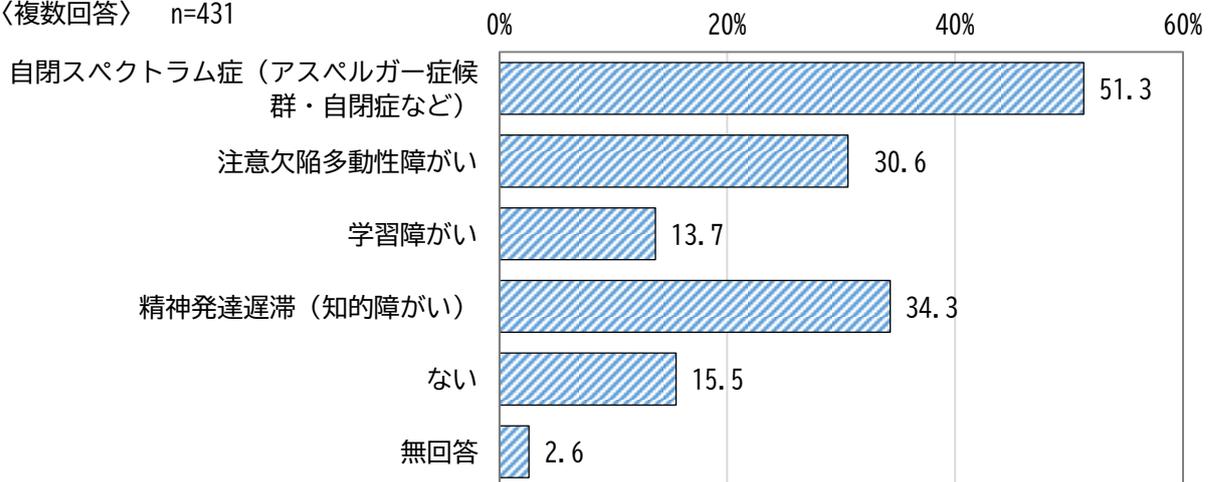
〈複数回答〉 n=431



・「自閉スペクトラム症 (アスペルガー症候群・自閉症など)」が最も高く、次いで「精神発達遅滞 (知的障がい)」が34.3%、「注意欠陥多動性障がい」が30.6%となっています。

Q お子さんが受けた診断名 (疑いを含む。)

〈複数回答〉 n=431



(2) 地域での生活について

<18歳以上手帳所持者>

・これからの不安

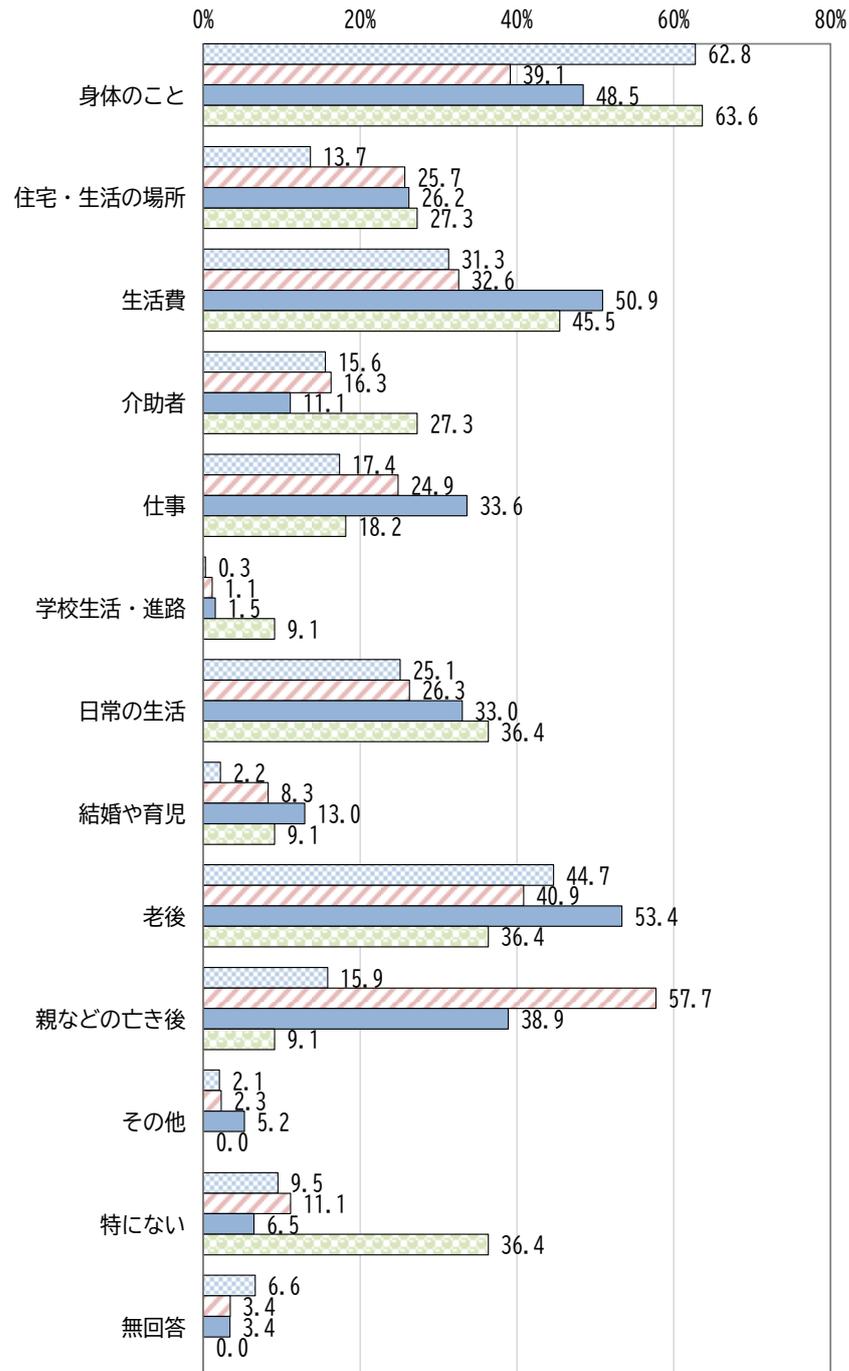
「身体」：「身体のこと」(62.8%)、「老後」(44.7%)、「生活費」(31.3%)

「療育」：「親などの亡き後」(57.7%)、「老後」(40.9%)、「身体」(39.1%)

「精神」：「老後」(53.4%)、「生活費」(50.9%)、「身体のこと」(48.5%)

Q これからのことについてどのような不安がありますか。

〈複数回答〉

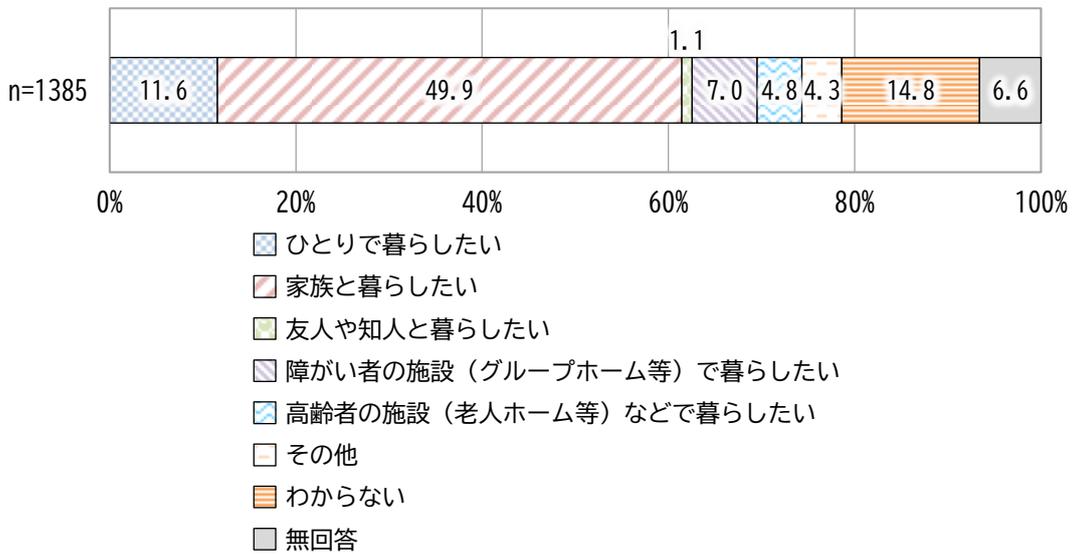


■ 身体(n=725) ■ 療育(n=350) ■ 精神(n=324) ■ 持っていない(n=11)

・将来の暮らし方については「家族と暮らしたい」が49.9%と最も高くなっています。

Q 今後3年以内どのように暮らしたいですか。

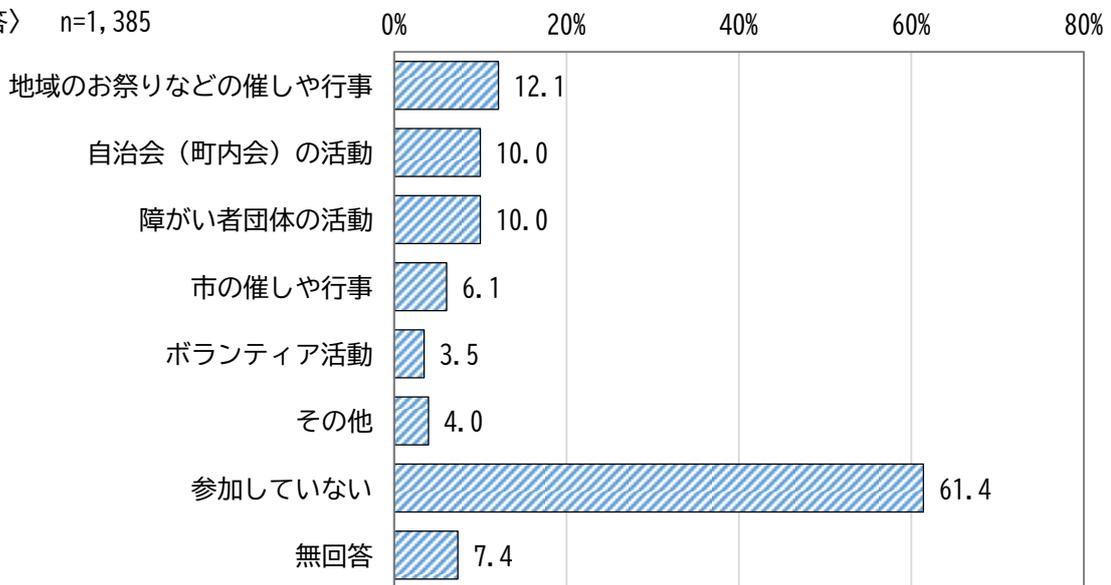
〈単数回答〉



・過去1年間に参加した地域の活動や行事については、「参加していない」が61.4%と最も高く、次いで「地域のお祭りなどの催しや行事」が12.1%、「自治会（町内会）の活動」・「障がい者団体の活動」が10.0%となっています。

Q 過去1年間に参加した地域の活動や行事について

〈複数回答〉 n=1,385

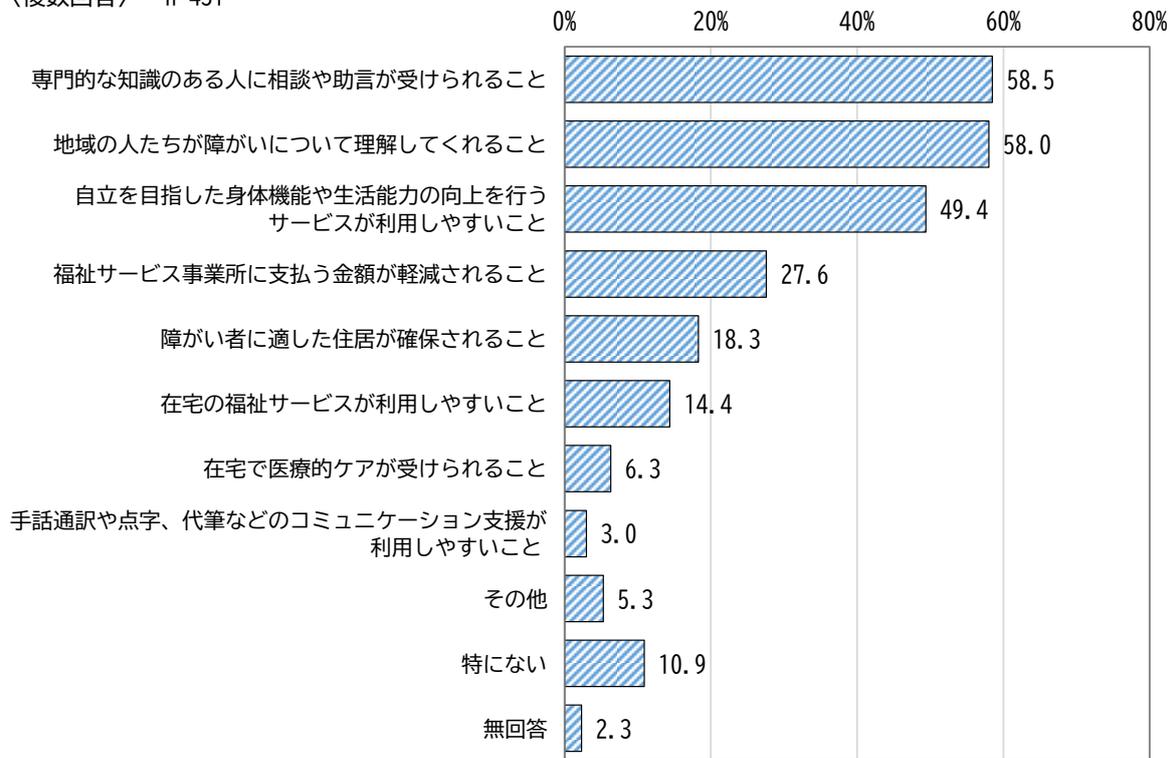


<障がい児の保護者>

・地域で生活するために必要なこととしては、「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が58.5%と最も高く、次いで「地域の人たちが障がいについて理解してくれること」が58.0%、「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」が49.4%となっています。

Q お子さんが地域で生活するために必要だと思うこと

〈複数回答〉 n=431

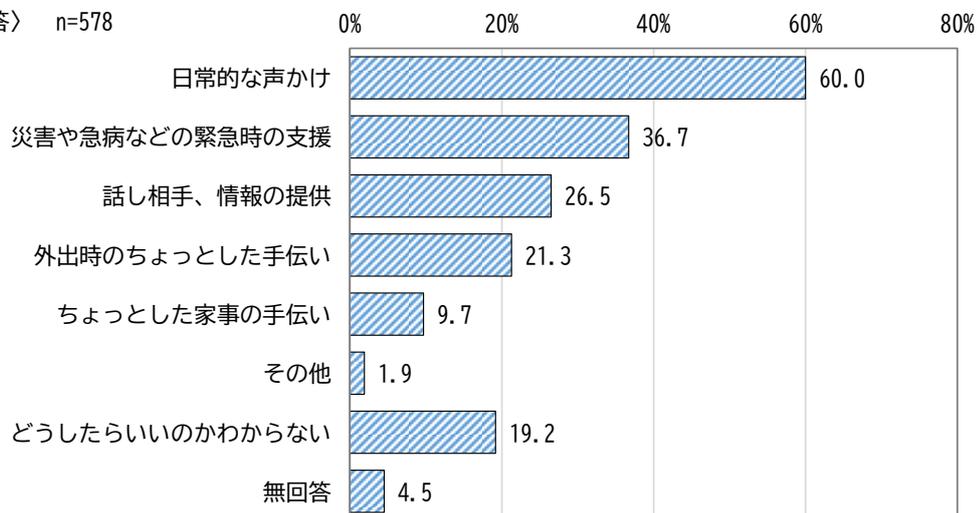


<一般市民>

・お住まいの地域で障がいのある人が困っていた場合に、その人に対してどのようなことができるかについては、「日常的な声かけ」が60.0%と最も高く、次いで「災害や急病などの緊急時の支援」が36.7%、「話し相手、情報の提供」が26.5%となっています。

Q お住まいの地域で障がいのある人が困っていたら、その人にどのようなことができますか。

〈複数回答〉 n=578



(3) 就労・就業について

<18歳以上手帳所持者>

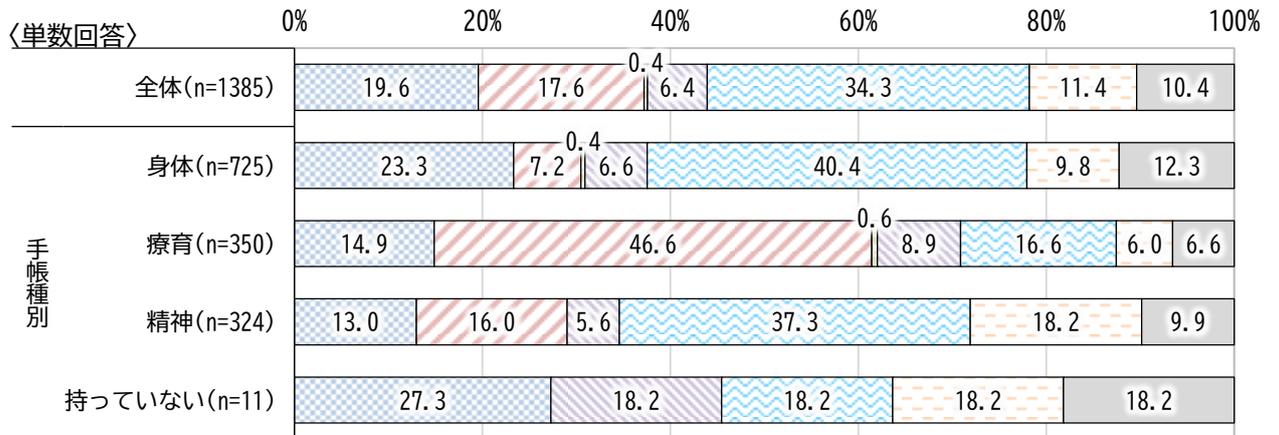
・現在の就学・就労の状況

「身体」：「仕事をせずに主に家にいる」(40.4%)、「仕事をしている(一般就労)」(23.3%)

「療育」：「作業や訓練のため、福祉施設に通っている」(46.6%)、「仕事をせずに主に家にいる」(16.6%)、「仕事をしている(一般就労)」(14.9%)

「精神」：「仕事をせずに主に家にいる」(37.3%)、「作業や訓練のため、福祉施設に通っている」(16.0%)

Q 現在、就学・就業していますか。

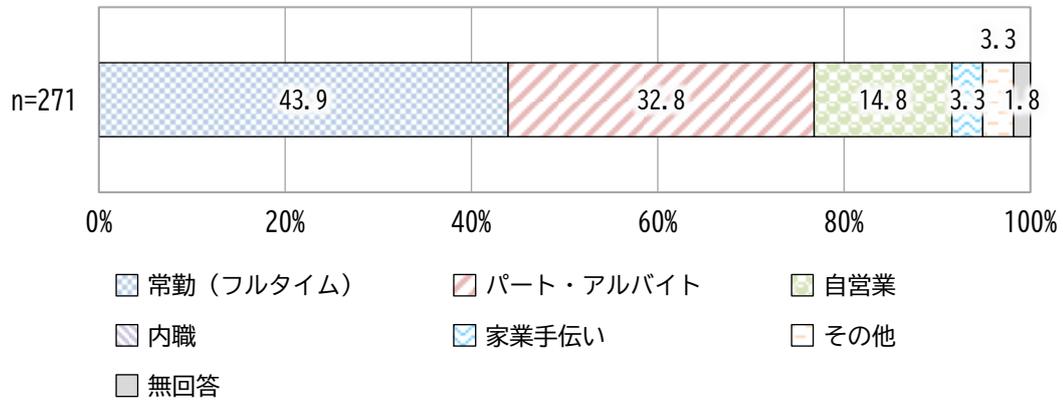


- 仕事をしている(一般就労)
- 作業や訓練のため、福祉施設に通っている
- 大学・専門学校に通っている
- 福祉施設に入所している
- 仕事をせずに主に家にいる
- その他
- 無回答

- ・就業形態は、「常勤（フルタイム）」が43.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が32.8%、「自営業」が14.8%となっています。

Q どのような形態で働いていますか。

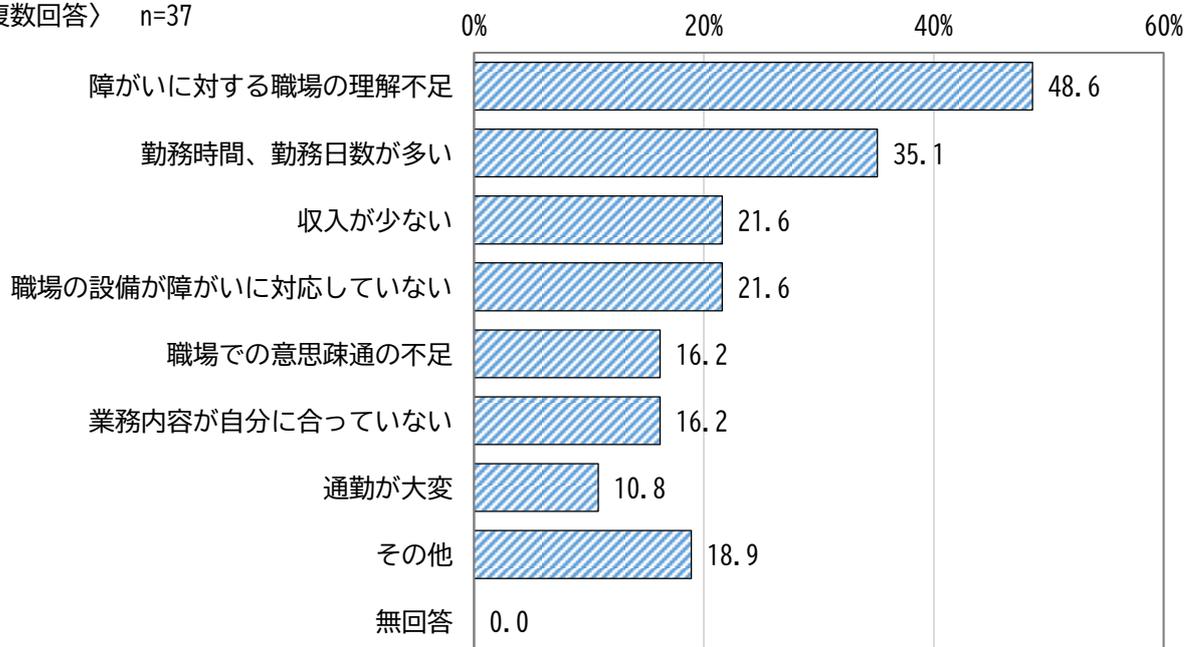
〈単数回答〉



- ・勤務先が、「障がいのある人はどちらかという働きづらい」・「働きづらい」と回答した人の理由は、「障がいに対する職場の理解不足」が48.6%と最も高く、次いで「勤務時間、勤務日数が多い」が35.1%、「収入が少ない」・「職場の設備が障がいに対応していない」が21.6%となっています。

Q 働きづらいと思う理由は何ですか。

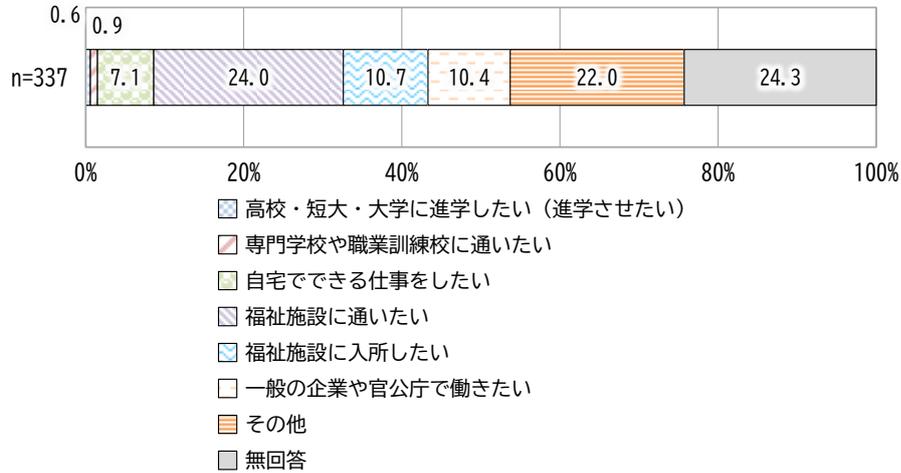
〈複数回答〉 n=37



- 福祉施設に通所、入所している人や大学、専門学校に通っている人の今後の進路としては、「福祉施設に通いたい」が24.0%と最も高く、次いで「福祉施設に入所したい」が10.7%となっています。

Q 今後の進路について、どのようにお考えですか。

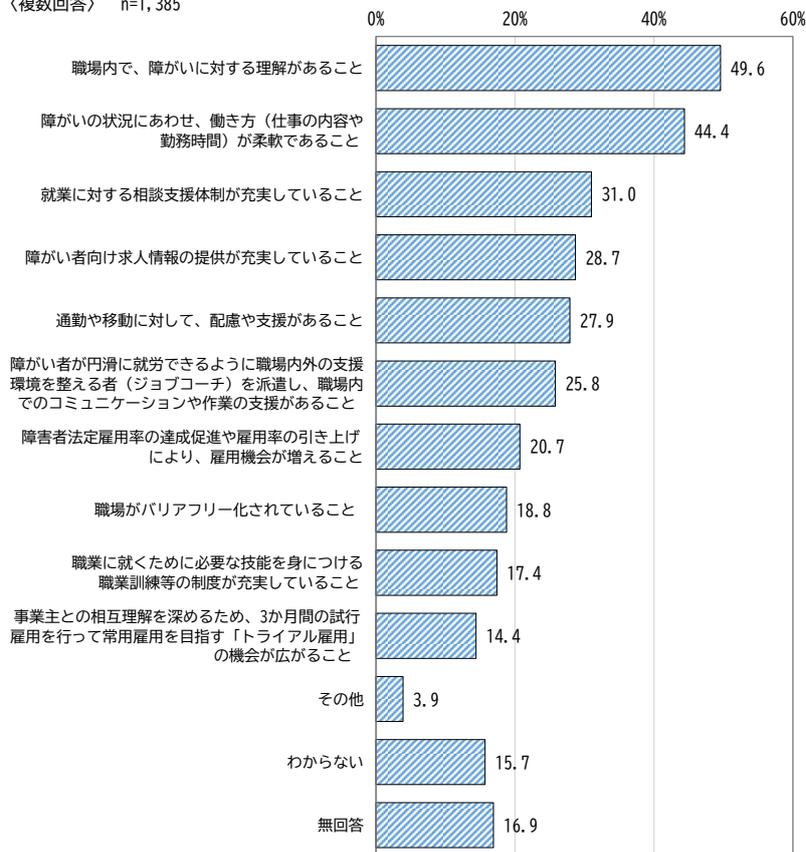
〈単数回答〉



- 働きやすくするために必要なことは、「職場内で、障がいに対する理解があること」が49.6%と最も高く、次いで「障がいの状況にあわせ、働き方 (仕事の内容や勤務時間) が柔軟であること」が44.4%、「就業に対する相談支援体制が充実していること」が31.0%となっています。

Q 障がいの有無にかかわらず働きやすくするために、何が必要だと思いますか。

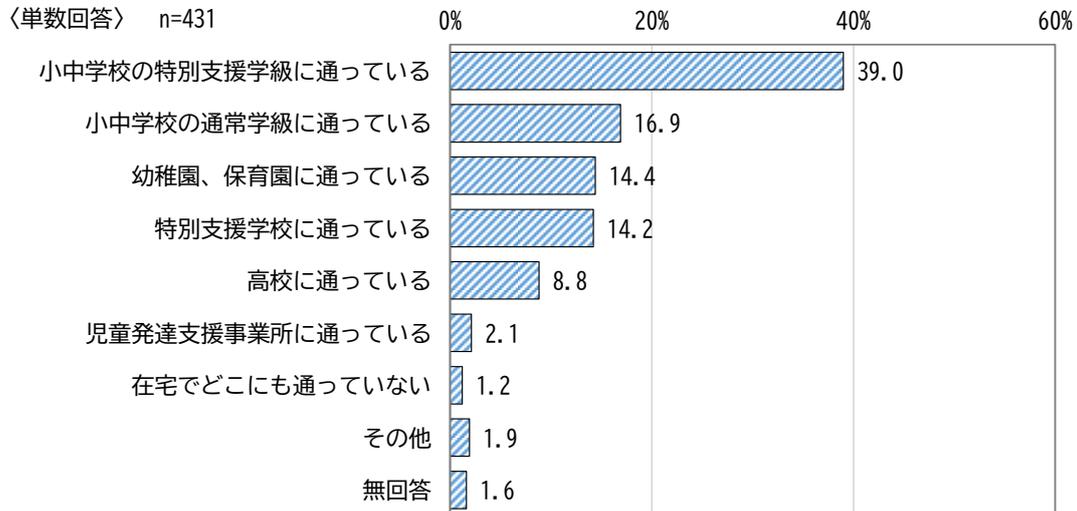
〈複数回答〉 n=1,385



＜障がい児の保護者＞

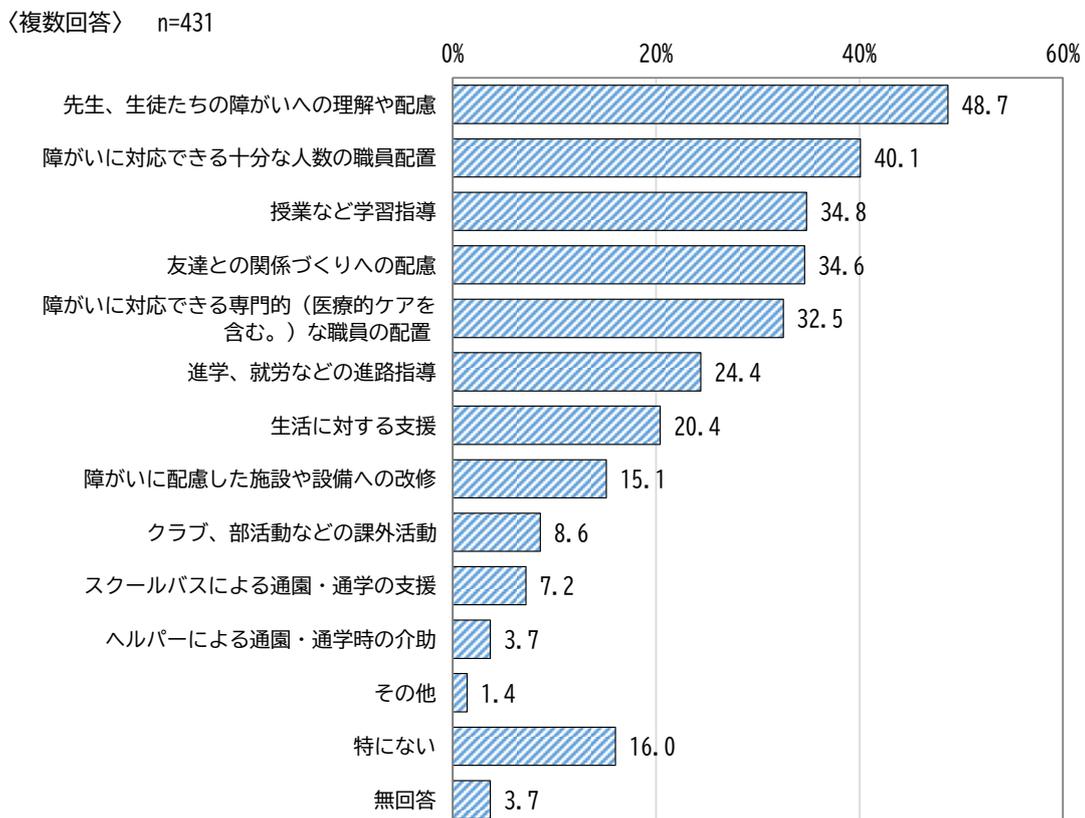
・平日日中の過ごし方は、「小中学校の特別支援学級に通っている」が39.0%と最も高く、次いで「小中学校の通常学級に通っている」が16.9%、「幼稚園、保育園に通っている」が14.4%となっています。

Q お子さんは、平日の日中主にどのように過ごしていますか。



・現在通っている園や学校で更に充実させるべきこととしては、「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」が48.7%と最も高く、次いで「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」が40.1%、「授業など学習指導」が34.8%となっています。

Q お子さんが現在通っている園や学校で更に充実させるべきだと思うことはありますか。

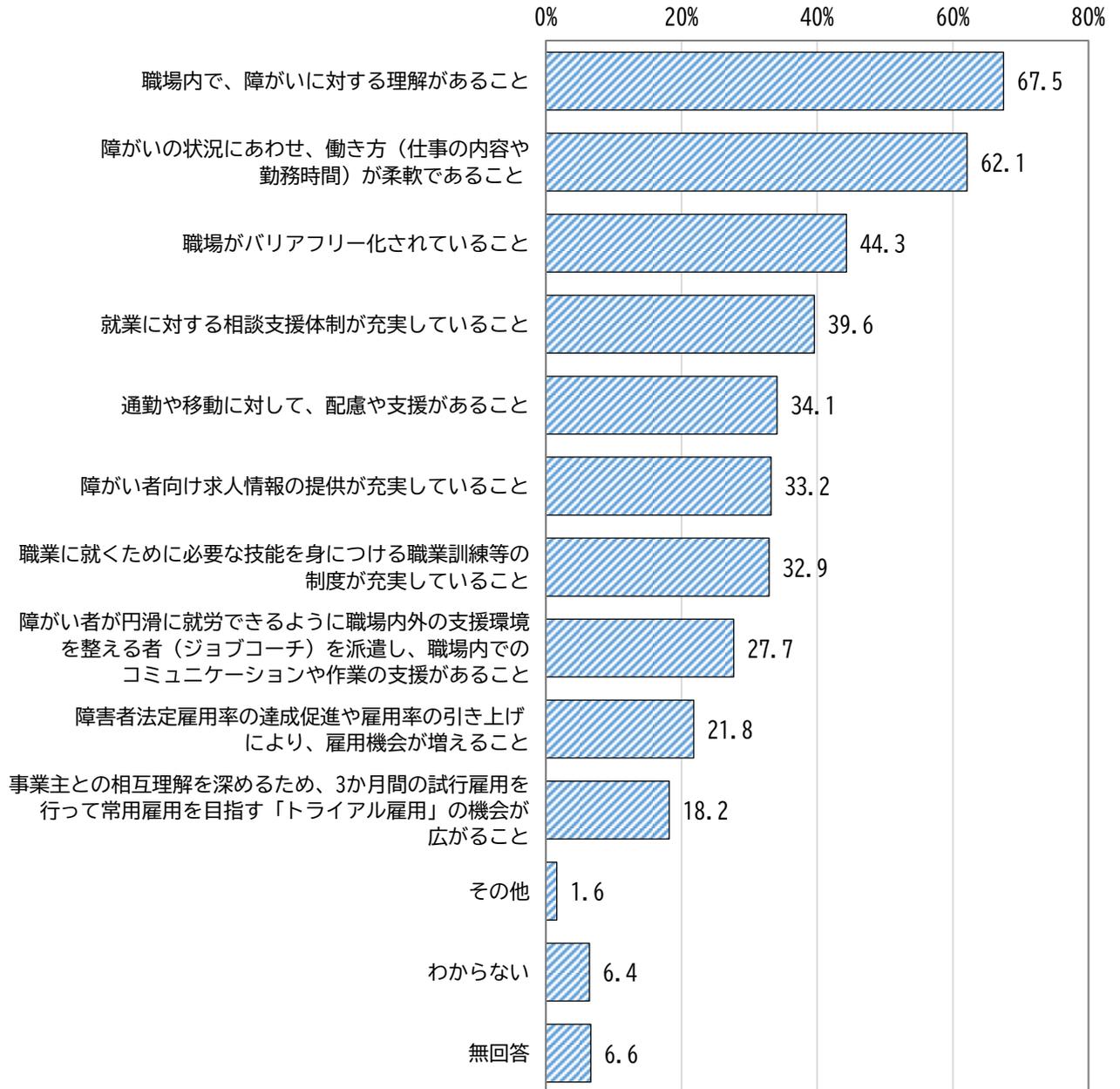


＜一般市民＞

- 障がいの有無にかかわらず働きやすくするために必要なこととしては、「職場内で、障がいに対する理解があること」が67.5%と最も高く、次いで「障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」が62.1%、「職場がバリアフリー化されていること」が44.3%となっています。

Q 障がいのある方にかかわらず働きやすくするために、何が必要だと思いますか。

〈複数回答〉 n=578



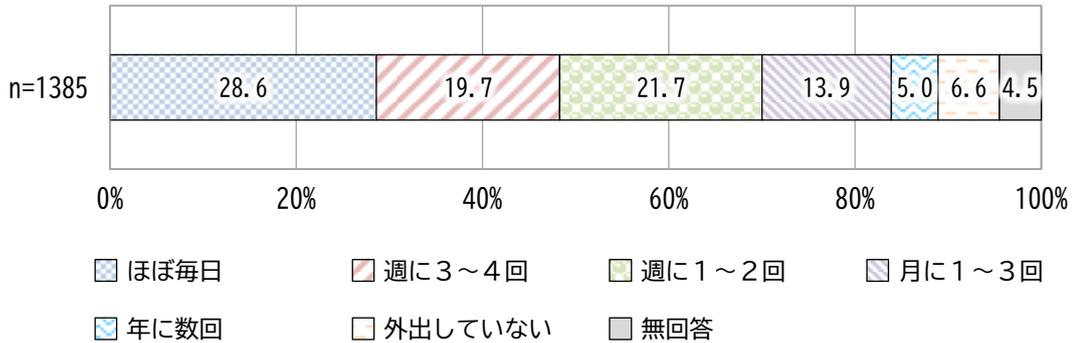
(4) 外出について

<18歳以上手帳所持者>

- 外出の頻度については、週に1回以上外出している人は全体で70.0%となっています。高齢になるほど外出の頻度は減少しています。

Q 外出の頻度はどのくらいですか。

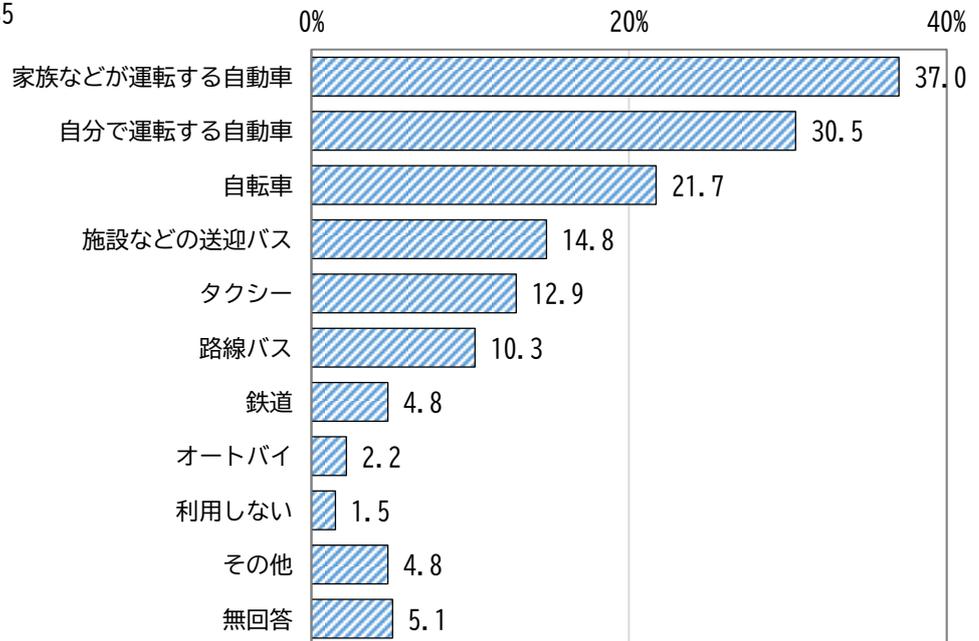
<単数回答>



- 外出する際の移動手段については、「家族などが運転する自動車」が37.0%と最も高く、次いで「自分で運転する自動車」が30.5%、「自転車」が21.7%となっています。

Q 外出するとき、利用する移動手段は何ですか。

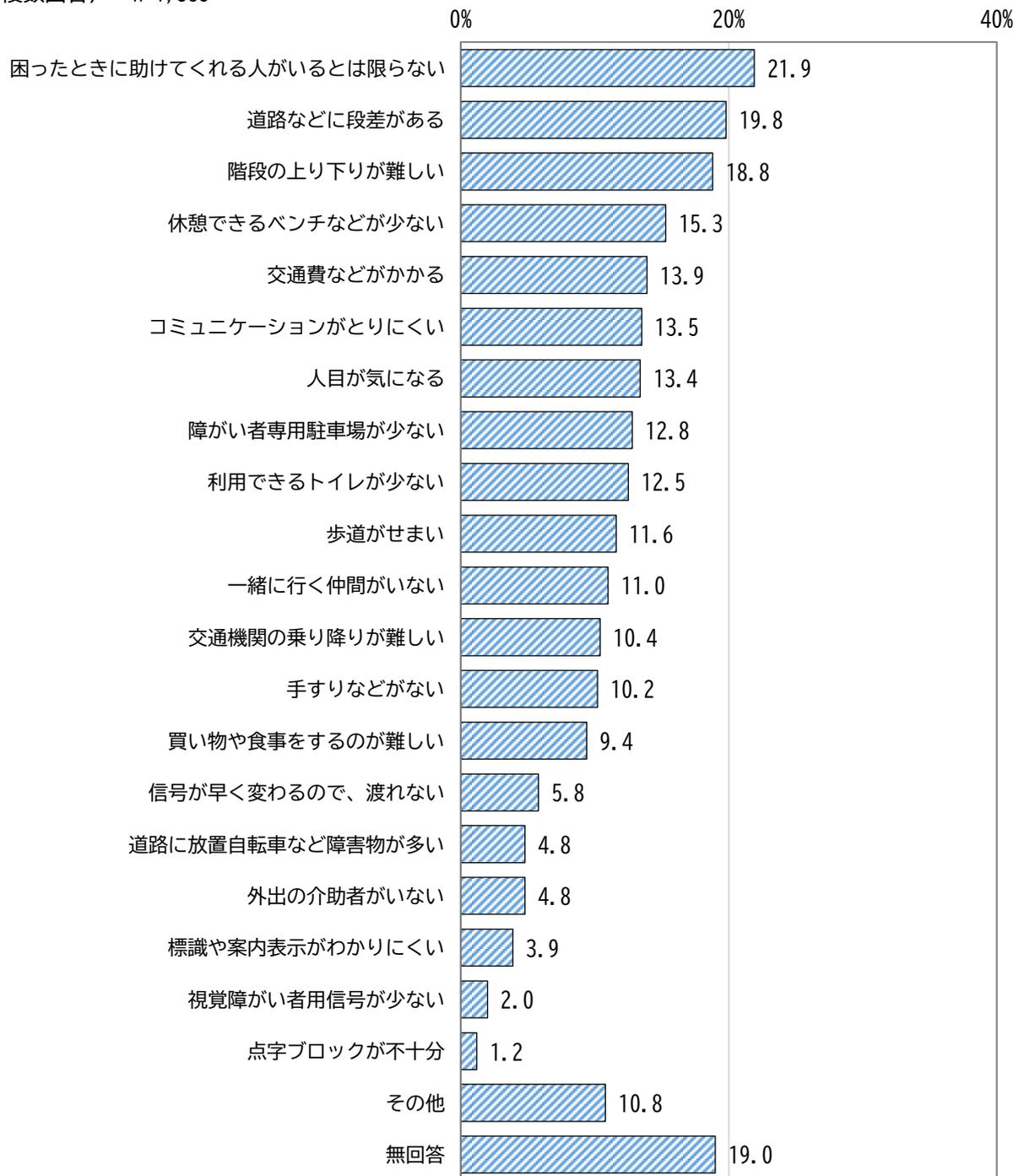
<複数回答> n=1,385



・外出する時に困ることとしては、「困ったときに助けてくれる人がいるとは限らない」が21.9%と最も高く、次いで「道路などに段差がある」が19.8%、「階段の上り下りが難しい」が18.8%となっています。

Q 外出するときに、困ることや不安に思うことは何ですか。

〈複数回答〉 n=1,385

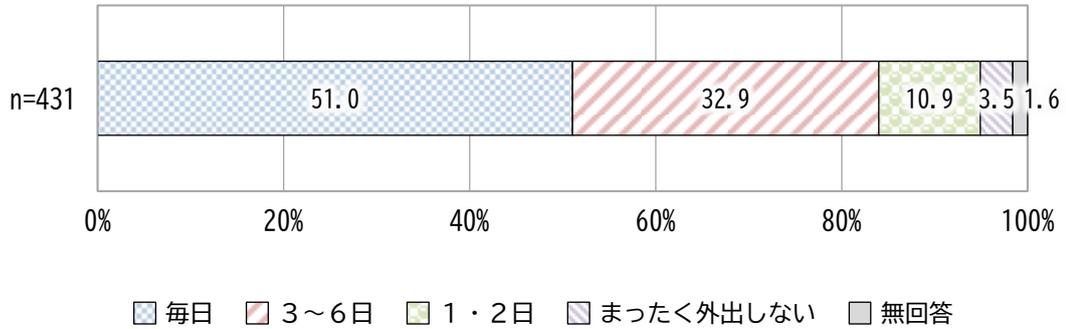


< 障がい児の保護者 >

・ 1週間の外出の頻度については、「毎日」が51.0%と最も高く、次いで「3～6日」が32.9%、「1・2日」が10.9%となっています。

Q お子さんの1週間の外出の頻度はどのくらいですか。

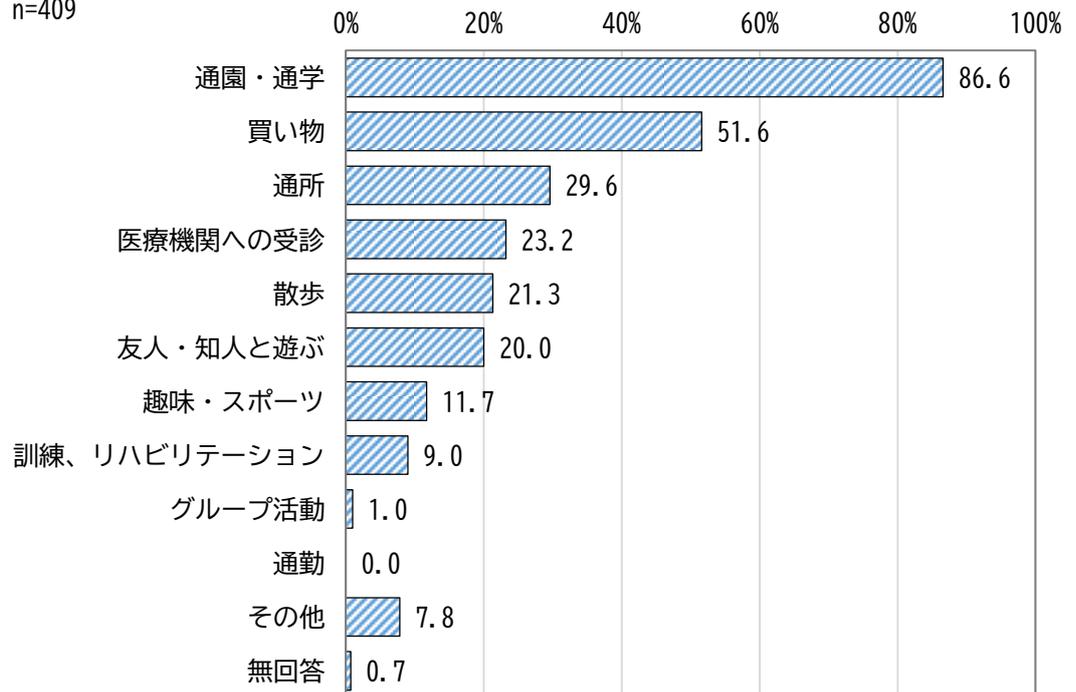
<単数回答>



・ 外出の目的は、「通園・通学」が86.6%と最も高く、次いで「買い物」が51.6%、「通所」が29.6%となっています。

Q どのような目的で外出することが多いですか。

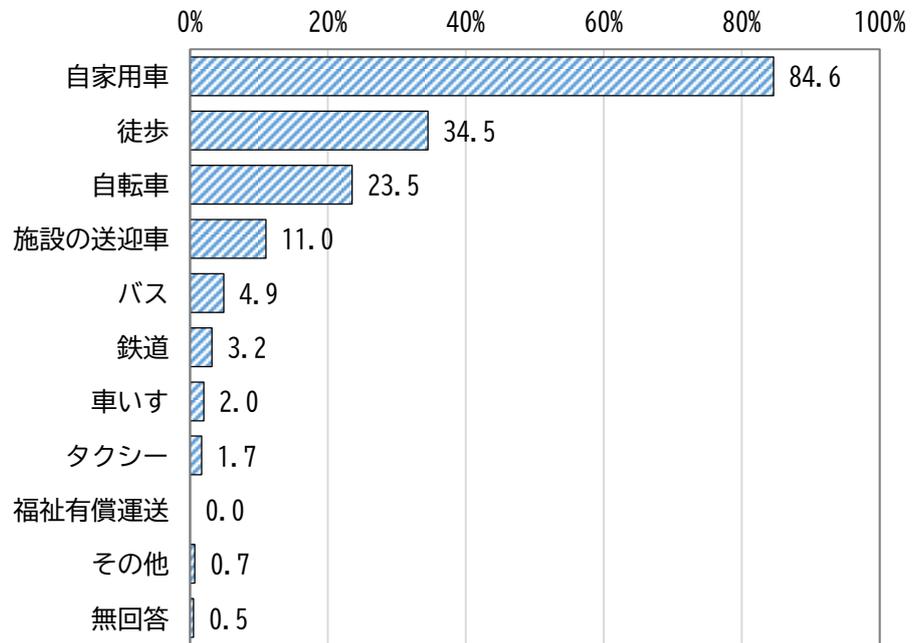
<複数回答> n=409



・外出する際の移動手段については、「自家用車」が84.6%と最も高く、次いで「徒歩」が34.5%、「自転車」が23.5%となっています。

Q 通園・通学等を除き、外出する場合の主な移動手段は何ですか。

〈複数回答〉 n=409



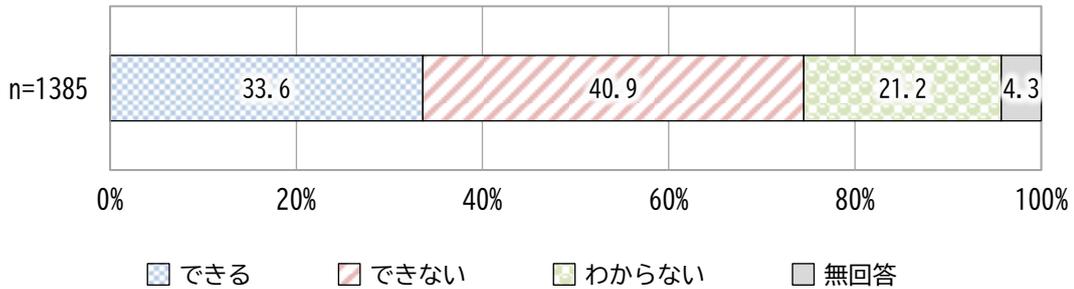
(5) 災害時の対応について

<18歳以上手帳所持者>

- ・災害時にひとりでの避難については、「できる」が33.6%、「できない」が40.9%となっています。

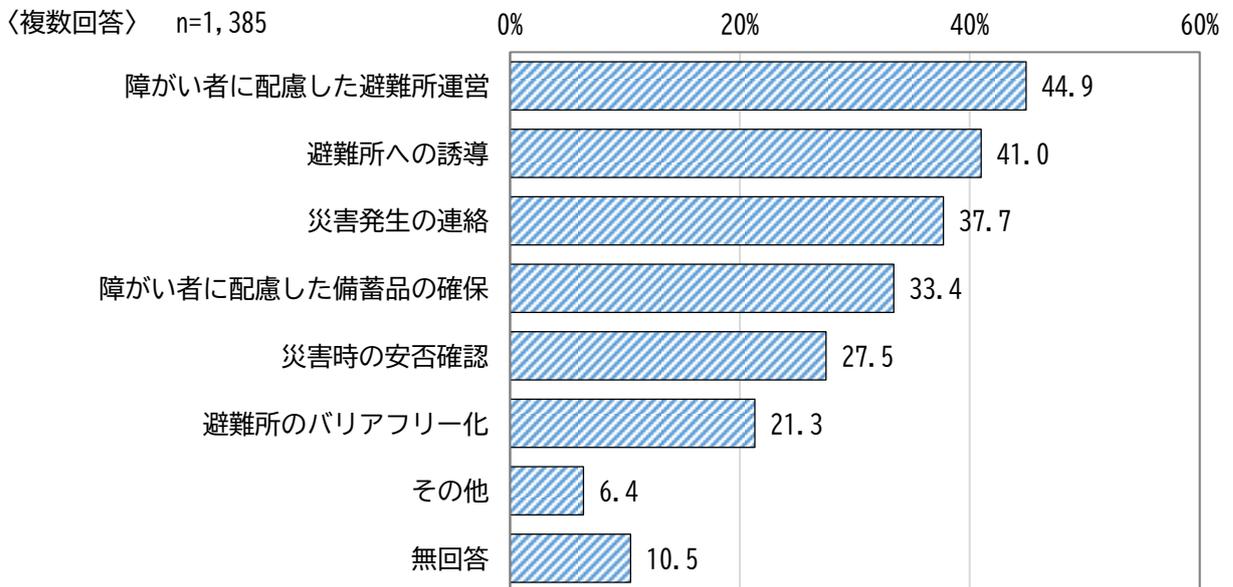
Q 台風や地震などの災害時に、ひとりで避難できますか。

<単数回答>



- ・希望する支援体制は、「障がい者に配慮した避難所運営」が44.9%と最も高く、次いで「避難所への誘導」が41.0%、「災害発生時の連絡」が37.7%となっています。

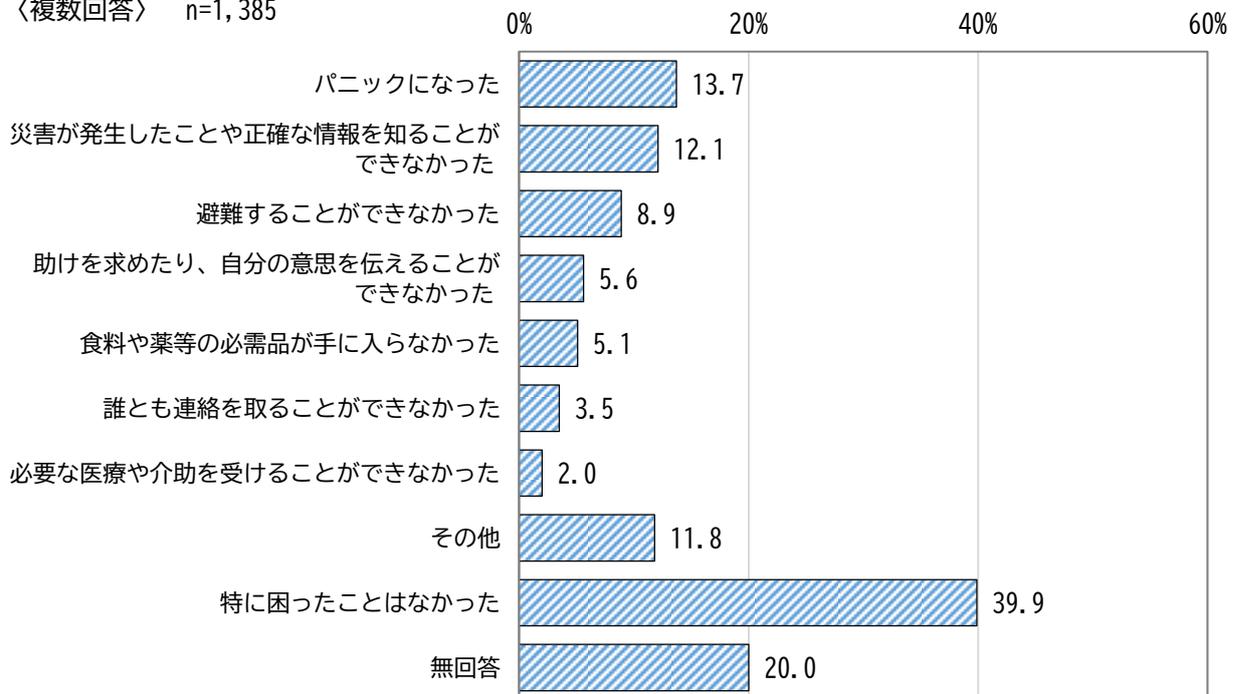
Q 災害の支援体制については、どのようなものを希望しますか。



- ・災害時に困ることとしては、「特に困ったことはなかった」が39.9%と最も高く、次いで「パニックになった」が13.7%、「災害が発生したことや正確な情報を知ることができなかった」が12.1%の順となっています。

Q 実際に体験した災害で困ったことはありましたか。

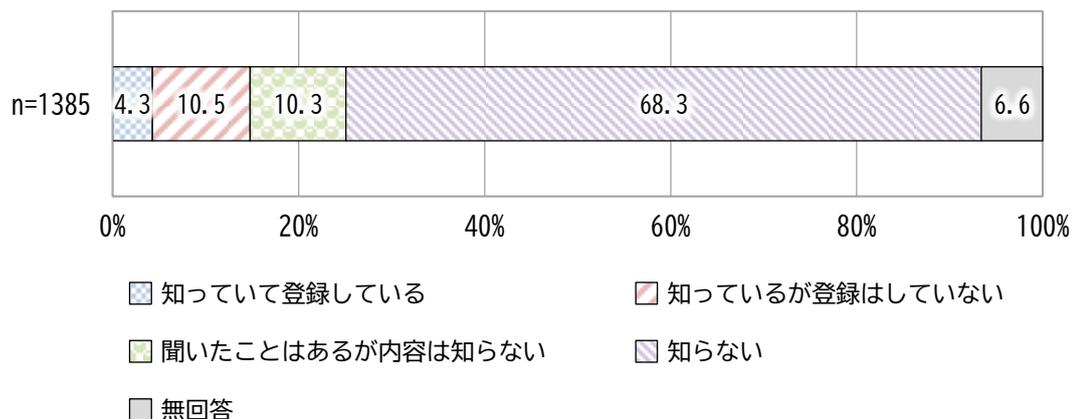
〈複数回答〉 n=1,385



- ・避難行動要支援者登録制度について、「知らない」が68.3%と最も高く、次いで「知っているが登録はしていない」が10.5%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が10.3%となっています。

Q 避難行動要支援者登録制度を知っていますか。

〈単数回答〉

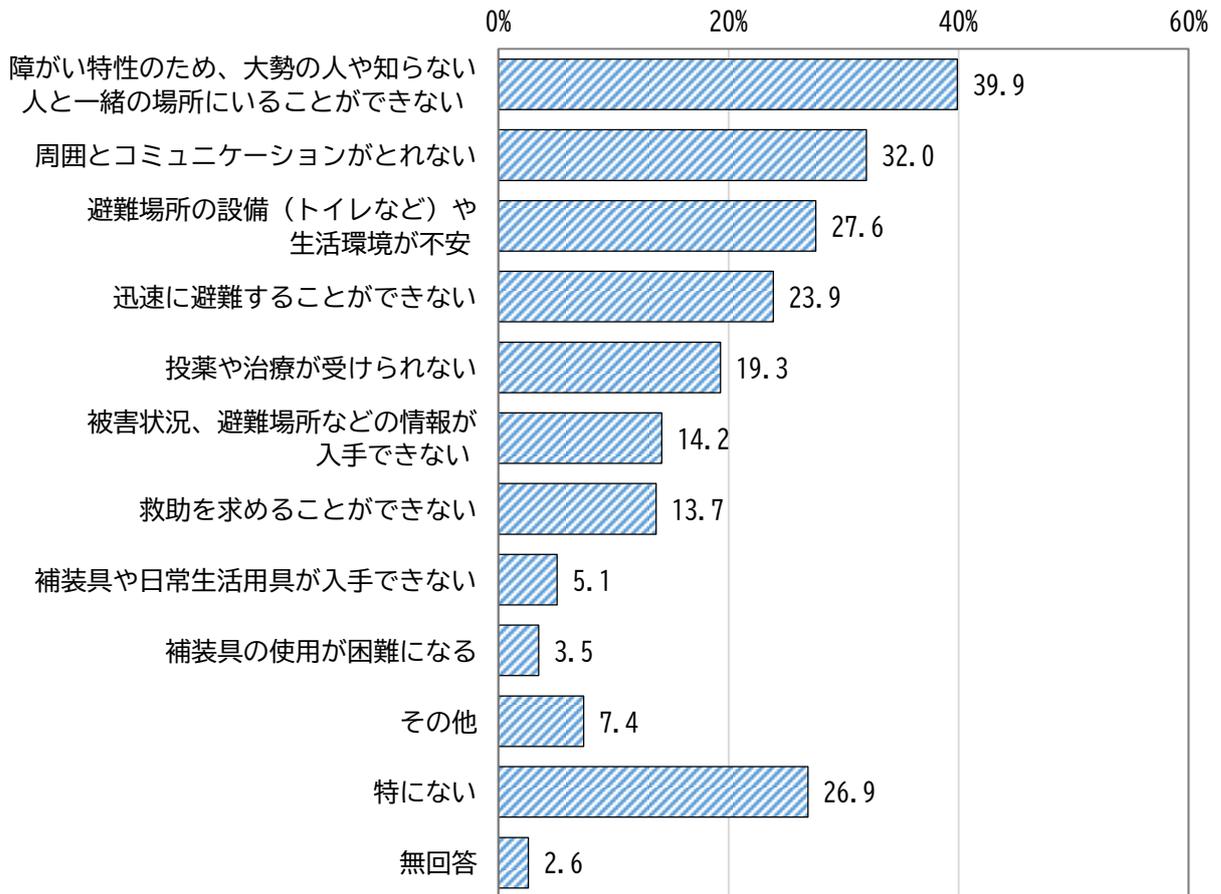


< 障がい児の保護者 >

・災害時におけるお子さんの援護について、不安に感じていることとしては、「障がい特性のため、大勢の人や知らない人と一緒にいることができない」が39.9%と最も高く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」が32.0%、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が27.6%となっています。

Q 災害時におけるお子さんの援護について、どのようなことに不安を感じますか。

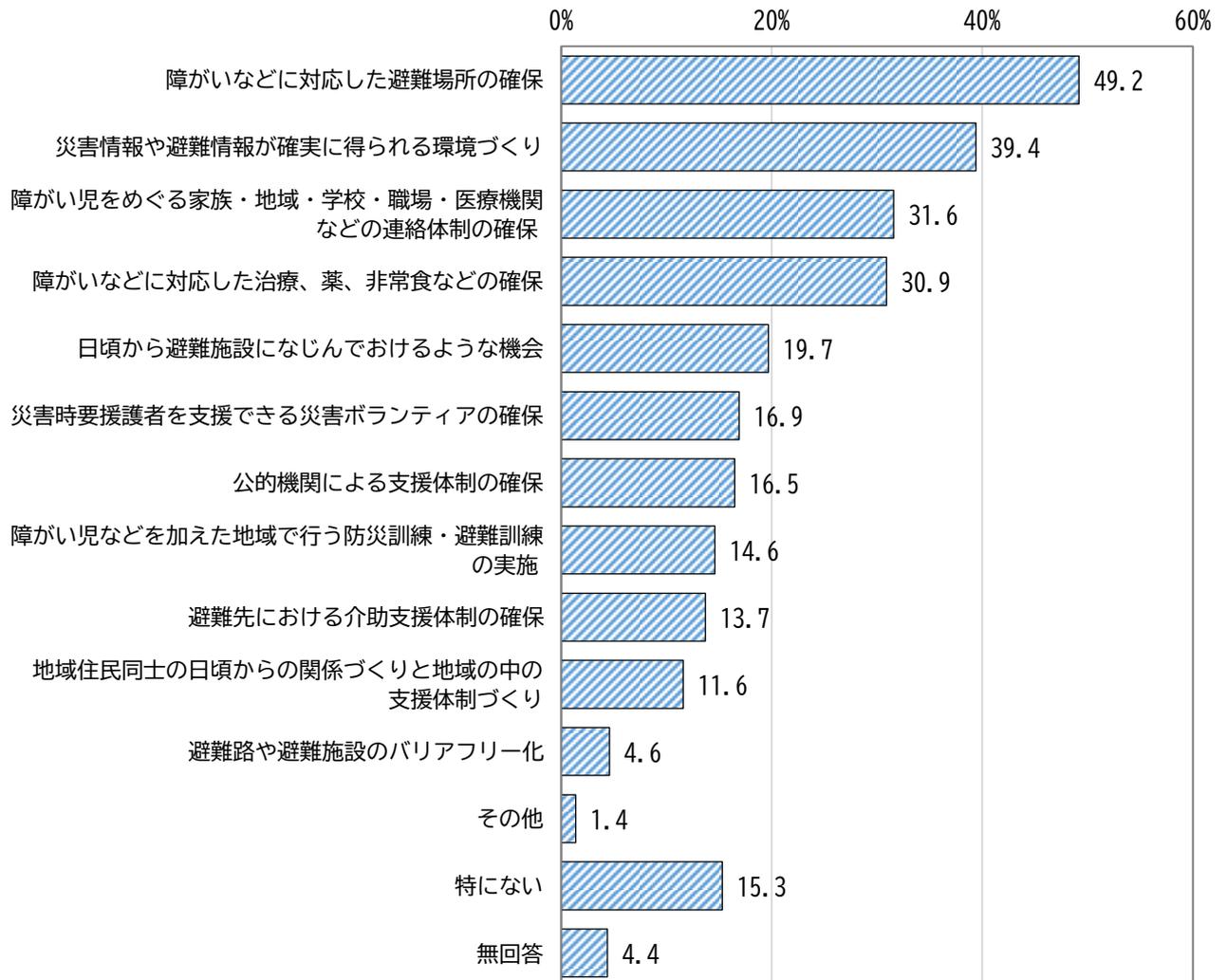
<複数回答> n=431



・災害時の避難について、市や地域に求める支援や配慮については、「障がいなどに対応した避難場所の確保」が49.2%と最も高く、次いで「災害情報や避難情報が確実に得られる環境づくり」が39.4%、「障がい児をめぐる家族・地域・学校・職場・医療機関などの連絡体制の確保」が31.6%となっています。

Q 災害時の避難について、市や地域に、どのような支援や配慮を求めますか。

〈複数回答〉 n=431

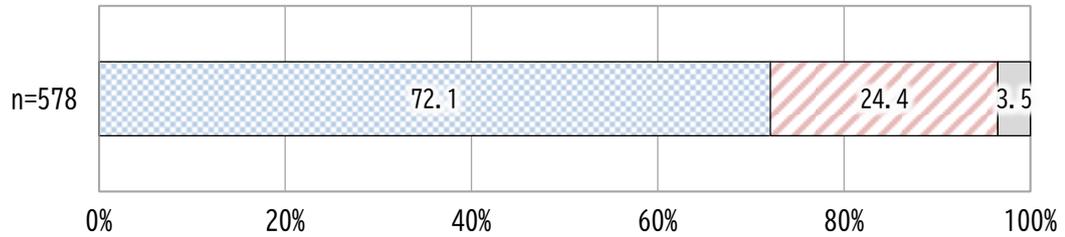


いっぽんしみん
〈一般市民〉

さいがいじ ちいき す しょう ひと しえん
・災害時における地域に住んでいる障がいのある人への支援については、「できるだけ支援
をしたと思う」が72.1%、「自分には厳しいと思う」が24.4%となっています。

さいがいじ ちいき す しょう ひと しえん あんび こえ ひなんゆうどう
Q 災害時における、地域に住んでいる障がいのある人への支援（安否の声かけや避難誘導など）について、
どのように思いますか。

〈単数回答〉



■ できるだけ支援をしたいと思う ■ 自分には厳しいと思う ■ 無回答

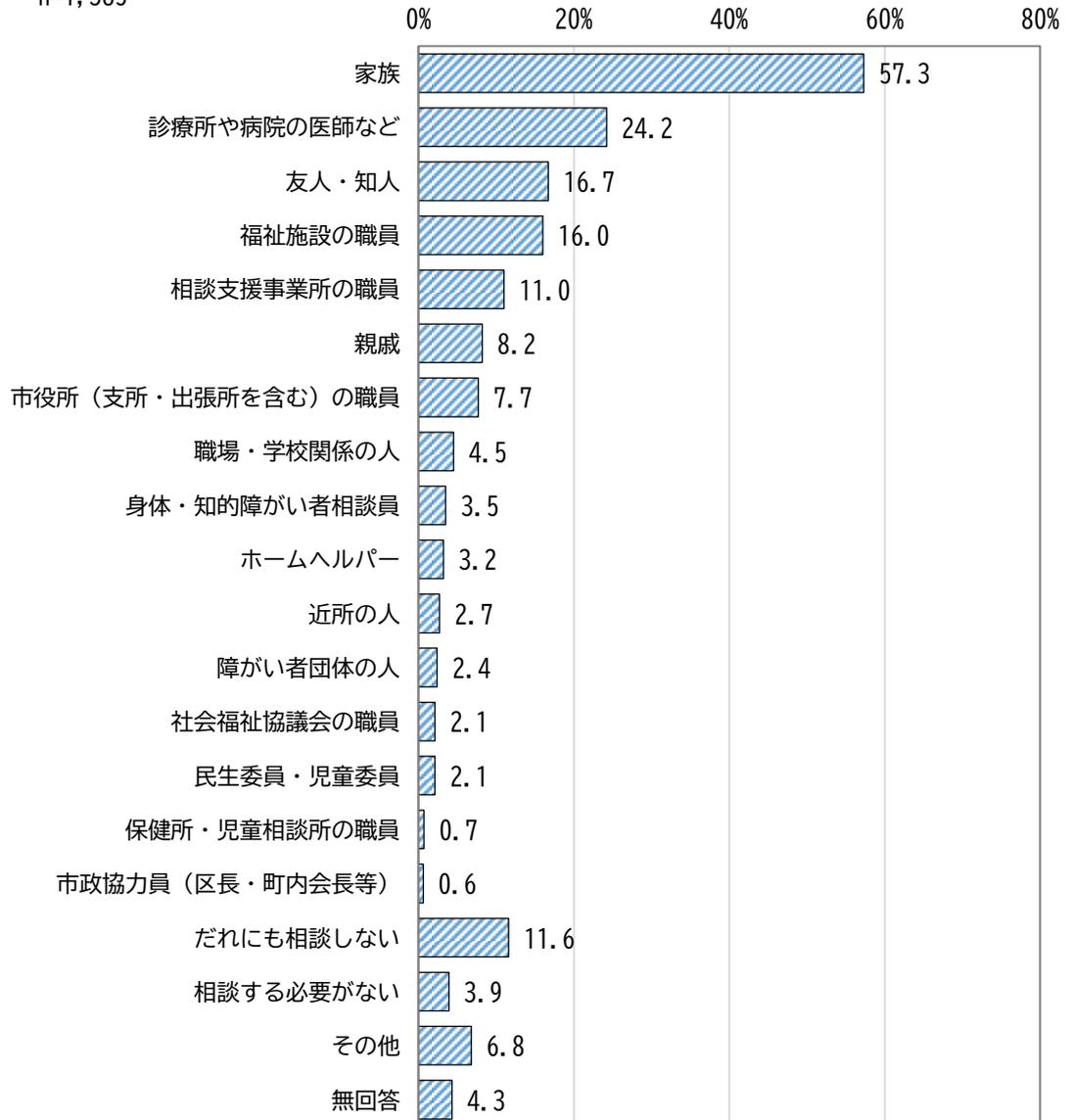
(6) 相談・情報入手について

<18歳以上手帳所持者>

相談相手については、「家族」が57.3%と最も高く、次いで「診療所や病院の医師など」が24.2%、「友人・知人」が16.7%となっています。

Q 障がいに関する悩みや困りごとを、だれに相談していますか。

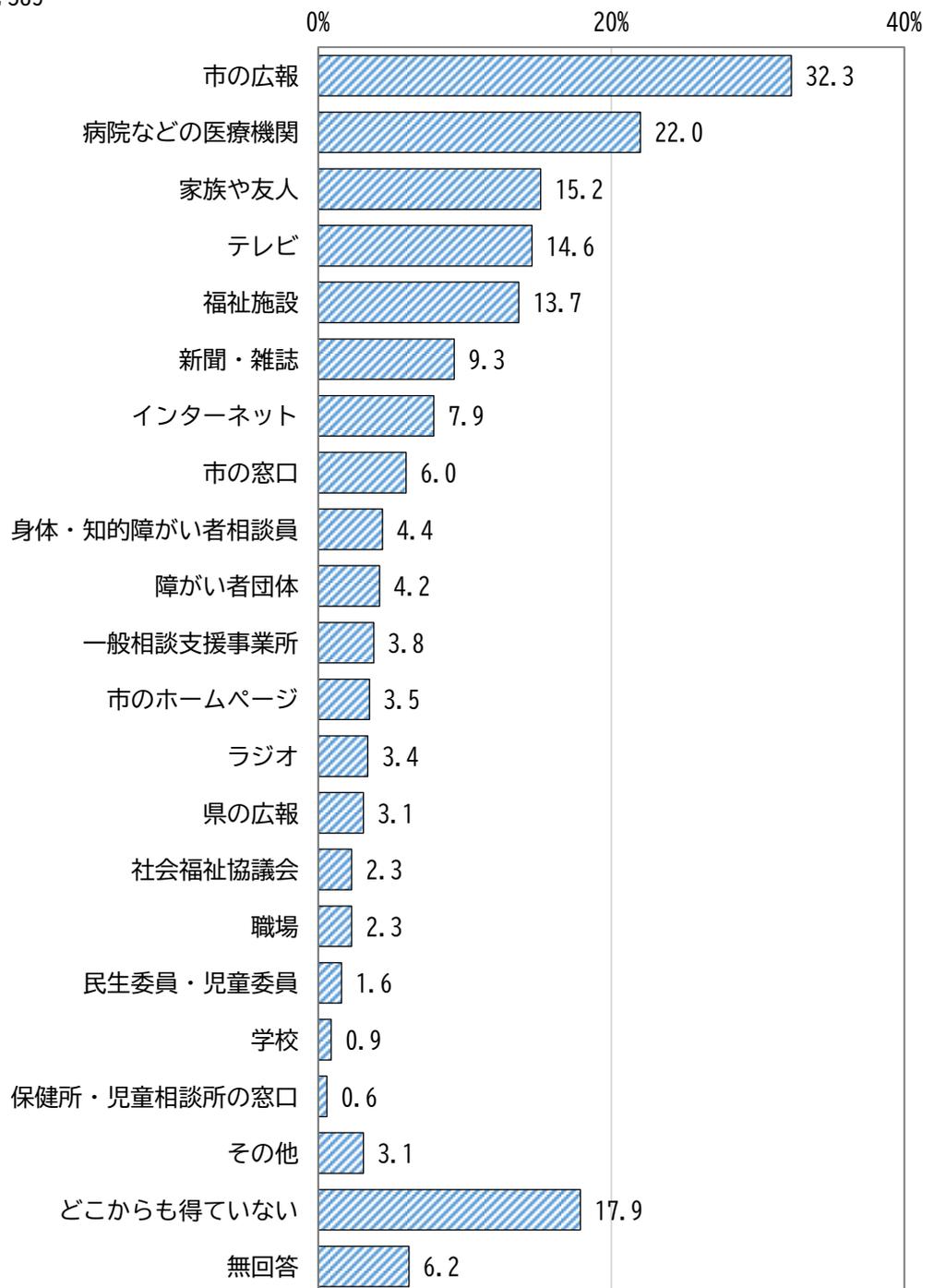
〈複数回答〉 n=1,385



・ 情報を知る手段については、「市の広報」が 32.3%と最も高く、次いで「病院などの医療機関」が 22.0%、「どこからも得ていない」が 17.9%となっています。

Q 障がい福祉に関する情報を、どこから得ていますか。

〈複数回答〉 n=1,385

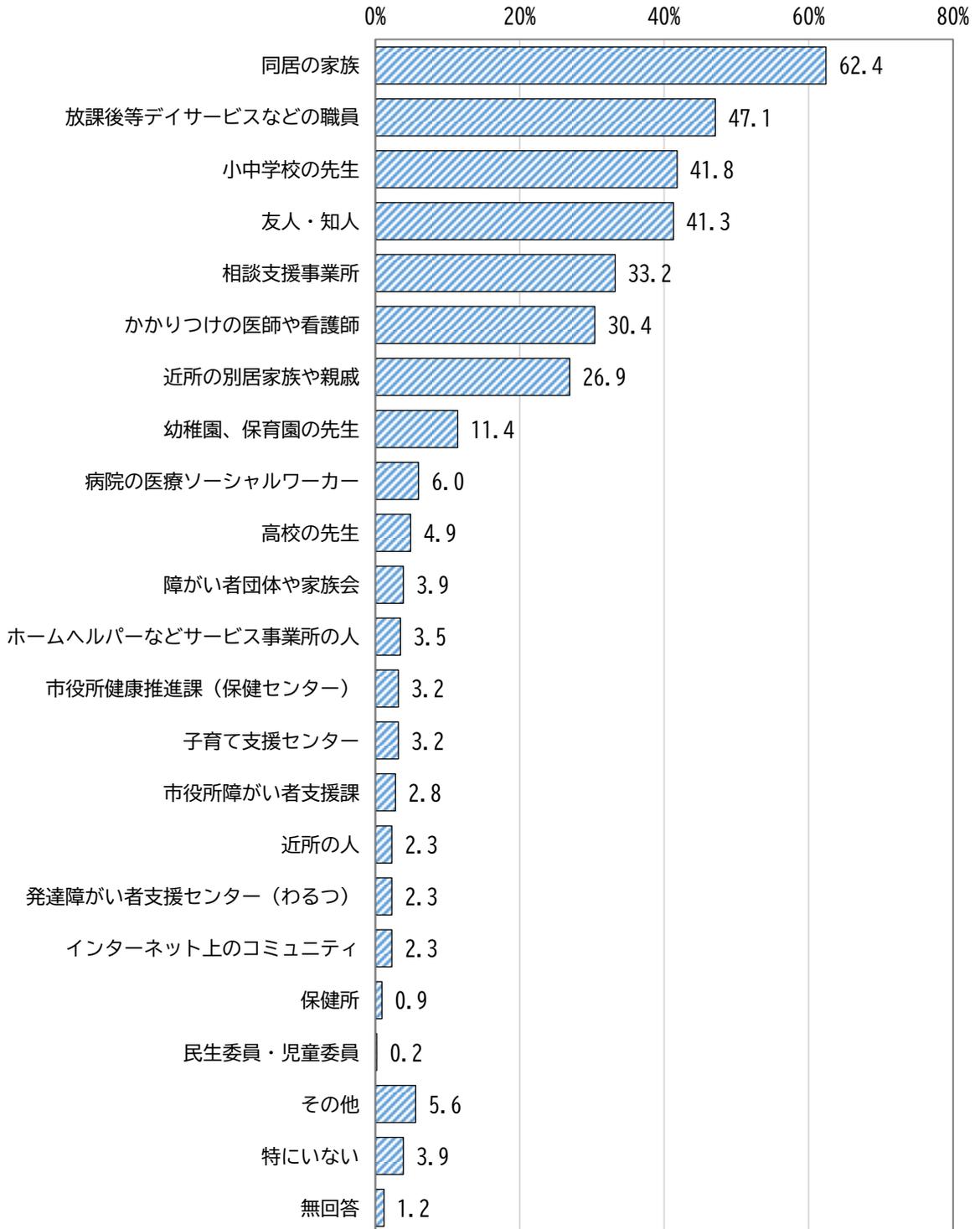


< 障がい児の保護者 >

・お子さんについての悩みや困ったことの相談相手は、「同居の家族」が62.4%と最も高く、次いで「放課後等デイサービスなどの職員」が47.1%、「小中学校の先生」が41.8%となっています。

Q お子さんについての悩みや困ったことをどなたに相談していますか。

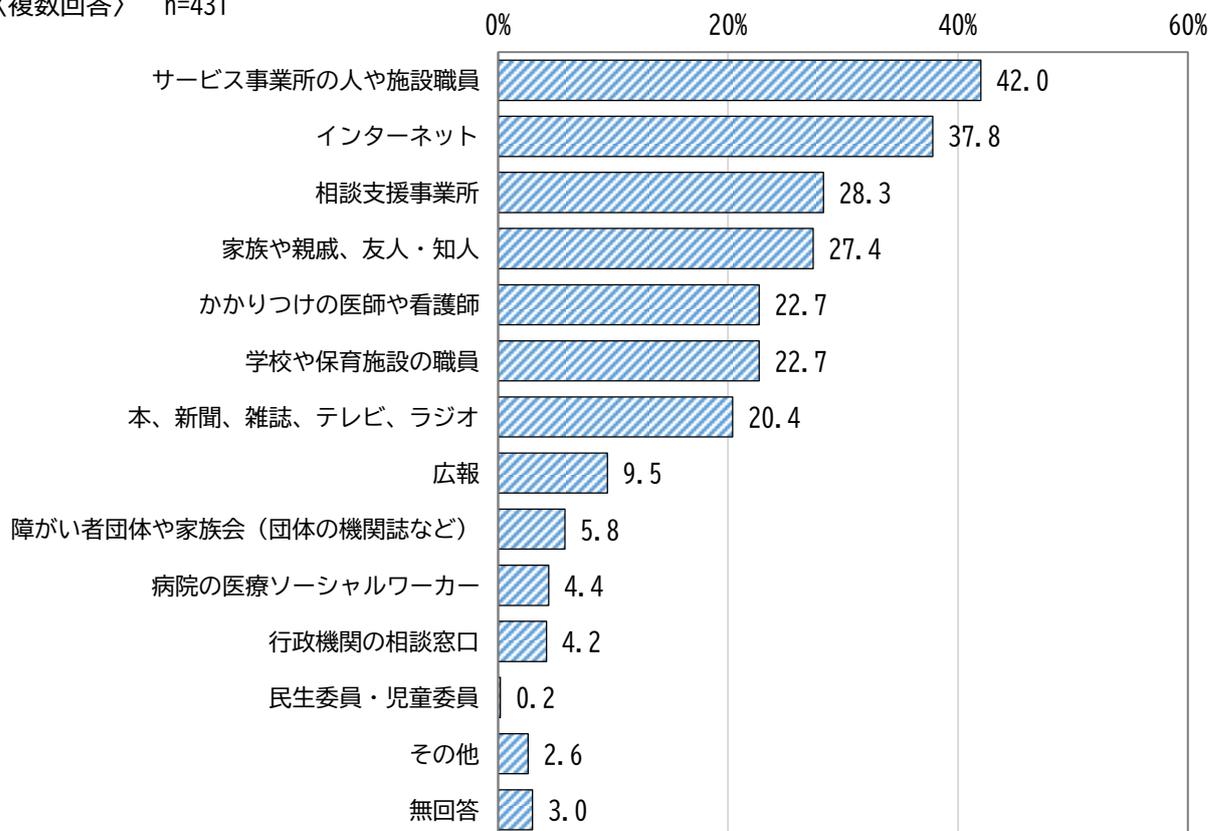
〈複数回答〉 n=431



- ・ 情報を知る手段については、「サービス事業所の人や施設職員」が42.0%と最も高く、次いで「インターネット」が37.8%、「相談支援事業所」が28.3%となっています。

Q 障がいのことや福祉サービスに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

〈複数回答〉 n=431

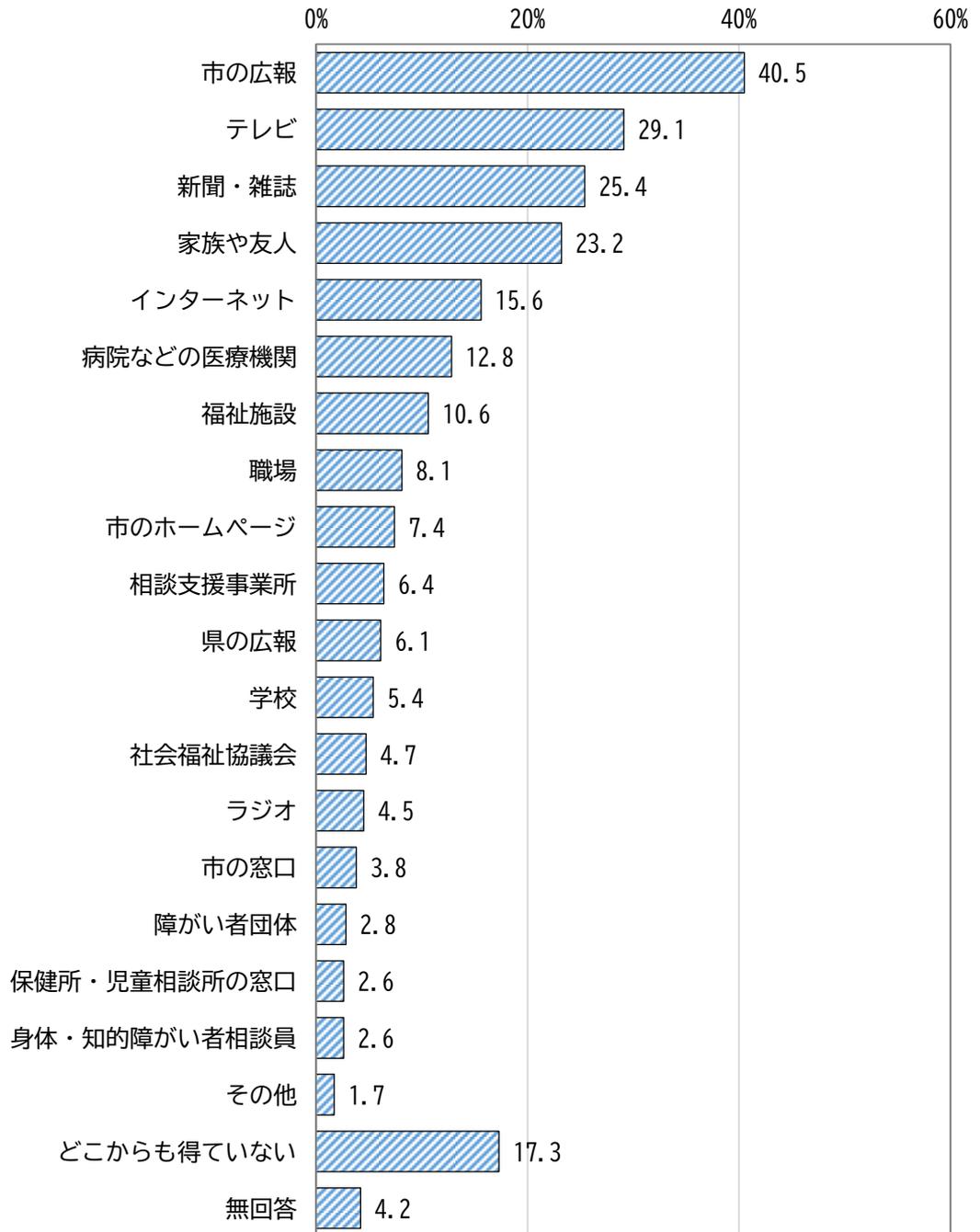


＜一般市民＞

・ 情報を知る手段については、「市の広報」が40.5%と最も高く、次いで「テレビ」が29.1%、「新聞・雑誌」が25.4%となっています。

Q 障がいのある人の福祉に関する情報を、どこから得ていますか。

〈複数回答〉 n=578



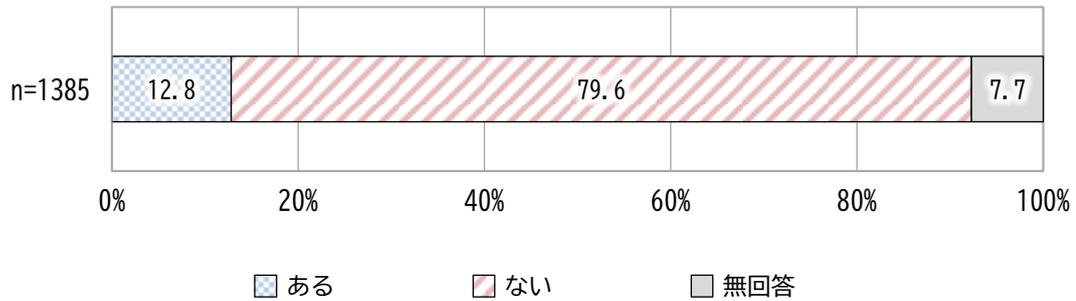
(7) 虐待・権利擁護について

<18歳以上手帳所持者>

・虐待されたことの有無については、「ある」が12.8%、「ない」が79.6%となっています。

Q これまでに虐待をされたと感じたことがありますか。

<単数回答>

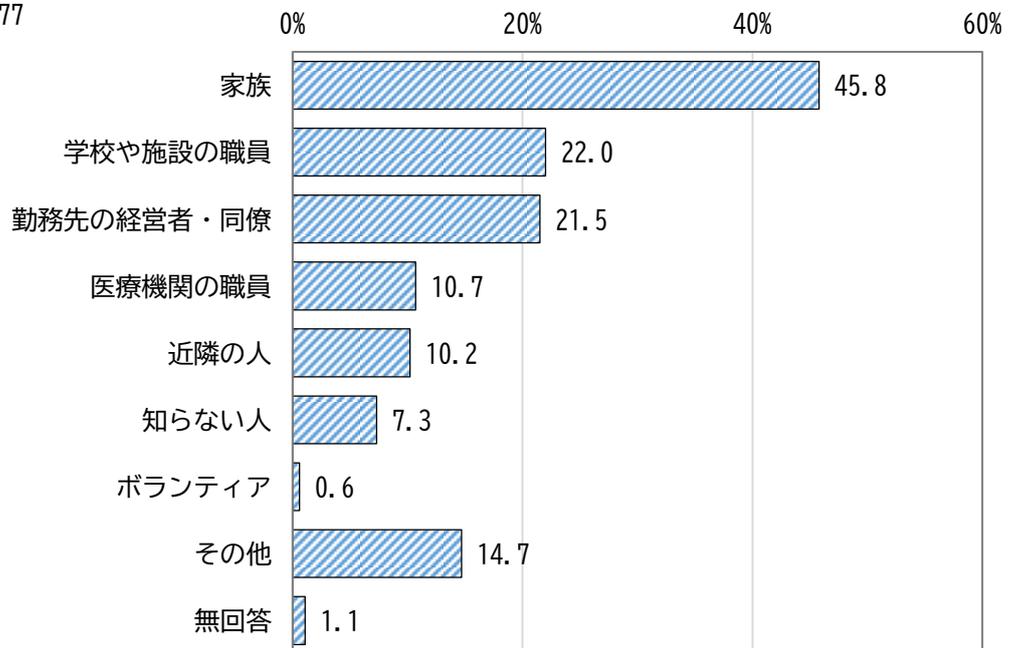


○だれから

「家族」が45.8%と最も高く、次いで「学校や施設の職員」が22.0%、「勤務先の経営者・同僚」が21.5%となっています。

Q だれから虐待を受けましたか。

<複数回答> n=177

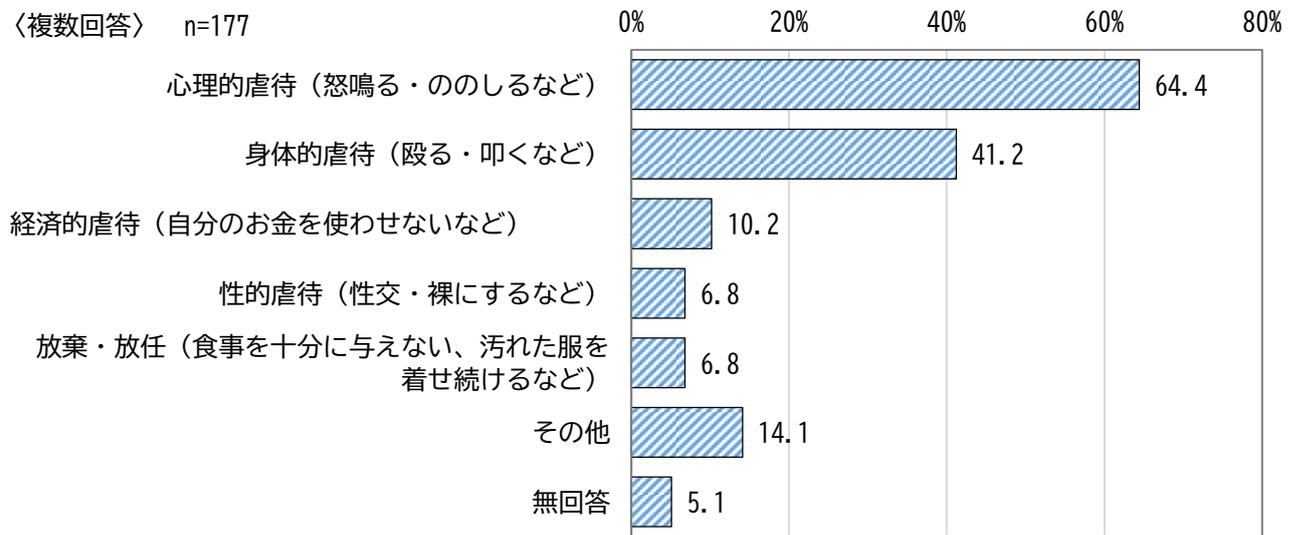


○どのようなこと

「^{しんりてきぎやくたい}心理的虐待（怒鳴る・ののしるなど）」が64.4%と最も高く、次いで「^{しんたいてきぎやくたい}身体的虐待（殴る・叩くなど）」が41.2%となっています。

Q ^{ぎやくたい}どのような虐待を受けましたか。

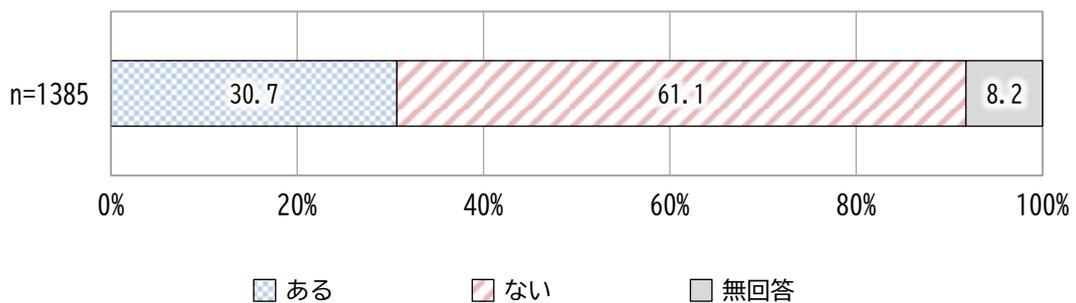
〈複数回答〉 n=177



・ ^{しょう}障がいがあることで ^{むかんしん}無関心や ^{へんけん}偏見、^{さべつ}差別を感じたことがある人が30.7%となっています。

Q ^{にちじょうせいかつ}日常生活や ^{ちいき}地域で、^{しょう}障がいのある人に対して、^{むかんしん}無関心や ^{へんけん}偏見、^{さべつ}差別を感じたことがありますか。

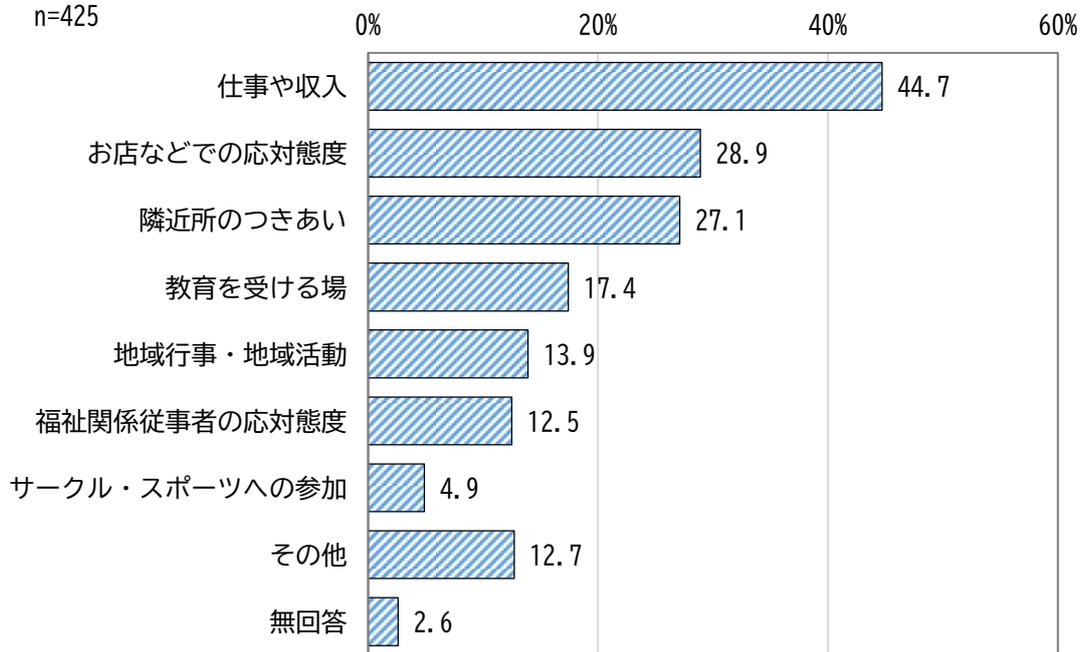
〈単数回答〉



・無関心や偏見、差別を感じることは、「仕事や収入」が44.7%と最も高く、次いで「お店などでの対応態度」が28.9%、「隣近所のつきあい」が27.1%となっています。

Q どのようなところに、障がいのある人に対する無関心や偏見、差別を感じますか。

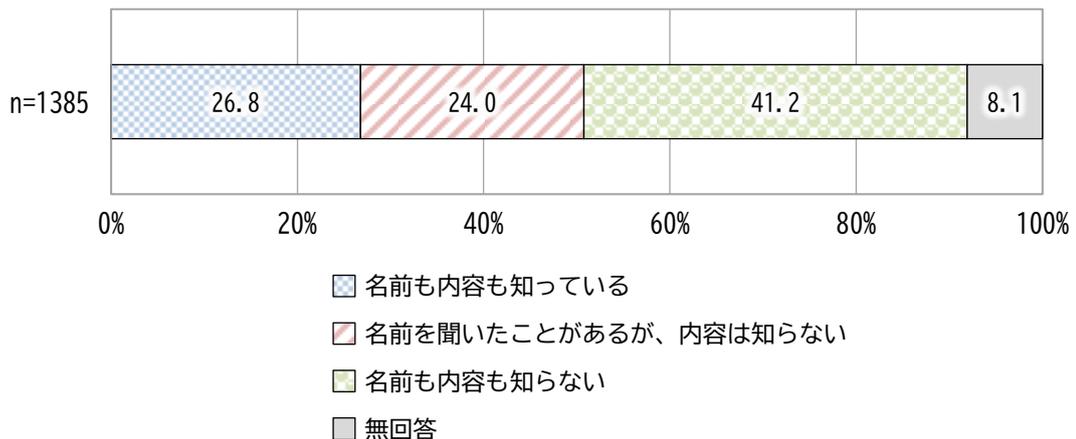
〈複数回答〉 n=425



・成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が41.2%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が26.8%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.0%となっています。

Q 成年後見制度についてご存知ですか。

〈単数回答〉

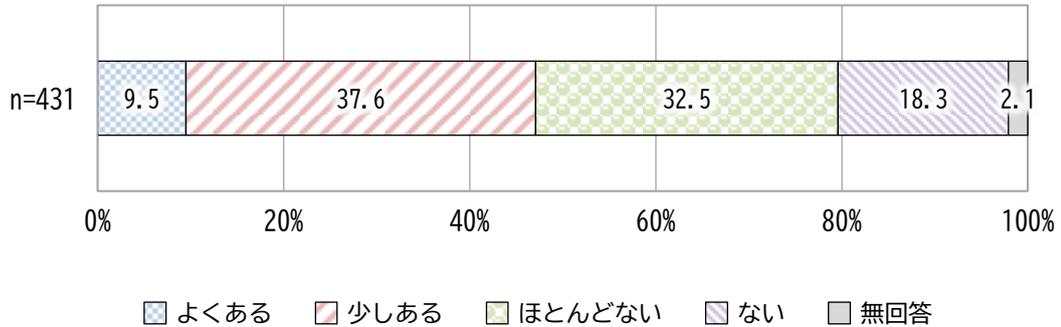


＜障がい児の保護者＞

- ・差別を受けたり、嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「少しある」が37.6%と最も高く、次いで「ほとんどない」が32.5%、「ない」が18.3%となっています。

Q お子さんに障がいがあることで、差別を受けたり、嫌な思いをする（した）ことがありますか。

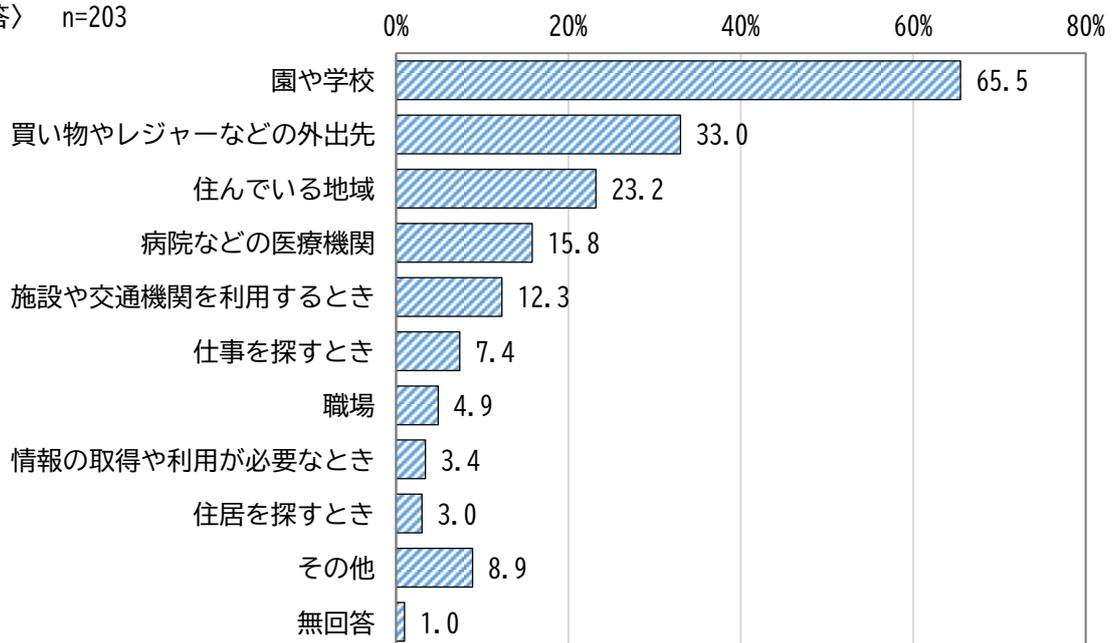
〈単数回答〉



- ・「園や学校」が65.5%と最も高く、次いで「買い物やレジャーなどの外出先」が33.0%、「住んでいる地域」が23.2%となっています。

Q どのような場所や場面で、差別を受けたり、嫌な思いをしましたか。

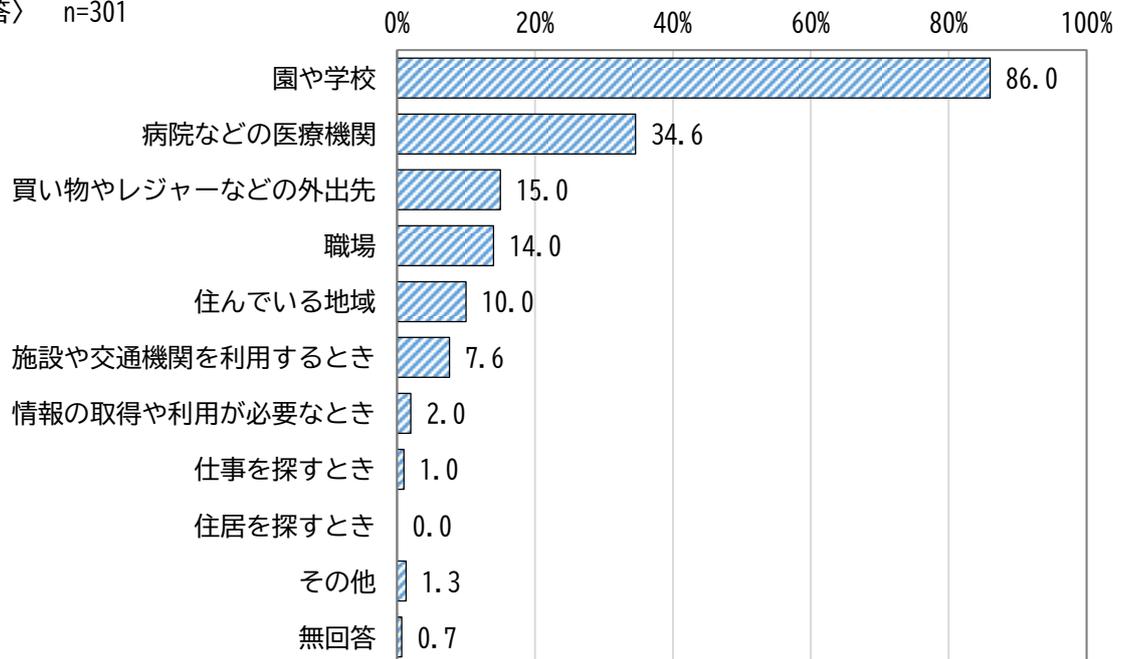
〈複数回答〉 n=203



・嬉しかった、良かったと感じた配慮の場所や場面は、「園や学校」が86.0%と最も高く、次いで「病院などの医療機関」が34.6%、「買い物やレジャーなどの外出先」が15.0%となっています。

Q お子さんに対する配慮で嬉しかった、良かったと感じた場合は、どのような場所や場面で感じましたか。

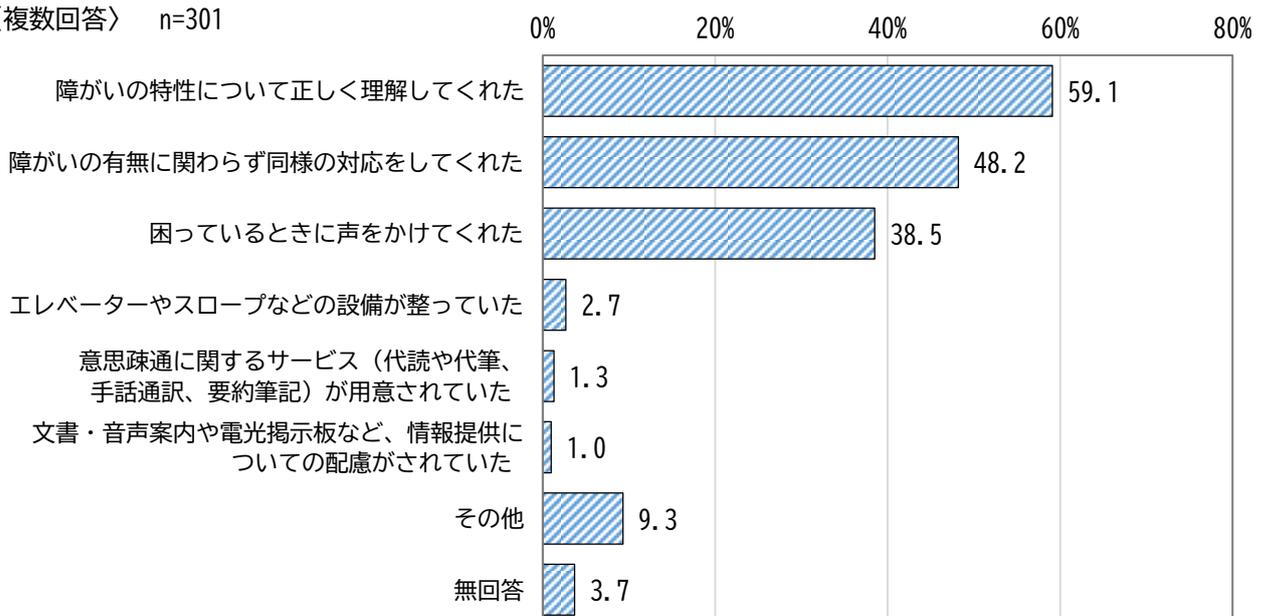
〈複数回答〉 n=301



・嬉しかった、良かったと感じた配慮の内容は、「障がいの特性について正しく理解してくれた」が59.1%と最も高く、次いで「障がいの有無に関わらず同様の対応をしてくれた」が48.2%、「困っているときに声をかけてくれた」が38.5%となっています。

Q 嬉しかった、良かったと感じた配慮の内容はどのようなことですか。

〈複数回答〉 n=301

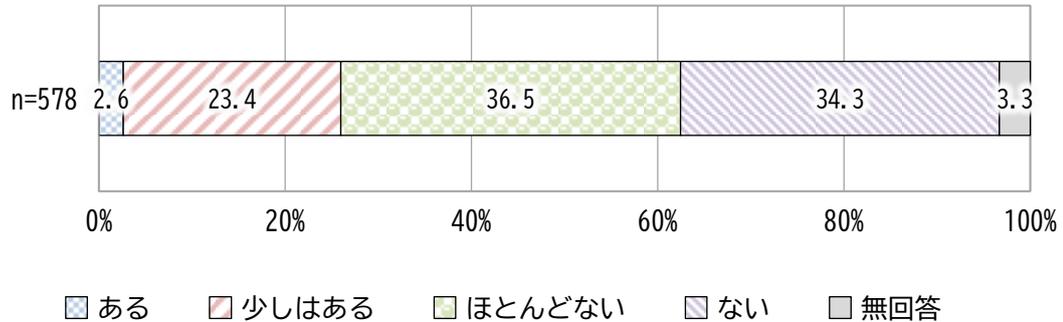


いっばんしめん
 <一般市民>

- ・自分の中に障がいのある人に対しての偏見や差別があるかについては、「ほとんどない」が36.5%と最も高く、次いで「ない」が34.3%、「少しはある」が23.4%となっています。

Q 自分の中に障がいのある人に対して偏見や差別があると思いますか。

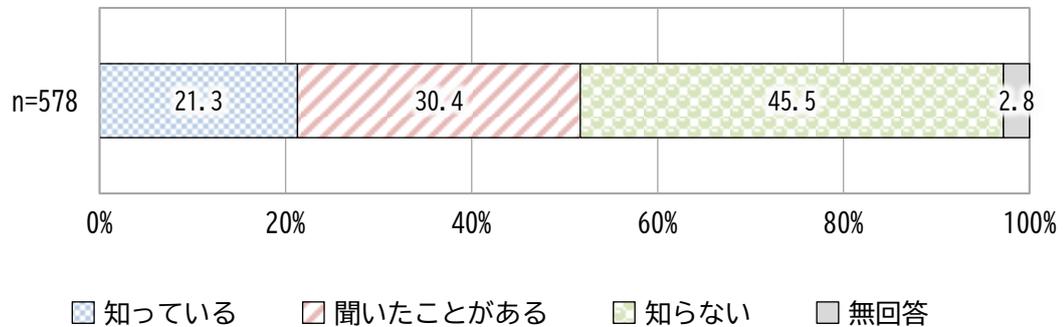
<単数回答>



- ・合理的配慮をしないことが差別にあたることが法律で定められたことについては、「知らない」が45.5%と最も高く、次いで「聞いたことがある」が30.4%、「知っている」が21.3%となっています。

Q 障がいのある人に対して、合理的配慮をしないことが差別にあたることが法律で定められたことを知っていますか。

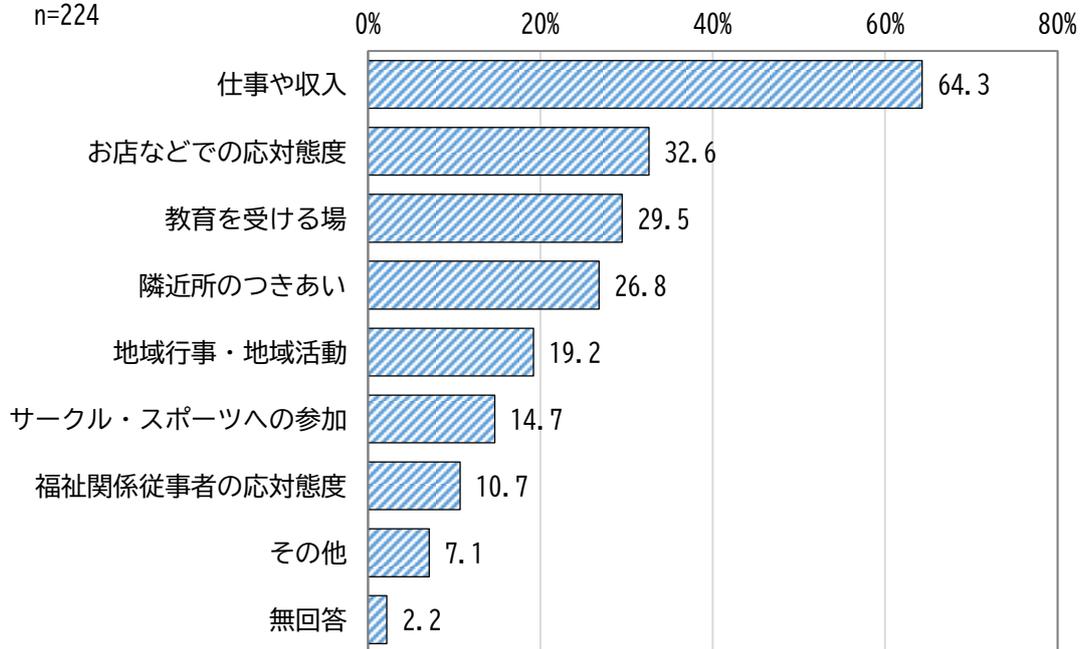
<単数回答>



- ・ 障がいのある人に対する無関心や偏見、差別を感じる場所は、「仕事や収入」が64.3%と最も高く、次いで「お店などでの対応態度」が32.6%、「教育を受ける場」が29.5%となっています。

Q どのようなところに、障がいのある人に対する無関心や偏見、差別を感じますか。

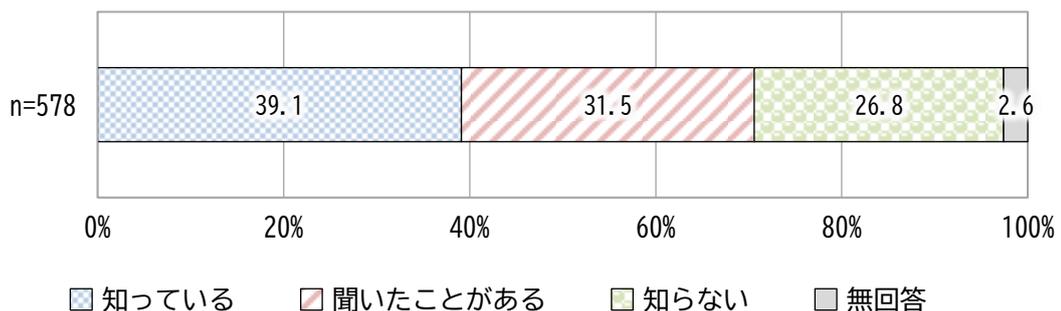
〈複数回答〉 n=224



- ・ 「障害者虐待防止法」では、家庭や施設、職場で障がいのある人が虐待されている疑いがあったら通報する義務については、「知っている」が39.1%と最も高く、次いで「聞いたことがある」が31.5%、「知らない」が26.8%となっています。

Q 「障害者虐待防止法」では、家庭や施設、職場で障がいのある人が虐待されている疑いがあったら、通報する義務があります。あなたは知っていましたか。

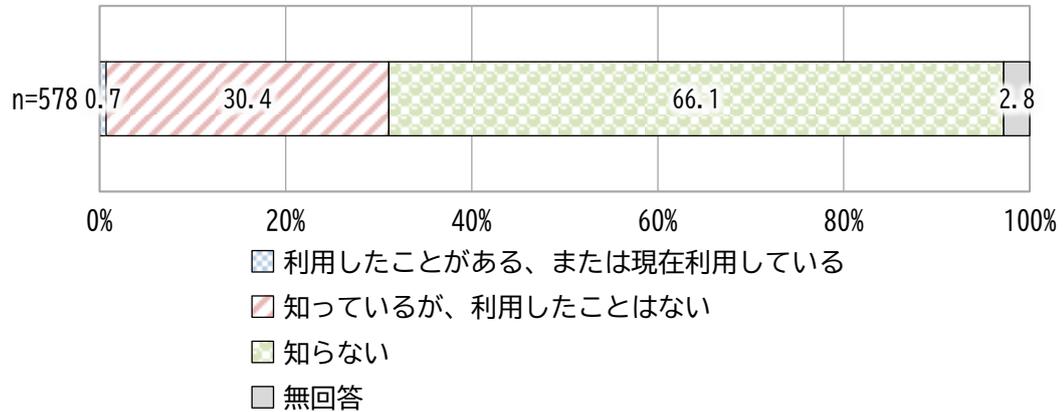
〈単数回答〉



・通報や相談窓口である「障害者虐待防止センター」について、「知らない」が66.1%と最も高く、次いで「知っているが、利用したことはない」が30.4%、「利用したことがある、または現在利用している」が0.7%となっています。

Q 障害がい者虐待に関する通報や相談窓口である「障害者虐待防止センター」を知っていますか。
また、利用したことはありますか。

〈単数回答〉



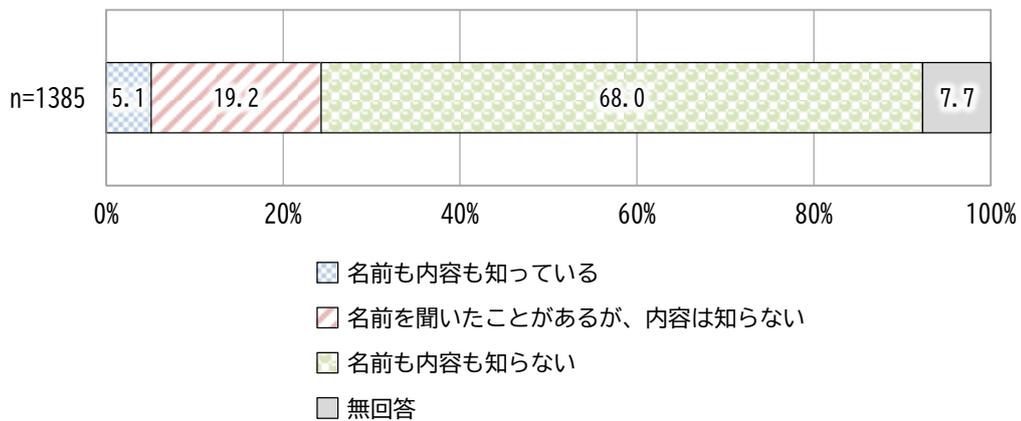
(8) 障がいへの理解と交流について

<18歳以上手帳所持者>

- ・「障がい者サポーター制度」については、「名前も内容も知らない」が68.0%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が19.2%、「名前も内容も知っている」が5.1%となっています。

Q 八代市では障がい者に対する市民の理解を深めるためや障がい者の社会参加を進めることなどを目的とした「障がい者サポーター制度」を実施しています。この制度を知っていますか。

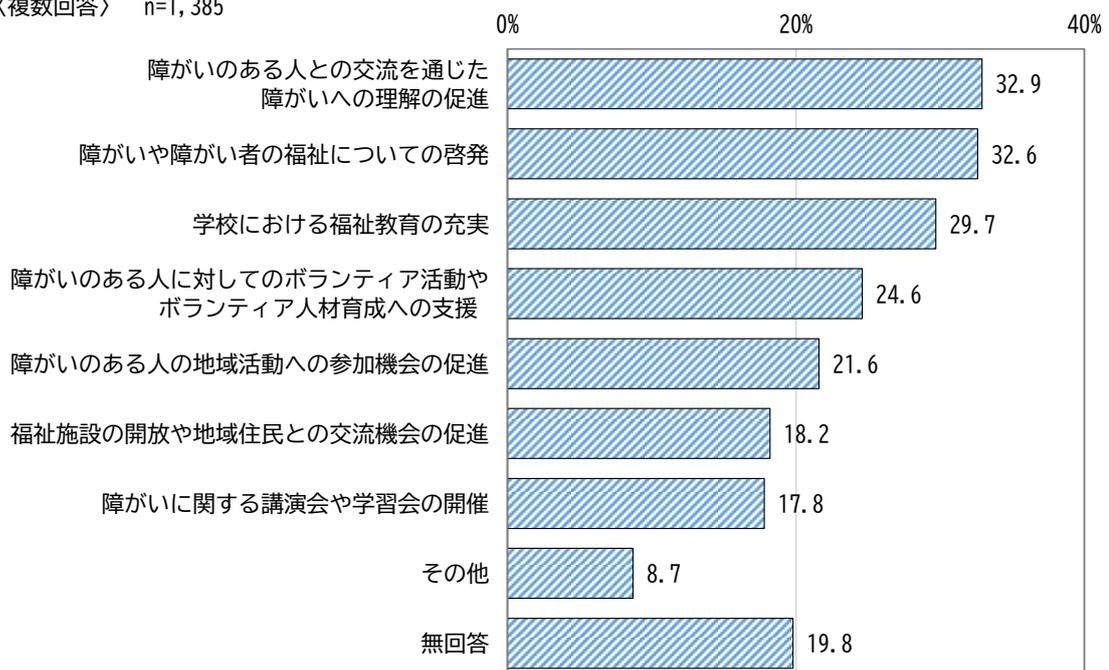
<単数回答>



- ・障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこととしては、「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進」が32.9%と最も高く、次いで「障がいや障がい者の福祉についての啓発」が32.6%、「学校における福祉教育の充実」が29.7%となっています。

Q 障がいに対する市民の理解を深めるために、何が必要と思いますか。

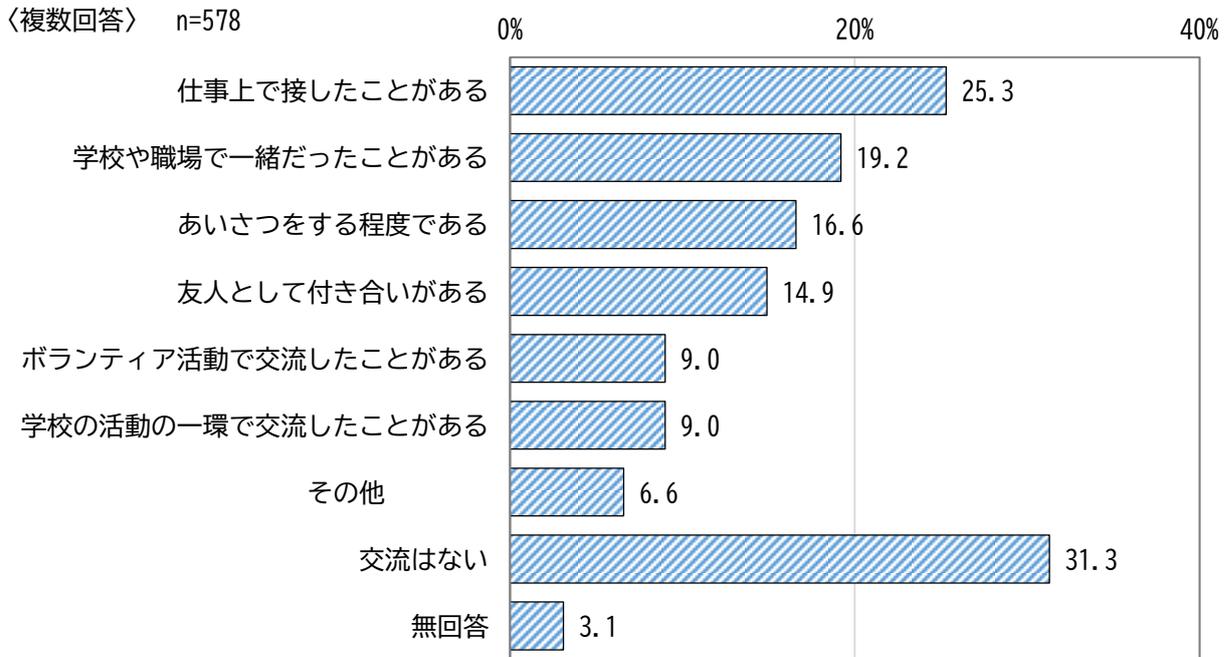
<複数回答> n=1,385



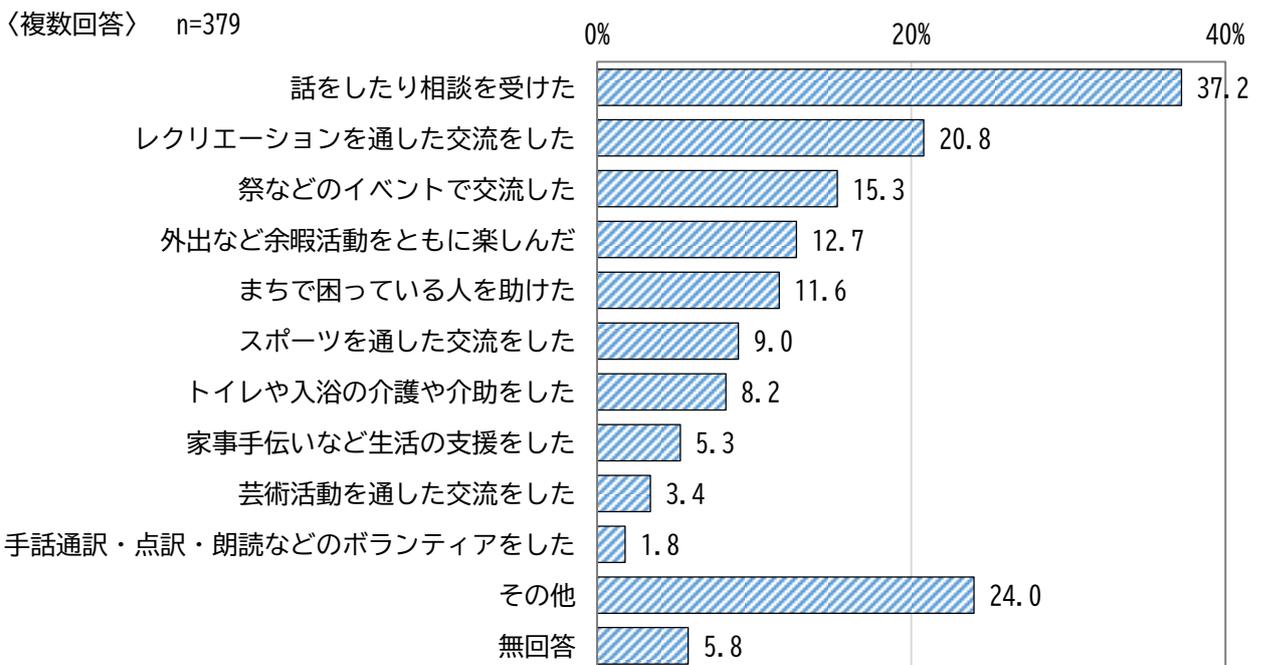
＜一般市民＞

・家族以外の障がいのある人と交流については、「仕事上で接したことがある」が25.3%と最も高く、次いで「学校や職場で一緒だったことがある」が19.2%、「あいさつをする程度である」が16.6%となっています。内容は、「話をしたり相談を受けた」が37.2%と最も高く、次いで「レクリエーションを通じた交流をした」が20.8%、「祭などのイベントで交流した」が15.3%となっています。

Q 家族以外の障がいのある人と、交流があります（ました）か。

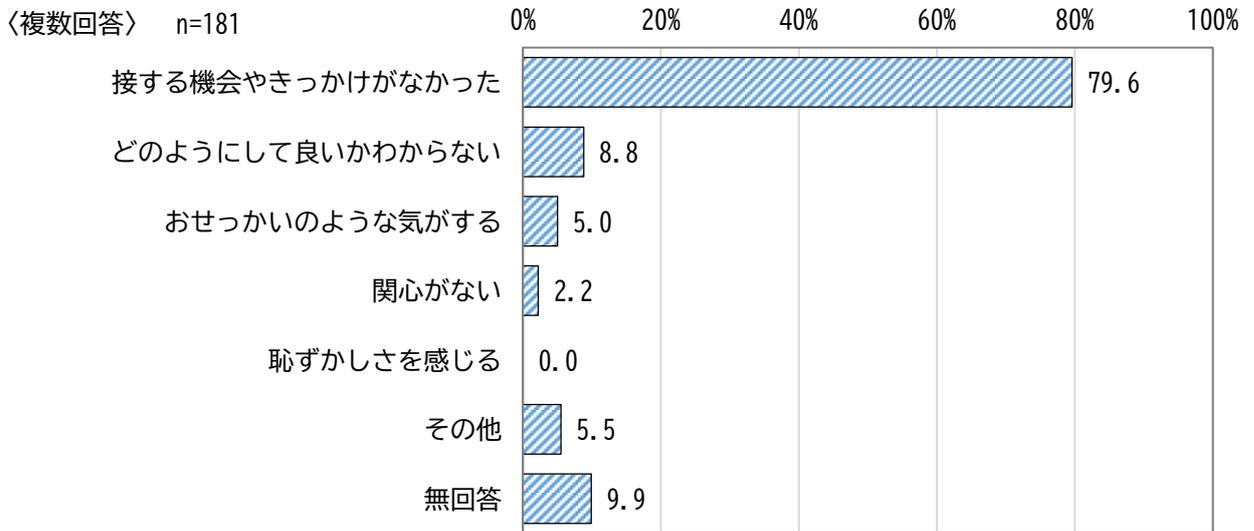


Q 家族以外の障がいのある人と、どのような交流がありましたか。



- ・ 交流がない理由は、「接する機会やきっかけがなかった」が79.6%と最も高く、次いで「どのようにして良いかわからない」が8.8%、「おせっかいのような気がする」が5.0%となっています。

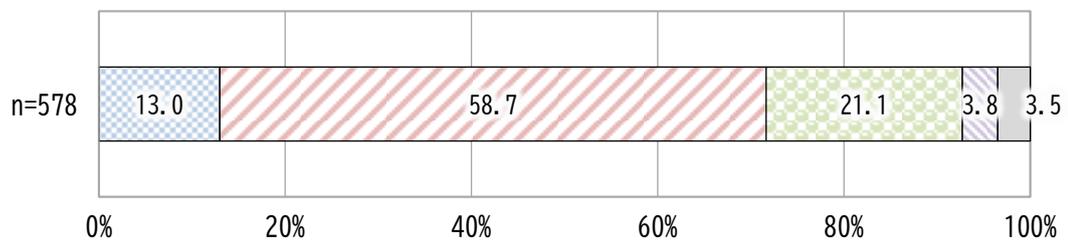
Q 家族以外の障がいのある人と交流がないのは、どのような理由からですか。



- ・ 障がいのある人に関する福祉の関心については、「ある程度関心がある」が58.7%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が21.1%、「大変関心がある」が13.0%となっています。

Q 障がいのある人に関する福祉に関心をお持ちですか。

〈単数回答〉

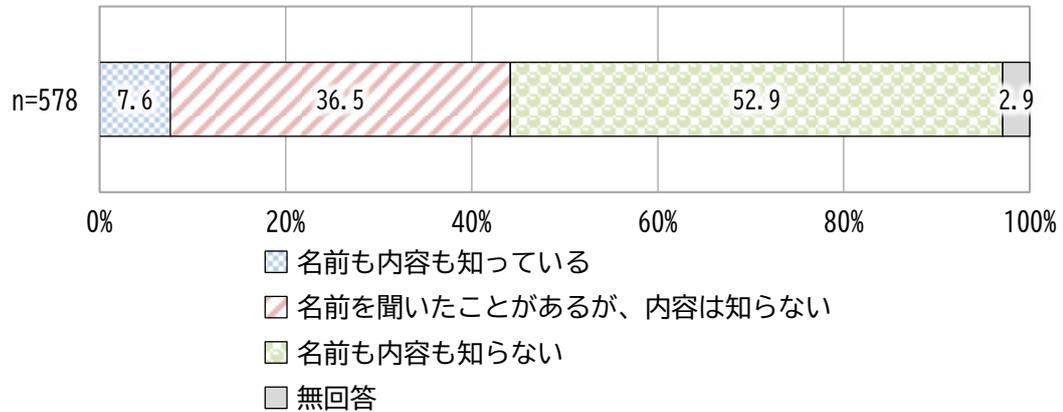


- 大変関心がある
- ある程度関心がある
- あまり関心がない
- 関心がない
- 無回答

・「障がい者サポーター制度」については、「名前も内容も知らない」が52.9%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が36.5%、「名前も内容も知っている」が7.6%となっています。

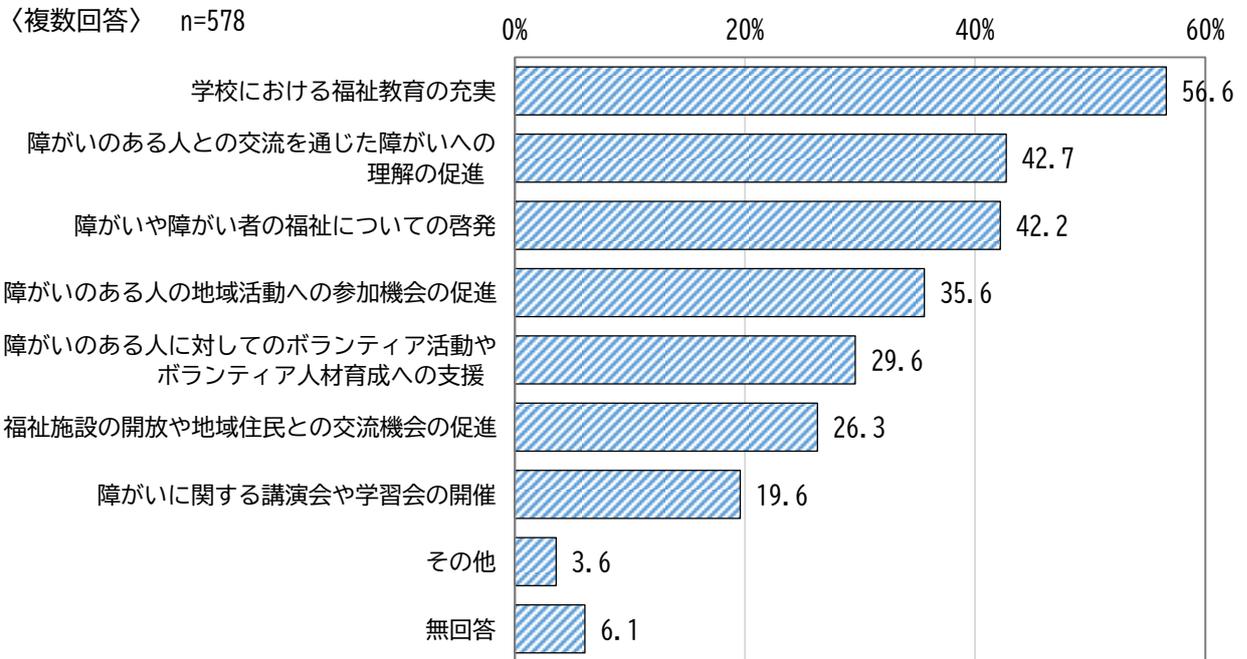
Q 八代市では障がい者に対する市民の理解を深めるためや障がい者の社会参加を進めることなどを目的とした「障がい者サポーター制度」を実施しています。この制度を知っていますか。

〈単数回答〉



- ・ 障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこととしては、「学校における福祉教育の充実」が56.6%と最も高く、次いで「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進」が42.7%、「障がいや障がい者の福祉についての啓発」が42.2%となっています。

Q 障がいに対する市民の理解を深めるために、何が必要と思いますか。



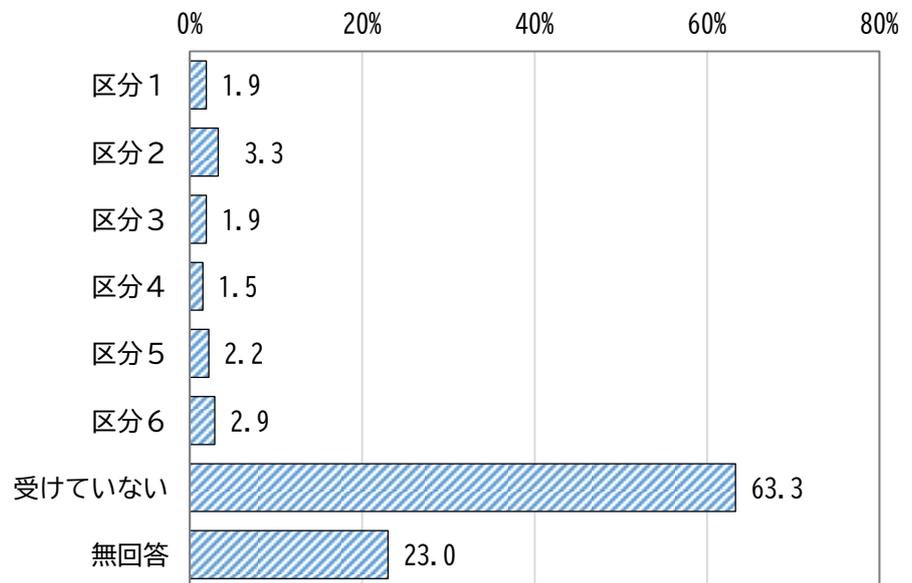
(9) 障害福祉サービスの利用について

<18歳以上手帳所持者>

- ・ 障害支援区分の認定を受けている人は、13.7%となっています。

Q 障害支援区分の認定を受けていますか。

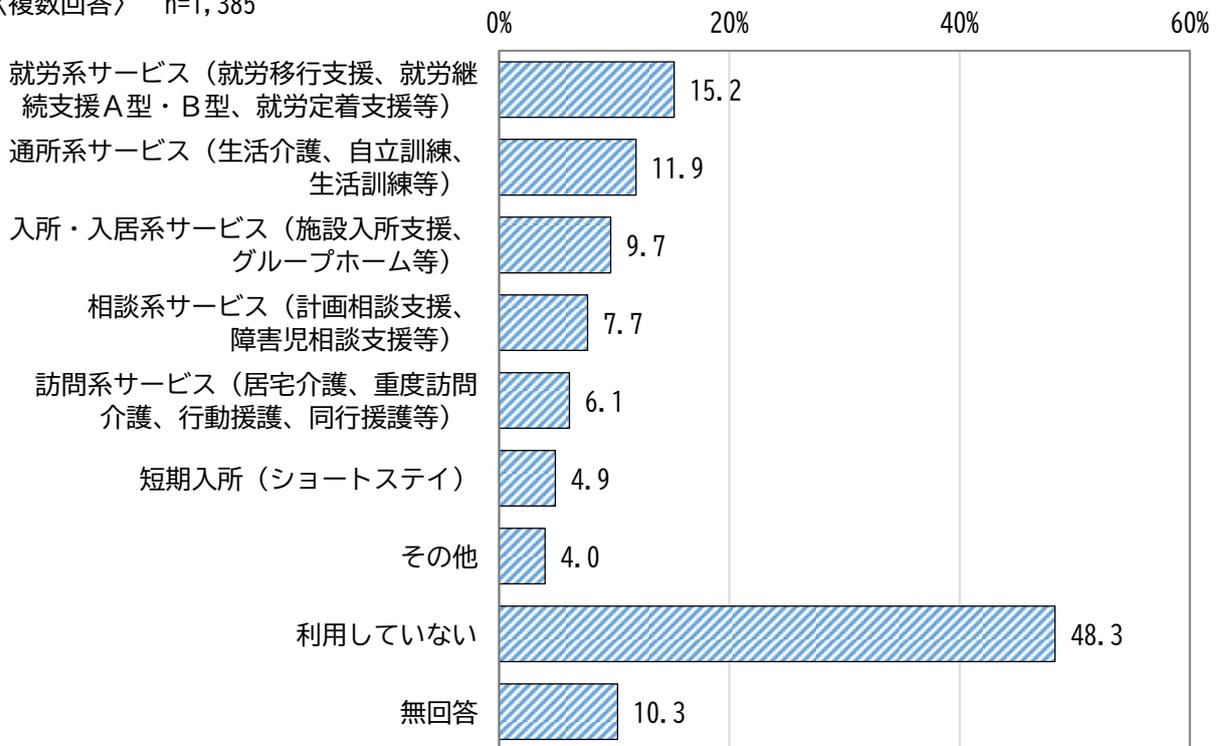
〈単数回答〉 n=1,385



・現在の利用が多いサービスは、「就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援等）」が15.2%、「通所系サービス（生活介護、自立訓練、生活訓練等）」が11.9%となっています。

Q どのようなサービスを利用していますか。

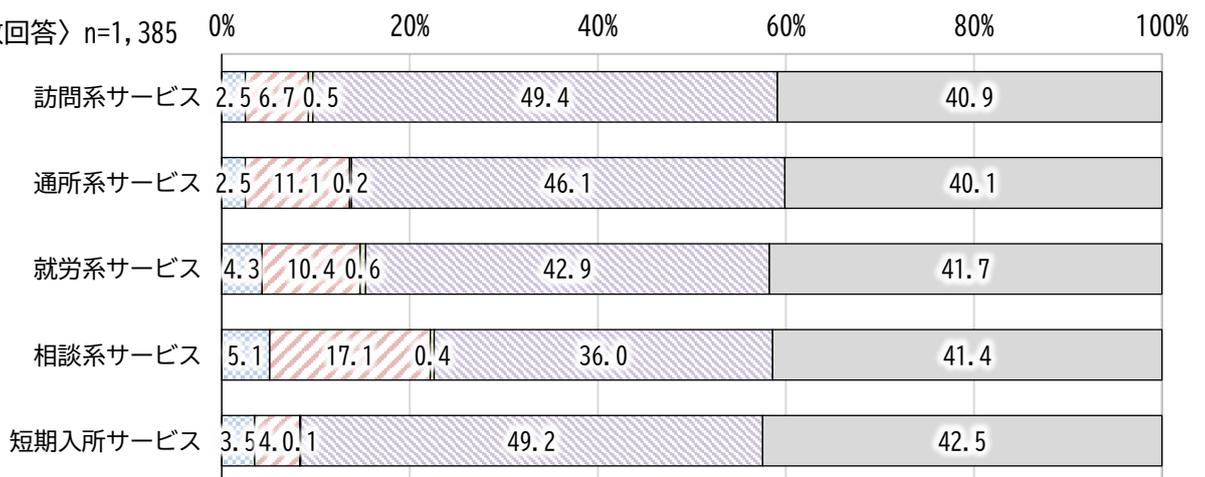
〈複数回答〉 n=1,385



・今後の利用意向としては、「新たに利用する予定または、今よりも利用を増やす予定」については、「相談系サービス」(5.1%)、「就労系サービス」(4.3%)、「短期入所サービス」(3.5%)の項目が高くなっています。

Q 今後3年以内の利用意向について

〈単数回答〉 n=1,385



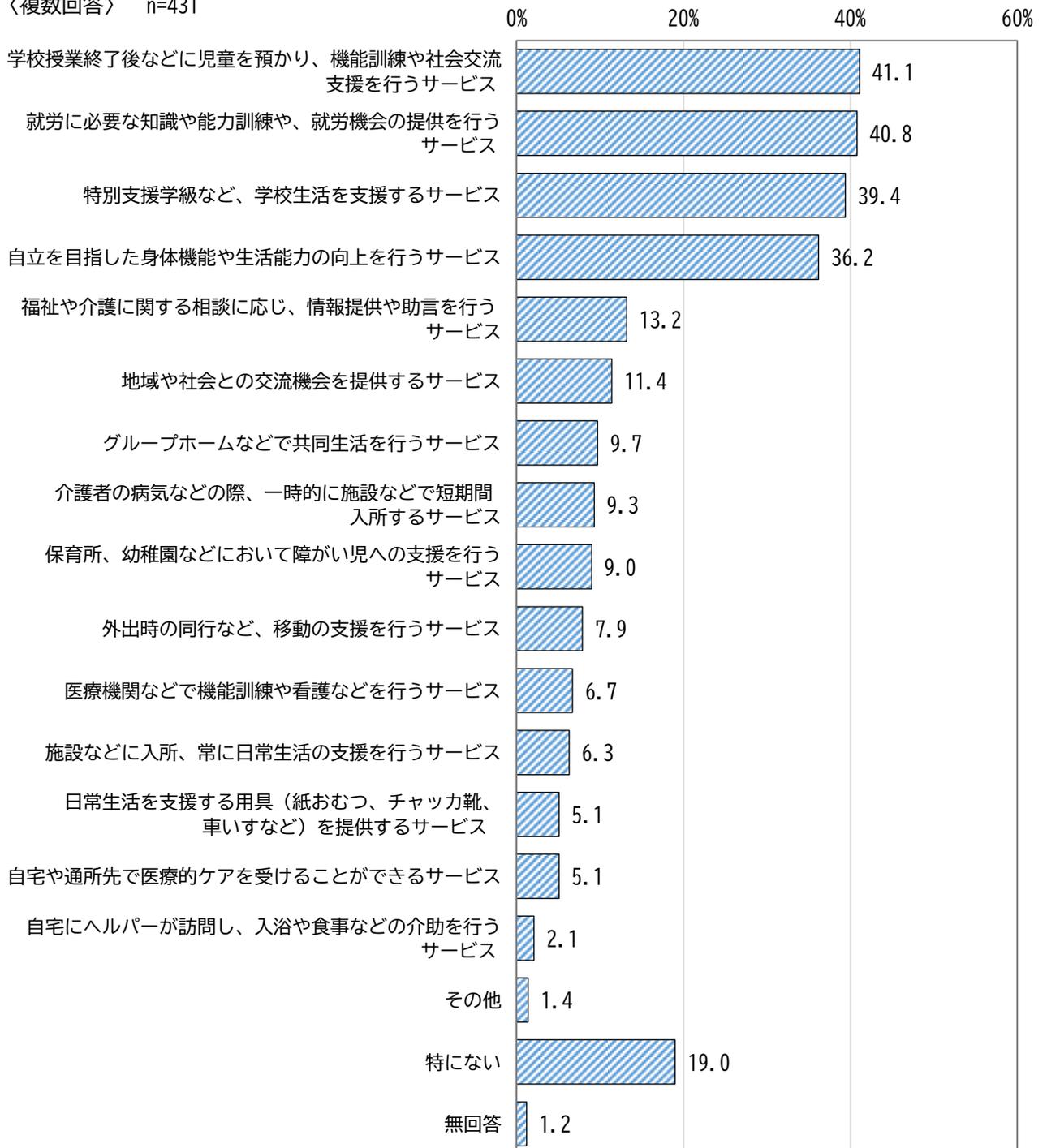
- 新たに利用する予定または、今よりも利用を増やす予定
- 今と同じくらい利用する予定
- 今よりも利用を減らす予定
- 利用予定がない
- 無回答

＜障がい児の保護者＞

・今後利用させたいサービスは、「学校授業終了後などに児童を預かり、機能訓練や社会交流支援を行うサービス」が41.1%と最も高く、次いで「就労に必要な知識や能力訓練や、就労機会の提供を行うサービス」が40.8%、「特別支援学級など、学校生活を支援するサービス」が39.4%となっています。

Q お子さんに今後利用させたいサービスはどのようなサービスですか。

＜複数回答＞ n=431



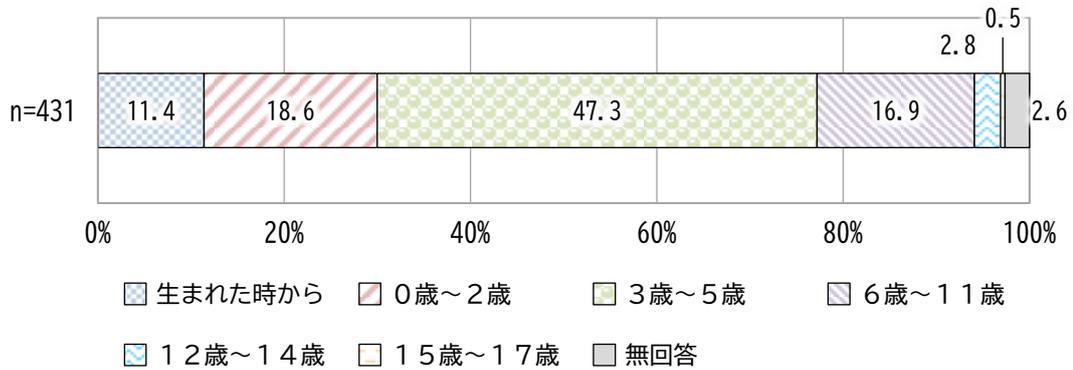
(10) 子どもの発育・発達について

<障がい児の保護者>

- ・お子さんの障がいがわかった（診断を受けた）時期については、「3歳～5歳」が47.3%と最も高く、次いで「0歳～2歳」が18.6%、「6歳～11歳」が16.9%となっています。

Q お子さんの障がいがわかった（診断を受けた）時期はいつですか。

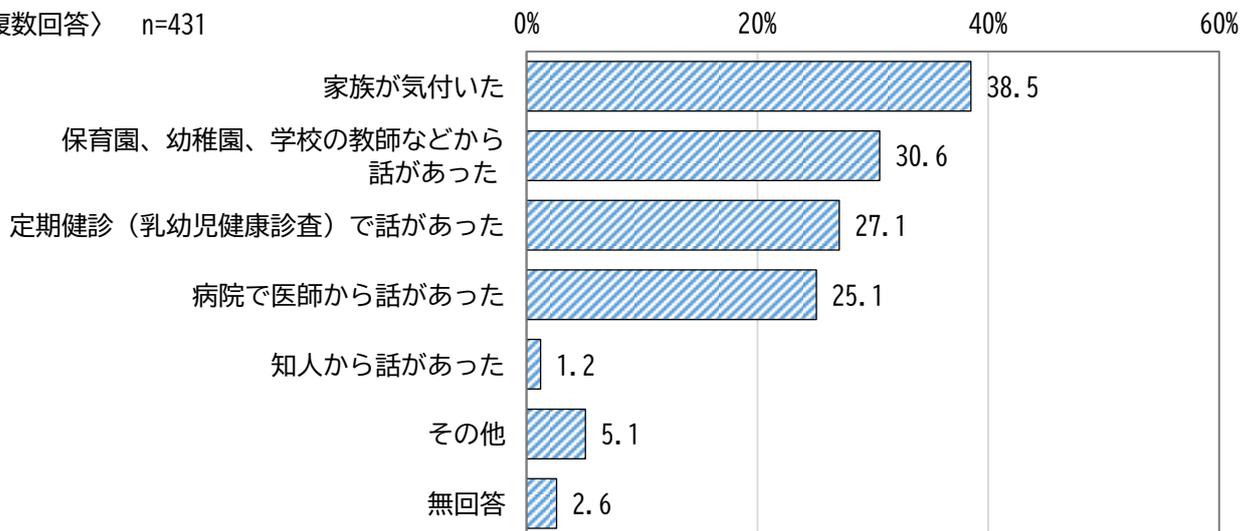
<単数回答>



- ・お子さんの障がいがわかった（診断を受けた）きっかけについては、「家族が気付いた」が38.5%と最も高く、次いで「保育園、幼稚園、学校の教師などから話があった」が30.6%、「定期健診（乳幼児健康診査）で話があった」が27.1%となっています。

Q お子さんの障がいがわかった（診断を受けた）きっかけは何ですか。

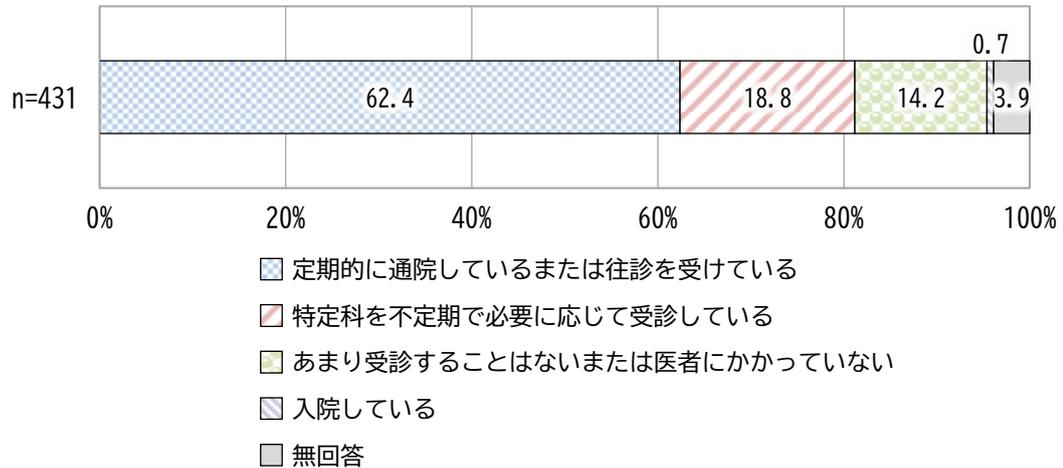
<複数回答> n=431



- 医療機関への通院または往診については、「定期的に通院しているまたは往診を受けている」が62.4%と最も高く、次いで「特定科を不定期で必要に応じて受診している」が18.8%、「あまり受診することはないまたは医者にかかっていない」が14.2%となっています。

Q お子さんは定期的に医療機関に通院または往診を受けていますか。

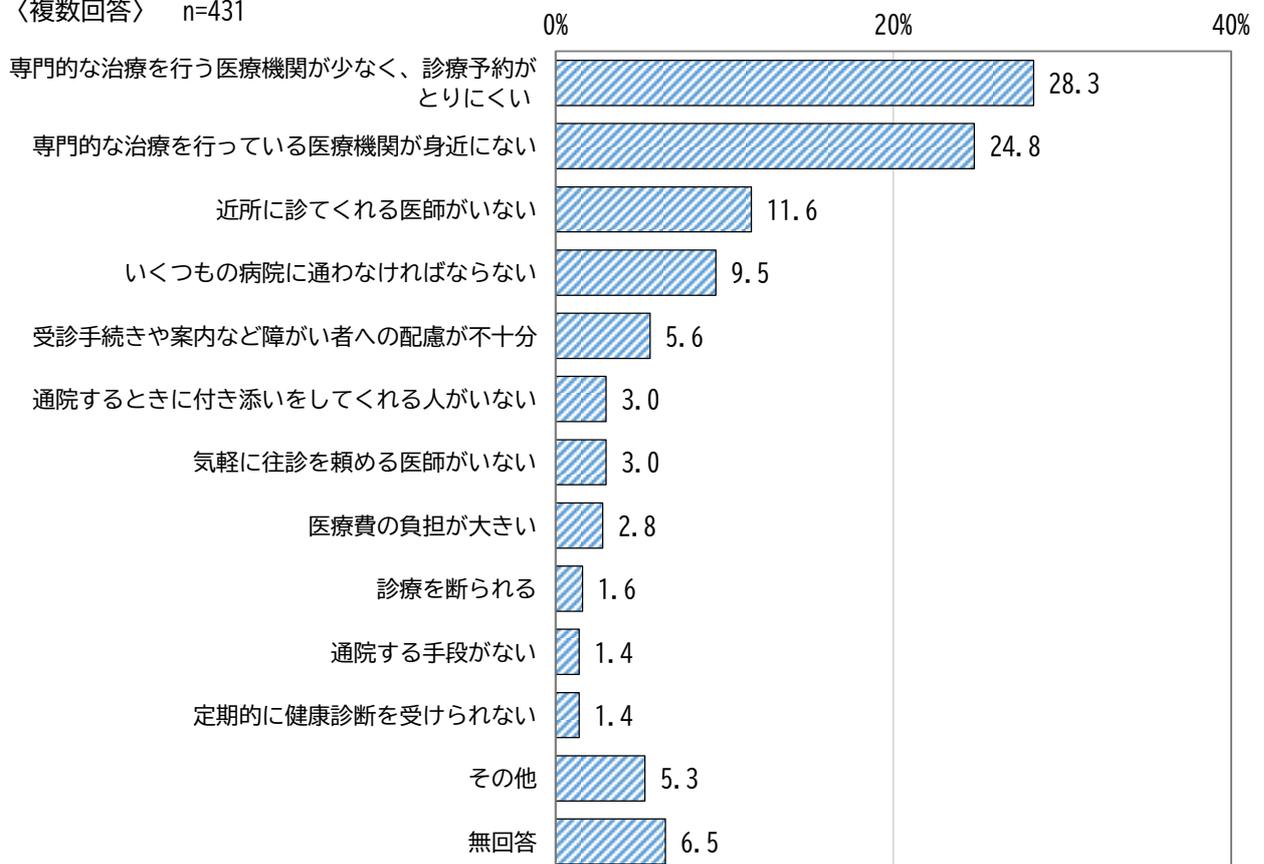
〈単数回答〉



- 医療について困っていることとしては、「専門的な治療を行う医療機関が少なく、診療予約がとりにくい」が28.3%と最も高く、次いで「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が24.8%、「近所に診てくれる医師がいない」が11.6%となっています。

Q お子さんの医療について困っていることは何ですか。

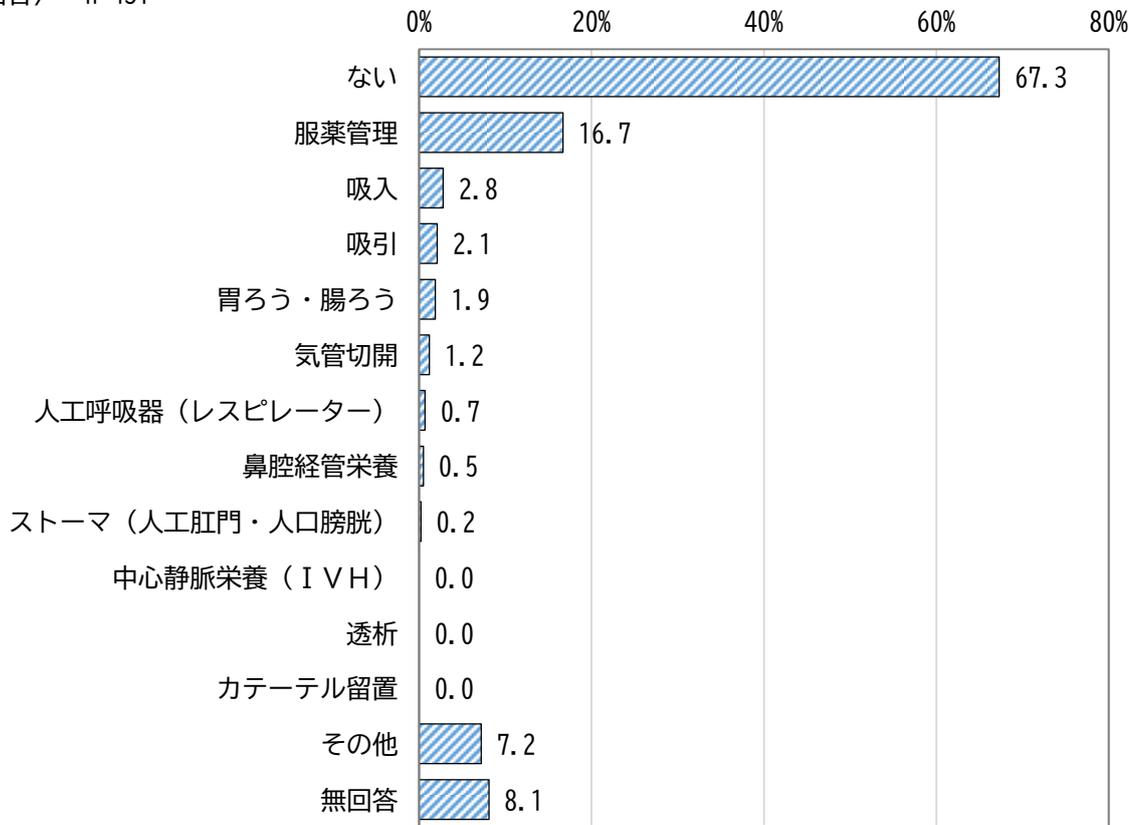
〈複数回答〉 n=431



げんざいう いりょうてき
 ・現在受けている医療的ケアについては、「ない」が67.3%と最も高く、次いで「服薬管理」が16.7%となっています。

こ げんざいう いりょうてき こた
 Q お子さんが現在受けている医療的ケアをお答えください。

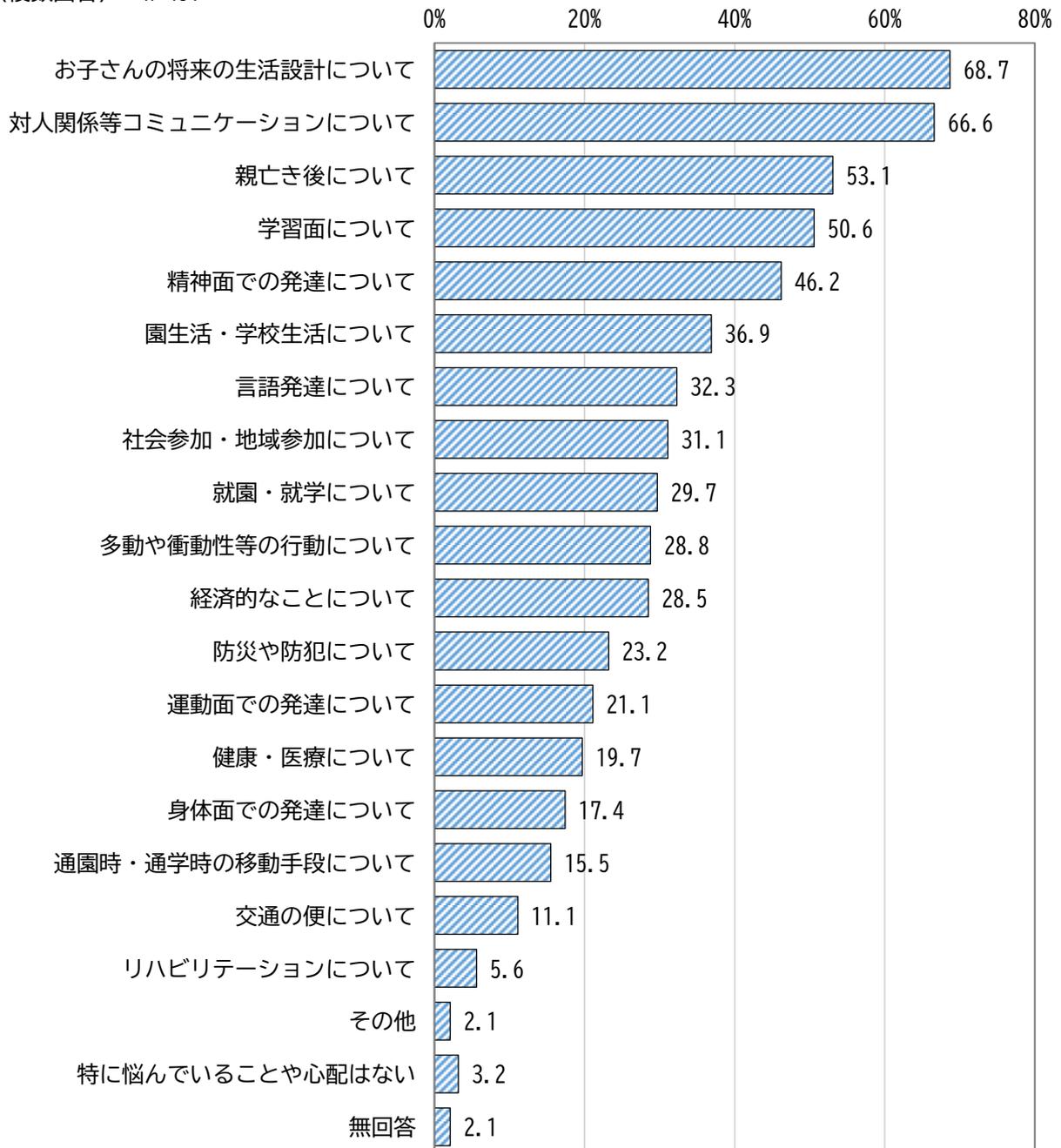
〈複数回答〉 n=431



・悩んでいること、心配に思うこととしては、「お子さんの将来の生活設計について」が68.7%と最も高く、次いで「対人関係等コミュニケーションについて」が66.6%、「親亡き後について」が53.1%となっています。

Q お子さんのことで悩んでいること、心配に思うことはありますか。

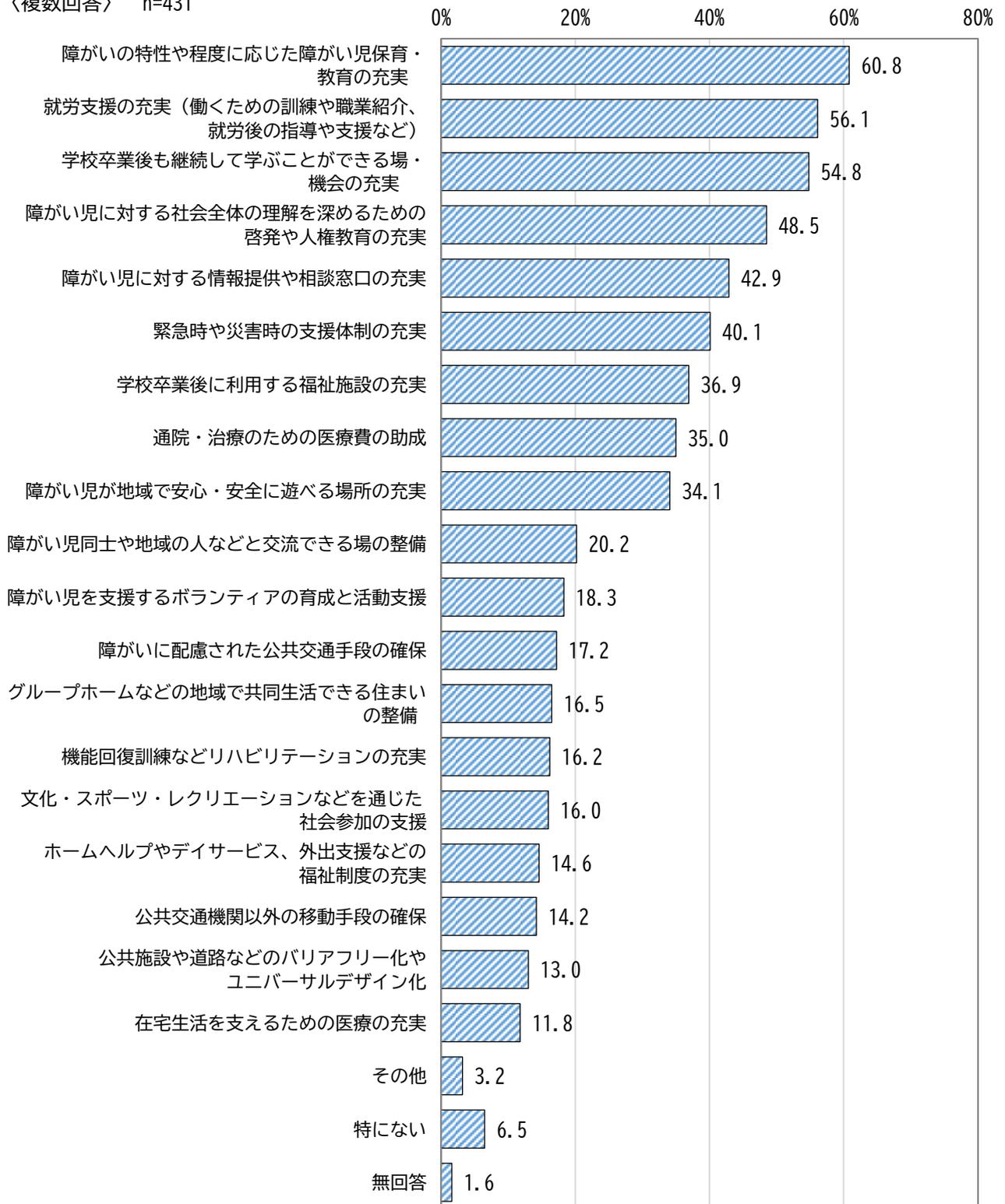
〈複数回答〉 n=431



・ 障がい児支援として充実すべきこととしては、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が60.8%と最も高く、次いで「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など）」が56.1%、「学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実」が54.8%となっています。

Q 障がい児支援として充実すべきことは何ですか。

〈複数回答〉 n=431



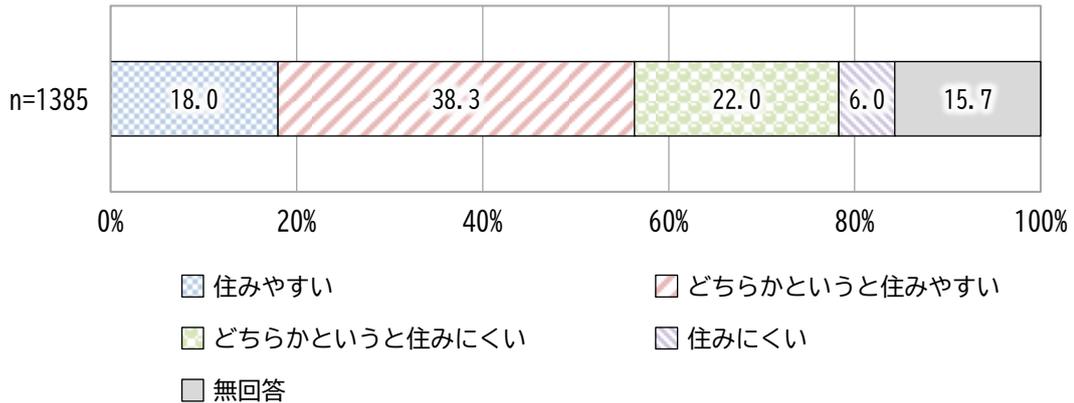
(11) やつしろし しょう かくししやく 八代市の障がい福祉施策について

<さいいじょうてちようしよじしや 18歳以上手帳所持者>

- ・やつしろし す 八代市の住みやすさについては、「どちらかというと住みやすい」が 38.3%と最も高く、次いで「どちらかというと住みにくい」が 22.0%、「住みやすい」が 18.0%となっています。

Q やつしろし しょう ひと す おも 八代市は、障がいのある人が住みやすいまちだと思いますか。

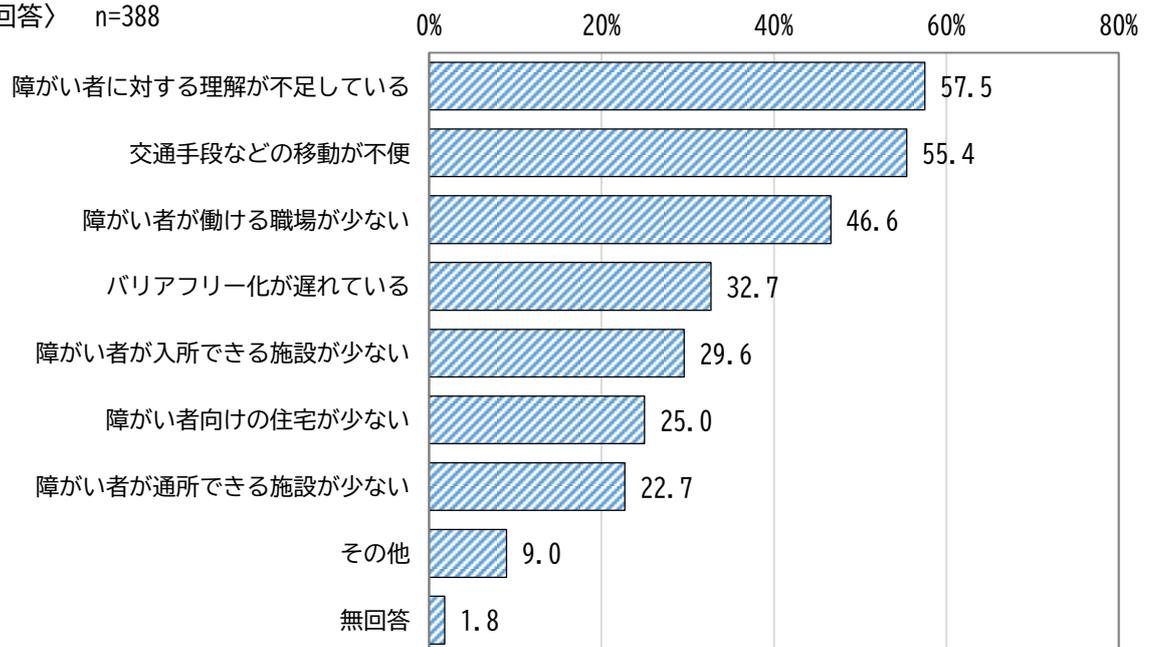
<単数回答>



- ・す 住みにくいと思う点については、「しょう ひと す 障がい者に対する理解が不足している」が 57.5%と最も高く、次いで「こうつうしゆだん いどう ふべん 交通手段などの移動が不便」が 55.4%、「しょう ひと す 障がい者が働ける職場が少ない」が 46.6%となっています。

Q やつしろし しょう ひと す おも 八代市の、障がいのある人が住みにくいと思う点はどのようなところですか。

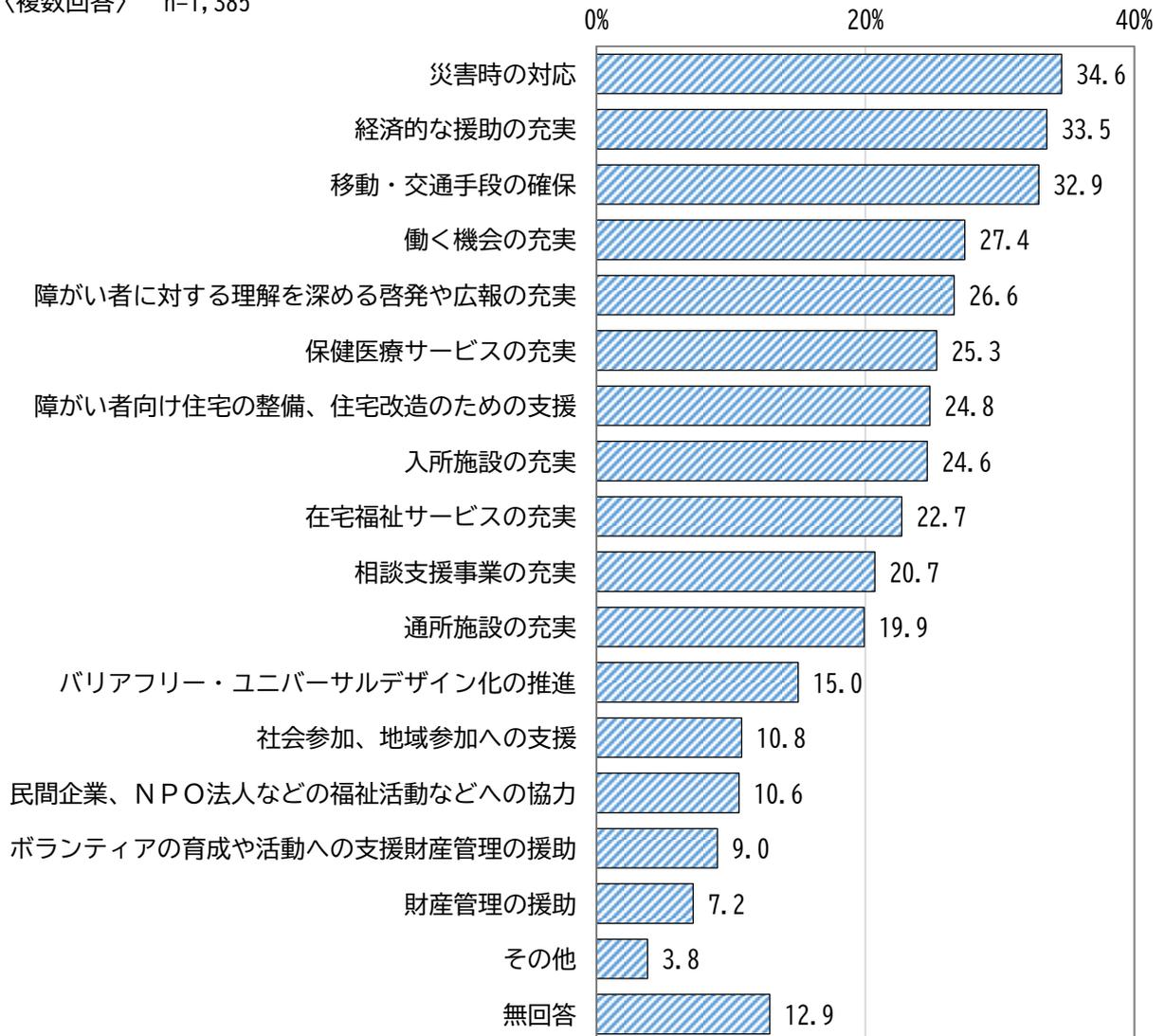
<複数回答> n=388



今後、充実してほしいことは、「災害時の対応」が34.6%と最も高く、次いで「経済的な援助の充実」が33.5%、「移動・交通手段の確保」が32.9%となっています。

Q 今度、障がい者が暮らしやすいまちづくりにあたり、市に特に充実してほしいと思うことは何ですか。

〈複数回答〉 n=1,385

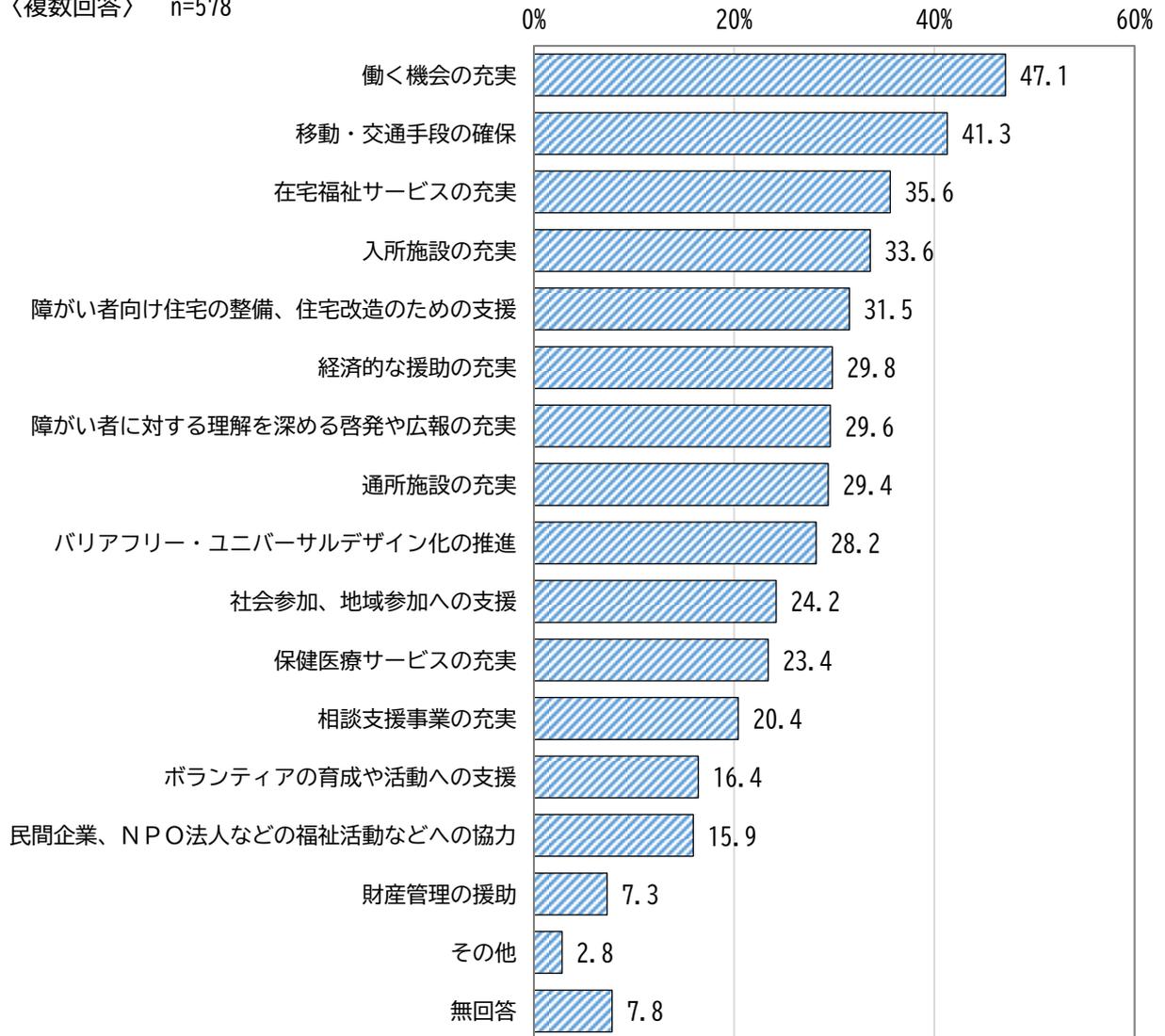


いっばんしみん
 <一般市民>

・今後、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりにあたり、八代市に特に充実してほしいこととしては、「働く機会の充実」が47.1%と最も高く、次いで「移動・交通手段の確保」が41.3%、「在宅福祉サービスの充実」が35.6%となっています。

Q 今後、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりにあたり、市に特に充実してほしいと思うことは何ですか。

<複数回答> n=578



5 関係団体・事業者アンケート及びヒアリング調査結果

(1) 団体等の運営について

◆ 主な意見

(サービス提供団体)

- ・令和元年度の収支については、「黒字だった」、「ほぼ収支が均衡した」がともに30.3%と最も高く、次いで「赤字だった」が21.2%となった。
- ・サービスの質の評価に関する取り組みを定期的実施・受けている割合は、自己評価が66.7%、利用者からの評価が51.5%、第三者評価が3.0%となった。
- ・第三者評価について「実施・受ける予定はない」と回答した理由については、「費用がかかりすぎる」が62.5%と最も高く、次いで「メリットを感じない」が25.0%となった。
- ・苦情・相談の把握、事故等、職員教育・研修、契約、情報管理への対応については、すべての回答者において「対応できている」とする回答が多くなった。
- ・団体を経営していく上での問題については、「職員の確保が難しい」が57.6%と最も高く、次いで「事務作業量が多い」、「収益の確保が難しい」がともに48.5%となった。

(関係団体)

- ・団体の収入源は、「会員からの会費」、「市からの補助金」、「社会福祉協議会からの補助金」が多い。
- ・活動する上で困っていることについては、「後継者問題」が66.7%と最も高く、次いで「会員の意識」、「社会の認識」がともに50.0%となった。

ヒアリング調査の意見等

- ・コロナ禍での活動が難しい。
- ・会員については、制度の充実に伴い加入するメリットが変化してきていると思われることから、運営内容についても見直しが必要ではないか。
- ・家族会等においては、同じ環境の人々との交流による情報や、社会の動向を勉強するいい機会と考えるが、このような機会がない人が多いのではないか。
- ・学生のニーズや希望と、事業所の目指すサービスとをマッチングさせていければ採用できるのではないかと考えている。
- ・職員の質と量で不足している。スキルをもった人に来ていただきたいが中々採用できていない。
- ・夜勤ができる職員が少なくなっており、特定の職員の負担が大きくなっている。
- ・このような仕事があるということを学生の皆さんに知ってもらえればいいのかと思うが、事業所単独では難しいと感じている。

(2) 地域生活について

◆ 主な意見

○ 障がいのある人を取り巻く環境について

- ・ 相談支援事業所が不足しており、サービスを利用したくてもできない人が多くいること。

<サービス提供団体>

- ・ 自立した生活を支えるための住みやすい住環境整備のニーズは高いと感じている。

<サービス提供団体>

- ・ 日中、「自宅にいる」、「通院している」など、孤独な存在の人が多く、地域の中で受け入れ体制が不十分な状況がうかがえます。<サービス提供団体>
- ・ 八代市のろうあ者は高齢化している。今はなんとか自分で生活できている人がほとんどだが、あと10年もすると高齢を考慮した施策をプラスして考えていかなければならないと思う。

<関係団体>

- ・ となりの人との交流がなかったり、町内会にも参加していない人も多い。<関係団体>

○ 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・ 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「相談体制の充実」、「情報提供の充実」、「仲間が集える場所の確保」が66.7%と最も高くなっています。<関係団体>
- ・ 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「相談体制の充実」が78.8%と最も高く、次いで「手続きの簡素化」が66.7%、「生活の場の確保」が42.4%となっています。<サービス提供団体>
- ・ 障がいのある人が各種相談窓口気軽に相談するために必要だと思うことについては、「身近な地域で相談できる」、「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」、「プライバシーが守られる環境になっている」、「相談窓口に関する情報提供体制が充実している」とする回答が高い。<関係団体>
- ・ 休業日に相談ができるように、月に数回でも「障がい者相談員」が常駐できる場の提供があれば考える。

ヒアリング調査の意見等

- ・ 通い、在宅での生活ができるような環境やサービスの提供が必要だと思う。
- ・ 利用者の情報がないまま受け入れている現状となっているが、日頃、通所とかで利用している事業所とかだと情報がよくわかっているので、日中のそういった場所でのショートステイの受入ができる仕組みができるとよいと思う。利用者側からみても安心できるのではないかな。
- ・ 65歳以上になっても元気な人は、そのまま慣れた施設で生活していただくのが一番よいと思うが、入院や通院の回数が多くなったり、医療行為が必要となったり、難病などの医療的ケアが求められる方への対応が難しくなっている。
- ・ 法制度にとらわれない（年齢制限により退去など）アパートのような感覚で利用者の自由を確保しつつ、安全に生活できる住まいが必要と考える。

(3) 保健・医療について

○障がいのある人を取り巻く環境について

- ・18歳までの放課後デイなどの事業はありますが、卒業後は保護者の就業時間を福祉事業でカバーできておらず、保護者がフルタイムの仕事を諦める現実があります。

<サービス提供団体>

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・医療的ケアの必要な子ども達就園に向けた人員配置（看護師）がスムーズに進むと良いかと思えます。<サービス提供団体>
- ・医療的ケアを受けている児童・生徒の在宅介護者の小休止や隙間時間のレスパイトケアについて八代市で考えていただければと思います。<サービス提供団体>

(4) 療育・教育について

○障がいのある人を取り巻く環境について

- ・受給日数を増やす必要がある利用者さんが増やせずに親と子供共々が困ったり療育の成果を維持するのが難しいことがあります。<サービス提供団体>
- ・各々のライフステージにおいて、子ども時代の療育又は気づかずに成人へととなっていく人も現実にいる。<サービス提供団体>
- ・高等部に入学者が、家庭・学校生活で適切な対応、支援を受けずに自尊心の低下や不登校など二次障がいを背負う事例があります。<教育機関>
- ・（小・中学部）通常学級から支援学級への転籍、支援学校への転校についての相談。発達検査、児童・生徒の行動観察の相談が増えています。<教育機関>
- ・（高等部）福祉事業所の活動内容や定員の空き情報、グループホームの情報についての相談。福祉事業の手続き、書類作成のお尋ねや、関係機関との連携などの相談が増えています。<教育機関>

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・早期の療育や学校の適切な対応によって回避できる可能性があると思うことから、児童の療育事業の充実、学校の特別支援教育の充実が必要です。<教育機関>
- ・就学前の児童は、相談支援事業所が作成したプランだけではなく、児童デイサービス事業所等が作成したプランですぐにサービス利用できるようにしてほしい。小・中・高そして社会人になったとき、就学前から療育を受けた人と、就学後に療育を受けはじめた人では、大きな差が生じる点を再度検討してもらいたい。<サービス提供団体>

ヒアリング調査の意見等

- ・ご家族が積極的に介入されるが多くなったと感じる。具体的には、「こうりたい」「こうしたい」というようなしっかりしたお考えを持ってこられる人が増えてきたと思う。
- ・療育を増やしたいという家族の要望は多いが、職員数に限りがあることからご期待に応えられていない。

(5) 雇用・就労について

○障がいのある人を取り巻く環境について

- ・障がいのある人の働ける場所が少ない<サービス提供団体>
- ・高等部では、就労に向けての取組を行っていますが、本校の職員は義務制の小中学校の経験が少なく、就労アセスメントがうまくできていない現状があります。<教育機関>

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・例えば上位の事業所が、新規の利用者さんを入れる際、作業能力が低下した利用者さんを下位の事業所へとスムーズに移行させることができるなら…上位の事業所は生産性を維持でき、利用者さんは能力に合わせて働き続けることができ、下位の事業所は利用人数を確保できるでしょう。事業所間の連携が進めばと願っています。<サービス提供団体>
- ・就労に関して既存の事業者と共存しながら優先調達推進法に基づく優先調達の推進をしていくと働きやすい環境ができてくると思います。<サービス提供団体>
- ・障がいのある人が働くために必要だと思ふ支援については、「障がい理解を促進するための職場への働きかけ」が83.3%と最も高く、次いで「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が66.7%、「働くための知識・能力を身につける職業訓練」、「障がいの特性にあった職業・雇用の拡大」がともに33.3%となっている。<関係団体>
- ・障害者法定雇用率の達成に向けて、障がいのある人が就労しやすい方策の工夫をお願いしたい。<関係団体>
- ・職場内で、障がいに対する理解があること<教育機関>
- ・障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること<教育機関>
- ・事業主との相互理解を深めるため、3か月間の試行雇用を行って常用雇用を目指すトライアル雇用の機会が広がること<教育機関>
- ・障がいのある人が円滑に就労できるように職場内外の支援環境を整える者（ジョブコーチ）を派遣し、職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること<教育機関>
- ・障害者法定雇用率の達成促進や雇用率の引き上げにより、雇用機会が増えること<教育機関>

ヒアリング調査の意見等

- ・B型が中心となっており、一般企業の就労は難しくなっているようだ。
- ・法定雇用率の達成ができていないところが多い。
- ・障がいの特性に応じた支援が必要と感じる。
- ・精神障がい者は薬を常用している人が多く、一般就労は難しいと聞いている。そのようなことから、就労に対して本人の意欲も低くなっているのではないか。
- ・工賃にインセンティブをつけていこうとする動きは分かるが、事業所として利用者を選べるかというそれは難しい。生産性を上げることが難しい中で、工賃だけでインセンティブを与えていくというやり方がいいのかと思う部分もある。
- ・一般企業で失敗した人も多く、A型の工賃をしっかりと支払うことで当事業所の方が働きやすいと継続される人も多い。

(6) 情報の取得・利用について

○障がいのある人を取り巻く環境について

- ・手話通訳者の高齢化に伴う通訳者の減少でこの先聞こえの保障が守られるか心配する。<関係団体>
- ・福祉事業所の活動状況やグループホームを含め、定員の空き状況が一括でまとめられてなく、各事業所への電話で直接情報を集めている状況です。<教育機関>

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・例えば、熊本市のKP5000（くまもと5000プロジェクト）のように、サイトで情報が集められるようになればと思います。<教育機関>

(7) 理解促進、差別解消、権利擁護について

○障がいのある人を取り巻く環境について

- ・障がいのある人の虐待防止に向けて取り組んでいることとしては、「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」が90.9%と最も高く、次いで「虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している」、「虐待防止に関する責任者を定めている」がともに60.6%となっている。<サービス提供団体>
- ・障害者差別解消法に伴い具体的に取り組んでいることが、「ある」が27.3%、「ない」が63.6%となっている。<サービス提供団体>
- ・利用者の権利擁護について実施していることについては、「担当者（相談窓口等）の設置」が57.6%と最も高く、次いで「八代市社会福祉協議会との連携」が24.2%、「特にない」が18.2%となっている。<サービス提供団体>
- ・障がいのある人と社会の距離が遠く感じる。障がいのある人でも出来ることがたくさんある事が世間に理解されていくとよいと思う。<サービス提供団体>
- ・諸施策により、人権意識も向上しているように思いますが、広く社会を見渡すと、障がいのある人に対する差別や偏見はまだ根深いものがあるように感じます。<関係団体>

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・障害のある人の生きづらさを解消して、いわゆる共生社会の構築に向けた、実践的、体験的な啓発のあり方を工夫していきたい。<関係団体>
- ・差別や偏見を払拭するためには、きめ細かな息の長い取り組みが必要だと思えます。<関係団体>
- ・サポート量の違いは個々にありますが、本人に必要なサポートを受ける権利について、本人・保護者を含め、地域啓発を進める必要があると思えます。<教育機関>
- ・障がいや障がいのある人の福祉についての啓発<教育機関>
- ・障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進<教育機関>
- ・学校における福祉教育の充実<教育機関>
- ・障がいに関する講演会や学習会の開催<教育機関>
- ・障がいのある人の地域活動への参加機会の促進<教育機関>

ヒアリング調査の意見等

- ・特別支援学級と通常学級との共同学習など子どもたちの取り組みは進んでいると思う。一方、大人にはそういうシステムがないので意識がある人はそういった機会に自主的に参加するがそうでない人は意識がない。知らないということは、中々理解が進まないと思う。
- ・現在実施しているイベント等を今後は、行政と連携して実施できたらよいと思っている。
- ・地域の協力を得て一緒に取り組むことから始まるのかなと思っている。
- ・見た目ではわからない人が多く、何気ない接し方を学ぶ機会があるとよい。
- ・自分たちも活動の中でも、広報・啓発に努めてはいるが、全体的にやっていかないと広がっていくという点では難しいのかなと思っている。様々な機関がつながってお知らせしていけばいいのかなと思う。

(9) 文化・スポーツ・交流活動等について

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・障がいのある人の積極的な地域・社会参加のために大切なことについては、「参加しやすい配慮」が100.0%と最も高く、次いで「交通機関・道路の改善」が50.0%となっている。

<関係団体>

ヒアリング調査の意見等

- ・イベントや研修の開催が事業所単位となっている場合が多いことから、行政と連携して実施できたらよいが、多くのボランティアが必要となる。
- ・ボランティア的、障がいのある人々を中心にすえた活動が効果的と考える。
- ・小さい頃から「知っている」「ふれあったことがある」という経験は、障がいのある人に対する意識が大きく違うと思う。
- ・出て行ける環境を作るためには、行政の同行援護などのサービス利用に区分別の利用制限があることでできない部分もあることから本人の希望通りサービスが利用できる施策が必要と感じる。
- ・利用者にいろいろ経験してもらうことが大切だと思うが、現在、コロナ感染が心配で今までできていたことができなくなり毎日不安な状況。

(10) 生活環境について

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・公共施設・道路建物のバリアフリー化の充実<関係団体>
- ・盲人の方が白杖をつけて歩かれるので歩道を歩きやすく整備し、点字ブロックをちゃんとこわれた所など修理する。交差点では音を出して知らせるようにしてほしい。盲人の方がひとりで白杖をつけて安心して歩けるように街並みを整備してほしい。<関係団体>

(11) 災害、防犯・安全対策について

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

- ・災害時の避難場所の確保（個性性を重視したスペースが確保してあると家族で周囲を気にせず利用できる）<サービス提供団体>

(12) 障害福祉サービスについて

<サービス提供団体>

- ・令和元年度と比較した新規サービス利用希望者数の増減については、「増えている」が48.5%と最も高く、次いで「変わらない」が30.3%、「減っている」が15.2%となっている。
- ・サービス利用希望者数の増加への対応状況については、「対応できている」が68.8%と最も高く、次いで「対応できていない（断っている）ことが時々ある」が31.3%となっている。
- ・サービスを提供する上での課題については、「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」が33.3%と最も高く、次いで「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」が21.2%となっている。
- ・利用者や家族から受ける相談や苦情の内容については、「サービス利用等の手続きに関すること」が30.3%と最も高く、次いで「制度やサービスの説明に関すること」が27.3%、「サービスの質や内容に関すること」が21.2%となっている。
- ・サービス向上のために取り組んでいることについては、「内部の研修や講習会の開催」が84.8%と最も高く、次いで「外部の研修や講習会への職員の派遣」が75.8%、「緊急時マニュアルの作成」、「利用者への説明の徹底」がともに66.7%となっている。
- ・新規サービスに参入する上での課題については、「新たな職員の確保」が84.8%と最も高く、次いで「収益性の確保」が66.7%、「障がいに対応できる職員の能力育成」が48.5%となっている。

ヒアリング調査の意見等

- ・定員が上限に近くなってきており、利用者のニーズ（増加）に対応するため
- ・家族によるセルフプラン作成が多くあり、相談支援専門員が作成されるプランに比べると差が生じており、更に利用開始までの時間がかかってしまう場合が多くなっている事例を解消できればと思います障害児相談支援の拡充予定となっている。
- ・以前から計画には上げているが、人員確保ができずに中々実施に至っていない状況。
- ・放課後デイの利用者は確実に増加している。
- ・他の事業所と併用している方がおり、週においての利用回数が増え、曜日によって定員がいっぱいになることがある。曜日によって定員オーバーとなるので毎日ではないことから拡充は難しい。

(13) 八代市の障がい者施策について

- ・市が行う障がい者福祉施策について今後必要だと思ふことについては、「事務手続きの簡素化」が19件と最も高く、次いで「障がいのある人の経済的負担の軽減」、「地域生活基盤の整備の推進」がともに11件となっています。<サービス提供団体>
- ・八代市に不足しているサービスや支援の有無については、「ある」が54.5%、「ない」が24.2%となっています。<サービス提供団体>
- ・相談支援事業所・相談支援専門員の不足《利用者が必要な時に対応していただけない現状あり。》<サービス提供団体>
- ・住まいの場《GH、短期入所又は緊急性のある場合の一時避難的な場所》<サービス提供団体>
- ・特性（専門性）等に特化した作業の場。《対応の困難さ等があっても「働きたい」という意欲（希望）を叶えられる働く場所》<サービス提供団体>
- ・利用者ニーズがありながらすぐ対応できない状況は、非常に問題があると考えます。相談支援事業所も様々な案件を抱えられている状況で、新規の対応もなかなか難しい状況だと伺っておりますが、障がい福祉サービスの向上を図りながら当たり前に活動している事業所においては、経営的にも死活問題であります。この現状をご理解頂き、早急なる対応をお願いいたします。<サービス提供団体>
- ・障がいを持つ人が社会と交流できる場所や気軽に相談に行ける環境を拡充していただきたいです。<サービス提供団体>
- ・先日6月5日に国会で「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」が成立した。新聞等でもほとんど取り上げられていないが、いわゆる電話リレーサービスのことで、これだろうあ者の生活は一変するだろう。電話リレーサービスは、きこえない、きこえにくい人がそれぞれの自分のことば、手話や文字できこえる人とすぐに電話でつながることのできる仕組みである。市としてどうにか制度化できないか検討願いたい。<関係団体>
- ・手話奉仕員養成講習会について、講師を地元のろうあ者に任せていただきたい。<関係団体>
- ・今後、ますます年齢を重ねていかれるろうあ者の実態を考えると、消防署も含めて、ろう協、サークル、支援課の話し合いを計画していただきたい。<関係団体>
- ・新型コロナウイルスの感染が落ち着いていくと、新しい生活様式を取り入れた対応が求められる。今後、市主催の講演会、イベントが再開されると予想されるが、その際、手話通訳者の場所にアクリル板などの設置を含めた対応策をお願いしたい。<関係団体>

ヒアリング調査の意見等

- ・八代市においても積極的な施策を進められているが、「見えない」「知らない」という印象がある。
- ・実際に一般市民、障がいのある人がふれあう場という話をしたが、ふれあいだけが中心でなくてもよいと思う。そのような行事の場で法律や市の施策を学ぶ機会とすることも効果的ではないか。
- ・障がい者専用の老健施設は無理だとしても、今ある施設の中で介護のウェイトを増やすなど色々な考えはあると思うが、そういった高齢になった人々がのびのびと過ごすことができる施策があればよいと思う。

6 ようごかいせつ 用語解説

あ 行

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業の必須事業の1つ。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業の必須事業の1つ。

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶ教育。障がいのある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念。

ウェブアクセシビリティ

ウェブコンテンツを利用してすべての人が、心身の状態やご利用になる環境に関係することなく、ウェブサイトにおいて提供されている各種情報や機能を支障なく利用できること。

NPO（非営利民間組織）

「Non Profit Organization」の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した団体はNPO法人という。

か 行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関。

虐待

立場の弱い者が不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障がい者などに対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否（ネグレクト）、健康状態を損なう放置などをいう。

これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法などが制定された。

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

グループホーム（共同生活援助）

地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の援助を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービス1つ。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

合理的配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）において行政機関及び事業者に求められているもの。

障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、または過度の負担を課さないものをいう。

さ 行

児童発達支援センター

障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

じどうふくしほう

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。昭和22年法律164号。

社会福祉協議会

社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。

就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）。主な内容は、障害者虐待を定義する（1 擁護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）とともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障害者虐待防止等に係る具体的枠組みを定める。なお、虐待防止の枠組みは、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所者には、施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設）に応じて、この法律、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢者には、この法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用する。

しょうがいしゃけんりじょうやく

障害者権利条約

あらゆる障害（身体障害、即ち肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚障害、精神障害及び知的障害）のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約であり、平成18年に国連総会において採択された。日本においては、障害者基本法や障害者差別解消法の成立による国内法の整備が進んだこと等から、平成26年1月に批准された。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行）。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。主な内容としては、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組等が挙げられる。

障がい者支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、都道府県及び市町村が障害者総合支援法に基づき設置する協議会。

障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成16年6月に障害者基本法において12月3日から12月9日までの1週間と定められた。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに、地域生活支援や就労支援等を定め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする法律。平成18年に施行されたが、制度の見直しに伴い障害者総合支援法に引き継がれた。

しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わって、平成25年4月1日から新たに施行された法律であり、正式名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しが行われた。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

就職または職場への定着に課題のある障がい者に対して、職場で安定して働くことができるように、職場で一定期間、障がい者本人、家族、事業主に対し支援を行うことを業務とする者。事業主や職場の従業員に対しての助言や職務・職場環境の改善も提案する。

じりつくねん 自立訓練

機能訓練と生活訓練があり、機能訓練は、身体障がい者または難病の方などに、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービス。生活訓練は、知的障がい者または精神障がい者、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または、障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

じりつしえんいりよう 自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付するもの。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有するもののうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

せいねんこうげんせいど 成年後見制度

判断力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。

た 行

たんきにゅうしょ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

ちいきいこうしえん 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

ちいきていちやくしえん 地域定着支援

単身等で生活する障がい者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター

障がい者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。

とくべつしえんがつきゅう 特別支援学級

学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のためにニーズに応じた教育を行うことを目的としている。

とくべつしえんがっこう 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

とくべつし えんきょういく 特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

とくべつし えんきょういくし えんいん 特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者。

なぎょう な行

なんびょう 難病

①発病の仕組みが明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担等を受けられる。

はぎょう は行

はつたつしやう 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている。

ピアカウンセリング

「ピア（peer）」とは、「仲間」という意味で、ピアカウンセリングは、障がい者自身やその家族等が、自らの体験に基づいて、障がい者の悩みを聞き心の支えになったり、地域の中で自立した生活をする手助けをした

りすること。 ひなんこうどうようし えんしやとうろくせいど 避難行動要支援者登録制度

災害時に、一人暮らしの高齢者や障がい者が地域の中で避難支援が受けられるように、平常時から一定の件を満たす要支援者の情報を把握し、避難支援体制の構築を図る制度。

ほうていこようりつ 法定雇用率

常用雇用者数に対する障がい者の割合。障害者雇用促進法に基づいて、民間企業・国・地方公共団体は所定の割合以上の障がい者を雇用することが義務付けられている。

やぎょう や行

ユニバーサルデザイン

身の周りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人がいやすいようにつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築を目指したもの。

らぎょう ら行

りやういくてちやう 療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

りやうようかいご 療養介護

医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

だい き やつしろししょう しゃけいかく
第4期八代市障がい者計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

れいわ ねん がつ
令和3年3月

はっこう やつしろし けんこうふくしぶ しょう しゃしえんか
発行 八代市 健康福祉部 障がい者支援課

〒866-8601

くまもとけんやつしろしまつえじょうまち
熊本県八代市松江城町1-25

でん わ ちやくつう
電話(0965)-35-0294 (直通)

FAX(0965)-33-4279

E-mail syofuku@city.yatsushiro.lg.jp

H P <http://www.city.yatsushiro.lg.jp>
